

平成28年11月定例会

# 環境生活委員会

予算決算委員会（環境生活分科会）

## 会議録

長崎県議会

# 目 次

## (委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

## (12月8日〔経済対策補正予算審査〕)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、経過	
分科会	
環境部長予算議案説明	3
土木部長予算議案説明	3
監理課長補足説明	3
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	7

## (第1日目)

1、開催日時・場所	9
2、出席者	9
3、審査事件	9
4、付託事件	10
5、経過	
分科会	
土木部長予算議案説明	11
監理課長補足説明	11
予算議案に対する質疑	13
予算議案に対する討論	14
委員会	
土木部長総括説明	14
道路建設課長補足説明	15
住宅課企画監補足説明	16
議案に対する質疑	17
議案に対する討論	20
決議に基づく提出資料の説明	20
住宅課長補足説明	21
陳情審査	21
議案外所管事項に対する質問	25

## (第2日目)

1、開催日時・場所	4 2
2、出席者	4 2
3、経過	
分科会	
環境部長予算議案説明	4 2
予算議案に対する質疑	4 3
予算議案に対する討論	4 4
委員会	
環境部長総括説明	4 4
水環境対策課長補足説明	4 5
決議に基づく提出資料の説明	4 5
陳情審査	4 6
議案外所管事項に対する質問	4 8
分科会	
交通局長予算議案説明	6 5
予算議案に対する質疑	6 5
予算議案に対する討論	6 5
委員会	
交通局長総括説明	6 6
営業部長補足説明	6 8
決議に基づく提出資料の説明	7 0
議案に対する質疑	7 2
議案に対する討論	7 2
議案外所管事項に対する質問	7 2

## (第3日目)

1、開催日時・場所	8 0
2、出席者	8 0
3、経過	
分科会	
県民生活部長予算議案説明	8 0
予算議案に対する質疑	8 1
予算議案に対する討論	8 1
委員会	
県民生活部長総括説明	8 2
人権・同和对策室長補足説明	8 2
交通・地域安全課長補足説明	8 3
決議に基づく提出資料の説明	8 5
陳情審査	8 5
議案外所管事項に対する質問	8 7
委員会	
請願審査	1 0 4

## (配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)

# 委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年11月28日

自 午前11時35分  
至 午前11時39分  
於 本館5-A会議室

2、出席委員の氏名

委員	長	中島	浩介	君
副委員	長	大場	博文	君
委員		三好	徳明	君
	〃	瀬川	光之	君
	〃	中島	廣義	君
	〃	山田	朋子	君
	〃	友田	吉泰	君
	〃	大久保	潔重	君
	〃	麻生	隆	君
	〃	吉村	正寿	君

3、欠席委員の氏名

委員	野本	三雄	君
----	----	----	---

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時35分 開会

【中島委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。なお、野本委員から欠席する旨の連絡を受けておりますのでご了承願います。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、山田朋子委員、麻生委員のご両人をお願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の委員会は、平成28年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時39分 再開

【中島委員長】委員会を再開いたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時39分 散会

12月8日  
〔経済対策補正予算審査〕

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月8日

自 午後 1時30分  
至 午後 1時58分  
於 本館5-A会議室

監理課長 天野 俊男 君  
建設企画課長 佐々 典明 君  
新幹線事業対策室長 鈴田 健 君  
都市計画課長 藤田 雅雄 君  
道路建設課長 大塚 正道 君  
道路維持課長 池田 正樹 君  
港湾課長 近藤 薫 君  
河川課長 川内 俊英 君  
砂防課長 後田 健一 君  
住宅課長 亀山 茂 君  
用地課長 岡本 均 君

2、出席委員の氏名

分科会長 中島 浩介 君  
副会長 大場 博文 君  
委員 三好 徳明 君  
" 野本 三雄 君  
" 瀬川 光之 君  
" 中島 廣義 君  
" 山田 朋子 君  
" 友田 吉泰 君  
" 大久保 潔重 君  
" 吉村 正寿 君  
" 麻生 隆 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会(環境生活分科会)

第135号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算(第5号)  
(関係分)

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

環境部長 太田 彰幸 君  
環境部次長兼  
環境政策課長 小嶺 和伸 君  
廃棄物対策課長 重野 哲 君

土木部長 浅野 和広 君  
土木部技監 野口 浩 君  
土木部次長 吉田 慎一 君  
土木部参事監  
(都市・住宅担当) 高宮 茂隆 君

7、審査の経過次のとおり

午後 1時30分 開会

【中島(浩)分科会長】 皆さん、こんにちは。

ただいまから、予算決算委員会環境生活分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日、本分科会として審査いたします案件は、第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分であります。

審査方法について、お諮りいたします。

補正予算の審査は、早期事業着手等のため、即日審議する必要がありますので、第135号議案に限って審査を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議ないようですので、

そのように進めることといたします。

なお、理事者の出席については、第135号議案に係る範囲で、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

予算議案を議題といたします。

環境部長より、予算議案の説明を求めます。

【太田環境部長】 よろしくをお願いいたします。

平成28年11月経済対策補正予算に係ります関係議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分でございます。

補正予算の内容につきましてご説明いたします。

下のほうにございますけれども、海岸環境保全対策推進事業につきましては、海岸漂着ごみ対策について、国の経済対策を活用し、回収・処理事業等を実施するための経費として、4億4,671万2,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 次に、土木部長より、予算議案の説明を求めます。

【浅野土木部長】 それでは、土木部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の土木部のところをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第135号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、未来への投資を実現する経済対策等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

土木部所管の平成28年度補正予算の歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、補正予算の主な内容について、ご説明いたします。

重要幹線街路費23億6,050万円の増、道路新設改良費29億3,962万3,000円の増、国直轄道路事業負担金6億6,280万円の増、道路災害防除費4億8,614万1,000円の増、港湾改修費8億3,212万8,000円の増、国直轄港湾事業負担金4億6,290万円の増、総合流域防災費11億6,040万円の増、広域河川改修費4億2,950万円の増、火山砂防費3億6,855万円の増、地すべり対策費4億4,830万円の増、急傾斜地崩壊対策費5億5,965万円の増、公営住宅建設費5億4,410万円の増を計上しております。

なお、繰越明許費については、記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、監理課長より、補足説明を求めます。

【天野監理課長】 それでは、土木部関係の経済対策補正予算の内示状況につきまして、補足してご説明申し上げます。

お手元にお配りしております課長補足説明資料をご覧くださいと思います。

この1ページに、平成28年度国の経済対策補正予算に係る内示状況と記載をいたしております。公共事業はその1ページ、それから2ページ

に国の直轄事業、それぞれ所管の課名、事業名、内示額、事業要件等を左から順に記載いたしております。

まず、1ページの公共事業でございますが、順に、都市計画課、道路建設課、道路維持課、港湾課、河川課、砂防課、住宅課の各事業におきまして、記載の金額のとおりでございます。合計では120億7,903万1,000円の内示額となっております。その表の一番下でございます。

この表の右側、事業要件の欄がございますが、そこに記載しておりますとおり、採択に当たっての事業要件がそれぞれ記載のとおり設定されておまして、基本的に、その要件に沿って、要望できる箇所は可能な限り要望を行ったところでございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思えます。

国の直轄事業につきましては、記載のとおり、道路、港湾、河川、砂防の各事業の直轄事業費、直轄事業費も参考欄に書いておりますが、トータルで51億8,900万円でございます。これに対する県負担金としまして13億2,006万円の内示額となっております。

なお、各事業箇所につきましては、別途、予算決算委員会参考資料としてお配りをいたしております平成28年度の11月補正予算案、経済対策分という中に箇所を全て掲載いたしております。これは関係部が全部載っておりますが、土木部は、この資料の4ページ以下でございます。

内示状況につきましては以上でございます。次に、繰越明許費につきまして、補足してご説明申し上げたいと思えます。

先ほどの課長補足説明資料の3ページをご覧いただきたいと思えます。

横長でございますが、この中で、表の一番下、

土木部合計の欄に記載をしておりますとおり、今回審査をお願いしておりますのは、トータルで合計15件、26億5,187万2,000円でございます。これは年度内に適切な工期が確保できないものにつきまして、今回、繰越明許費として計上しておりますが、経済対策の趣旨もございまして、可能な限り早期発注に努めてまいりたいと考えております。

金額の内訳につきましては、道路橋りょう費が3件の7億6,516万8,000円、河川海岸費が4件の9億5,008万5,000円、港湾空港費が3件の7億2,000万円、都市計画費が5件の2億1,661万9,000円でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【友田委員】 環境部の補正予算についてお尋ねします。

今回、海岸漂着ごみ対策として4億4,600万円の補正がされておりますけれども、もともと5億500万円の予算がありましたね。これが加わって10億円近くになるんですけども、この4億4,600万円の分に対応されるのは、こういったところを中心にやられるのか、この点をお聞かせください。

【重野廃棄物対策課長】 委員ご質問の件ですけれども、国から、今回の補正予算では、前倒して新年度予算分の大部分を確保していること、また本県へは今回の補正予算からの配分のみで、新年度予算での配分の予定はないということで連絡をいただいております。このため、新年度事業分に係る国庫補助金の確保が見込めないことから、今回の補正予算を繰越して新年度の回

収事業に充てたいと考えております。また、市町においても今後補正予算を組んでいただくようお願いしているところですが、現時点においては、今年度内に事業着手する市町はなく、市町、県とも繰り越す予定となっております。

【友田委員】これを今度補正で出すので、平成29年度の新年度当初に来ないということですよ。そうすると、これまで予算がなかったので手をつけられなかったというところには、この予算でつけられるのですか。結局、新しい補正予算がついたものだから、この予算によって、当初計画していた以外のところの海岸掃除ができるのかと聞いていたんですけども、それはできるのですか。

【重野廃棄物対策課長】来年度の予算を要望するに当たって、各市町にも意向を聞いて予算要求を立てております。もし今年度するとしたら、この予算を使ってできるんですけども、今年度予算がまだ計画的にしなければいけないということで確保しているところがございますので、まず今年度の執行をした中で、できなければ、この予算を使ってするということも可能でございます。

【友田委員】風向きが季節によって変わりますよね。ずっと繰り返してきているわけだから、こういった時期はどこにごみがたまるといのは、それぞれの自治体はわかっていることなんでしょうけれども、どうしても海岸漂着ごみというのは、こういった公の予算を使ってとらないと、誰かボランティアがとってくれるというようなものでもないし、危険なところもあります。だから、長い海岸線を抱える長崎県にとっては、この予算というのは非常に大事なもので、国からも十分な手当てが必要だと思うんで

すけれども、まだ現時点では、残っている予算を各自治体、執行して対応するということができませんけれども、これまでなかなか手をつけられなかったけれども、こういった予算があるのであれば、ぜひこういったところまでやろうというような動機付けになるように、県としても最大限の指導をしていただきたいと思いますので、この点は要望しておきます。

西九州自動車道の佐々インターをおりて平戸方面に向かう上で懸案となっていた佐々町の志方黒石線について、今回、道路改良工事ということで2,200万円計上されています。今、改良道路があるけれども、供用できていない部分があるんですけども、この工事をすることで供用できるようになるのですか。これは黒石ですね。これは川沿いのほうで、この150メートルというので全線拡幅、あの狭いところは拡幅することですか。

【大塚道路建設課長】主要地方道佐々鹿町江迎線志方黒石工区についてのお尋ねでございますけれども、委員から、佐世保市で2,200万円程度ついているというお話がございましたけれども、すみません、ここは佐世保市の分が2,200万円、資料の9ページにございますけれども、北松浦郡佐々町の分になります。ここは佐世保市と佐々町にまたがった工区でございますので、両市町に分けて予算を計上させていただいておまして、実際は4,400万円の補正予算をいただいているという状況でございます。

現場の進捗につきましては、前回も委員会の中でご説明させていただきましたけれども、平成30年度を目指して工事を進めていますけれども、多額の費用がかかること、それから河川内に道路を出して橋をかけるという非常に高度な技術を要する、時間のかかる工事をやってい

ることから、一生懸命やっていますけれども、平成30年度いっぱい、もしくはぎりぎり間に合うか間に合わないかという状況であるというご説明をさせていただきました。今回、4,400万円補正予算をいただいて事業の進捗を図りますけれども、基本的には、予算と、今申しましたとおり工程上の問題がございまして、残念ながら、予算が4,400万円ついたから、かなり時期が前倒しになるということをお約束できるような状況ではございませんが、鋭意予算確保に努めて、現場のほうも進捗を図りたいと考えております。

【山田(朋)委員】 相浦川の広域河川改修費として上がっておりますが、この事業内容と具体的スケジュール等を教えてください。

【川内河川課長】 委員がおっしゃった5ページの相浦川、2億1,125万円については、下流部の河床掘削と、中上流部に堰が3つございまして、その統合をすることということで、その設計を行うようにしております。

時期的には、河床掘削については、これからすぐ発注するような格好になるかと思います。堰の設計は、当然できるだけ早く、地元の調整を図りながら進めていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 わかりました。

3つある堰をどうするのでしたか。もう一度。

【川内河川課長】 中上流部に、固定堰になっているところとか、統合しなければいけないものがございまして、今回、河川改修する時に、川幅を拡幅するとともに河床掘削するものですから、基本的に、横断工作物というのは、河川構造物としては治水上、余り好ましくない、できればないほうがいいんですけれども、取水堰ということでそこにあるということで、今、3つの堰を1つにして、1つの堰で用をなすような地元との調整を図っておりますので、その分の堰

の設計を行いたいということでございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。

1~2カ月前だったかと思えますけれども、相浦川は氾濫していたんです。ぜひ安全上も、一日も早くそういったふうに堰の設計をして、安全が確保できるようにしていただきますようお願いしたいと思います。

もう1点、同じく5ページで、箇所が折橋のところ、急傾斜崩壊対策費とあると思いますが、この分の事業内容とスケジュールを教えてください。

【後田砂防課長】 折橋11地区でございますが、平成29年度の新規予定箇所であったのですが、測量調査を先行しまして、来年度早い時期に、具体的な法面の対策工に着手する予定となっております。

【山田(朋)委員】 折橋のところは何年か前に大雨で崩れたところもあったんですけれども、それは佐世保市の関係だと思えますが、場所的にそういう危険箇所が多いような地域でもあるので、後で個別で結構ですので、どこのどの分かというのを教えてください。お願いします。

【大場副会長】 土木費の中で、国直轄なのですが、森山拡幅として予算が今度、約6億6,000万円ついております。この事業が進むことによって、どのように島原道路が進捗するのか、教えていただけますでしょうか。

【大塚道路建設課長】 島原道路の森山拡幅についてのご質問でございます。

森山拡幅につきましては、県負担金が2億5,740万円ということで予算に計上されておまして、事業費に直しますと11億7,000万円でございます。国のほうからは、現在進捗している工事、これまで用地の取得、それから地盤の改良というものを中心にやってきたわけでござ

いますけれども、今後は、橋梁の下部工等も含めて工事を進捗していくと聞いております。

この予算について、どれくらい事業の進捗が図られるかということにつきましては、現在まだ国のほうが明確な完成予定時期をご明示されておりませんので、具体的にどれくらい短くなるのかということにつきましては把握をしておりますけれども、少なくとも、予算が11億円つくということは、それなりに事業は進捗されるものと、我々としても期待しているところでございます。

【大場副会長】こういうふうに予算がしっかりとついていって、工事が進んでいくということは非常にありがたいことだと思いますので、引き続き、そういった関係で国としっかりと連携をとってやっていただきたいと思っておりますし、地元で説明をする時に、予算がついた時に皆さん、えてして質問があるのは、大体いつできるんだと。先ほど、一部全体像を含めての答弁がありましたけれども、そういうふうな中で、全体像というのをいま一度、お教えいただけますか。こういうふうに予算がついていけば、進捗状況を含めながらということでもありますけれども、この辺ぐらいをめでに完成を目指しているとか、県としては、こういうふうな形で進めたいと思っているとか、そういうふうなお考えはありますか。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘の島原道路の全体像、全体いつ頃ぐらいまでに完成をするのかというご質問でございますけれども、島原道路につきましては、ご存じのとおり、現在、県で5工区、国のほうで1工区、合計6工区、事業進捗をしていただいております。その中で、現在進めております、先日も委員会のご視察で見ただけでございますけれども、吾妻愛野バイパス

につきましては、平成29年度の完成を目指して現在工事を進めております。それから、諫早市内の事業につきましても、平成30年度を目標に事業を進捗しておりますので、森山拡幅を除いた部分で、諫早から吾妻の間につきましては、平成30年度が一つのめどなるのかなと思っております。しかしながら、そこから先の島原までの区間につきましては、ご存じのとおり、**いまだ事業に着手できていない未着手区間9キロメートル**もございますし、これについても早く事業着手をしていかなければいけないと考えておりますが、全体のめどがおぼろげながら出てくるのは、その未着手区間がなくなった後ぐらになるのかなと現在考えております

【中島(浩)分科会長】ほかに、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第135号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----

-----  
午後 1時57分 休憩

-----  
午後 1時57分 再開  
-----

【中島(浩)分科会長】 分科会を再開いたします。

これをもちまして、予算決算委員会環境生活  
分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 1時58分 閉会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月 9日

自 午後 1時30分  
至 午後 4時 3分  
於 本館5 - A会議室

道路建設課長 大塚 正道 君  
道路維持課長 池田 正樹 君  
港湾課長 近藤 薫 君  
港湾課企画監 井手 浩二 君  
河川課長 川内 俊英 君  
河川課企画監 浦瀬 俊郎 君  
砂防課長 後田 健一 君  
建築課長  
(参事監) 大場 光洋 君  
住宅課長 亀山 茂 君  
住宅課企画監 田尾 康浩 君  
用地課長 岡本 均 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中島 浩介 君  
副委員長(副会長) 大場 博文 君  
委 員 三好 徳明 君  
" 野本 三雄 君  
" 瀬川 光之 君  
" 中島 廣義 君  
" 山田 朋子 君  
" 友田 吉泰 君  
" 大久保潔重 君  
" 麻生 隆 君

6、審査事件の件名

予算**決算**委員会（環境生活分科会）

第131号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算(第4号)  
(関係分)

第132号議案

平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第1号)(関係分)

第133号議案

平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第1号)

第134号議案

平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第1号)(関係分)

第137号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算(第6号)  
(関係分)

第138号議案

平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第2号)

第139号議案

平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予

3、欠席委員の氏名

委 員 吉村 正寿 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長 浅野 和広 君  
土 木 部 技 監 野口 浩 君  
土 木 部 次 長 吉田 慎一 君  
土木部参事監  
(都市・住宅担当) 高宮 茂隆 君  
監 理 課 長 天野 俊男 君  
建設企画課長 佐々 典明 君  
建設企画課  
企 画 監 林田 幸太 君  
新幹線事業対策室長 鈴田 健 君  
都市計画課長 藤田 雅雄 君

算（第2号）（関係分）

第140号議案

平成28年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）

7、付託事件の件名

環境生活委員会

（1）議案

第141号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

第142号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第147号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

第151号議案

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第156号議案

契約の締結の一部変更について

第157号議案

契約の締結の一部変更について

第158号議案

訴えの提起について

第159号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

（2）請願

・石木ダムについて、賛成、中立、反対の立場での公開議論を求める請願

（3）陳情

- ・要望書（海洋再生可能エネルギーによる島づくりへの支援について 外）
- ・平成29年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書

・平成29年度 簡易水道の整備促進に関する要望書

・長崎県に対する要望書（地域高規格道路島原道路の整備について 外）

・要望書（道路の整備について 外）

・要望書（長崎県ごみ処理広域化計画等に係る支援について 外）

・要望書（雲仙市愛野町から小浜町までの幹線道路の整備について）

・要望書（島原半島の地域高規格道路の整備について 外）

・要望書（地域高規格道路（島原・天草・長島連絡道路）の早期事業化について 外）

・要望書（一般国道34号の整備促進について）

・要望書（一般国道499号の整備促進について）

・要望書（長崎外環状線の早期完成について）

・要望書（一般国道202号の整備促進ならびに（仮称）福田バイパスの早期事業化について）

・新福島大橋架橋に関する陳情書

・「佐世保市十郎新町県営住宅の第二集会所を佐世保市住宅課の土地2,128㎡（643坪）に、建て替え、第二集会所の跡地を、県営の駐車場に作ってくださる様」陳情します。

8、審査の経過次のとおり

午後 1時30分 開会

【中島(浩)委員長】 皆さん、こんにちは。

ただいまから環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開きます。

なお、吉村(正)委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第

141号議案「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか7件であります。そのほか、請願1件、陳情15件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を環境生活分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分ほか7件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、土木部の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分ほか4件であります。

土木部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】 それでは、土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の土木部の部分をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第132号議案「平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計補

正予算（第1号）」のうち関係部分、第134号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第139号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

このうち、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち土木部関係の歳入歳出予算は、記載のとおりでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、風水害によりがけ崩れが発生した箇所の対策工事に要する費用として、災害関連地域防災がけ崩れ対策費8,250万円の増、また職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、3億7,872万2,000円の増を計上いたしております。

このほか、繰越明許費及び債務負担行為については、記載のとおりであります。

また、第132号議案「平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第134号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第139号議案「平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分については、それぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、監理課長より補足説明を求めます。

【天野監理課長】 お手元の環境生活分科会課長

補足説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

繰越明許費につきまして、補足してご説明申し上げます。

その横長の表の一番下に土木部合計の欄がございますが、今回お願いいたしておりますのは、この合計39件の29億4,605万円でございます。

この繰越縮減につきましては、個別の案件ごとに年間の執行計画を作成しまして、早期の発注に向けた発注目標を立てるとともに、本庁各課それから各地方機関に繰越縮減のための推進員を置きまして、毎月の進捗状況や課題等の把握を行うなど、部の重点目標にも掲げまして、鋭意取り組んでいるところでございます。今年度につきましては、上半期の執行率を80%以上の目標を掲げまして、それは達成したところでございます。

しかしながら、今回お願いする繰越明許費につきましては、地元調整の遅れや用地補償交渉の難航などにより、やむを得ず発注時期がずれ込み、今年度の来年3月末までに適正な工期を確保することができないものでございまして、あらかじめ繰越の承認をいただいて、翌年度にまたがる適正な工期を確保して発注しようとするものでございます。

一般会計の件数それから金額の内訳につきましては、その表に記載のとおりでございますが、道路橋りょう費が29件の19億775万円、河川海岸費が2件の3億3,900万円、港湾空港費が2件の1億5,570万円、都市計画費が5件の2億6,360万円、河川等災害復旧費が1件の2億8,000万円となっております。

予算につきましては、本来、年度内に執行すべきものでございまして、事業効果の早期発現のため、引き続き、事業の早期執行に努力する

とともに、安易な繰越とならないように、今後も繰越額の縮減に努めてまいります。

それから、次の2ページ目をご覧くださいと思います。

ゼロ県債の設定についてでございます。

ゼロ県債につきましては、翌年度に予算化する事業につきまして、当該年度の支出を伴わずに前倒しをして発注するため設定する債務負担行為となっております。

今回、本年2月の国土交通省の通知もございまして、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行につきまして、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関して、契約初年度に支出を要さない債務負担行為、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であるということが示されたところでございます。

このような理由から、昨年度から取り組んでおります、いわゆるゼロ県債につきまして、今年度は、昨年実施しました県単独事業に加えまして、国からの交付金事業にも拡大いたしまして、翌年度に予算計上する事業の前倒し発注によりまして、4月、5月のいわゆる端境期の事業量を確保するなど、さらなる発注の平準化を図ろうとするものでございます。

設定額は記載のとおりでございまして、国の交付金事業で22億3,300万円、県単独事業で15億3,950万円、合計37億7,250万円となっております。昨年度の設定額20億円よりも増加させております。

それから、事業課別の設定金額は、記載のとおりでございます。

内容は、前倒し可能な事業や雨季を避けて実施すべき事業につきまして設定をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【友田委員】 今の監理課長の補足説明の中で、繰越明許の関係です。推進員を置いて取り組まれて、80%以上は達成できたということですので、この努力については、前回の決算の時に、頑張っておられることを言っておりましたけれども、そういうふうに向向きに取り組んでおられることについては、よくわかりました。

ただ、ちょっと気になるのが、この繰越の中で、橋りょう費と港湾費の中で、地元調整が調わなかったということが議案書の中にも書いてあるんですけども、道路と違って、橋梁や港湾というのは、利害関係が働く方というのは少ないような気がするんですけども、課題となっているのがどういう問題なのか、紹介できれば教えていただきたいと思えますし、あわせて、これだけ39件の繰越があるわけですけども、今年度もまだ3カ月余りあるものですから、この期間中に、工事着手は難しいとしても、課題となっている地元調整や用地補償等の交渉というのは一定進むめどが立っているのか、そのあたりについてお聞かせください。

【大塚道路建設課長】 橋りょう費に関する地元調整についてでございますけれども、道路建設課分の橋梁の繰越について、地元調整が整わないというふうにさせていただいておりますのは、国道251号吾妻愛野バイパスにおきまして、工事に必要な資機材の搬入路について地元と調整を行い、要は、地域内の道が狭いとか、こちらを通す、あちらを通すとか、そういった協議に時間を要したということが遅れたものでございます。

【池田道路維持課長】 道路維持課におきましては、生月大橋の橋梁補修についての繰越でございます。この案件につきましては、橋の上で長期間、交通規制を伴うため、その規制についての協議、あるいは警察、漁協との協議、そういうものに時間を要したということでございます。

【岡本用地課長】 繰越の関係で、用地が14件ございます。その中で、主な問題点といたしましては、7件が、建物移転に時間を要すると。これは調印済みで、印鑑をもらっているんですけども、移転先の造成とか、いろいろな問題で時間を要して、なかなか起業地の明渡しができいていません。それで工事がずれ込んだものが7件ございます。あと補償額不満ということについてでございますが、これは2件ございます。これについては今、鋭意話を詰めて、大体承諾いただいております。それと、代替地要求が4件ございまして、自分が思ったような建設地が確保できないということで、代替地のあつせんを今、一生懸命やっているところでございます。それと、相続問題が1件ございまして、これは、調印はいただいているんですけども、登記関係書類の収集に時間を要して、なかなか登記できずにいます。用地繰越の原因の中では、ほぼ契約は終わっているんですけども、その後の残務処理で工事着工できないというケースになっております。

【近藤港湾課長】 港湾空港費における地元調整に係る分の繰越の理由でございますけれども、利害関係者が特定できるので、あえて場所は言いませんけれども、1つは、海岸保全工事でございます。その前面の水域でワカメ漁をやっておられまして、その漁期の関係で2月から8月に工期が限定される、その間以外には工事ができないということで、今、発注の準備は進めて

おりますけれども、2月から工事に着工して、8月までに終わるということで、今回、繰越を上げさせていただいております。

もう1点は、離島になりますけれども、これは防波堤の改良工事になっておりまして、消波ブロックの改良ですけれども、前面に養殖の生けすがございまして、その生けすに入っている魚の成長の関係もあって、3月から8月の間以外は仕事ができないということになっていまして、3月の工事着手に向けて今、動いているところでございます。

【中島(浩)分科会長】ほかに、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第131号議案のうち関係部分、第132号議案のうち関係部分、第134号議案のうち関係部分、第137号議案のうち関係部分、第139号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

土木部長より総括説明をお願いいたします。

【浅野土木部長】それでは、土木部関係の議案についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料及び環境生活委員会関係議案説明資料（追加1）の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第147号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、第151号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」、第156号議案「契約の締結の一部変更について」、第157号議案「契約の締結の一部変更について」、第158号議案「訴えの提起について」、第159号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」で、その内容は、記載のとおりでございます。

なお、第156号、第157号、第158号については、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、和解及び損害賠償の額の決定について、契約の締結の一部変更について、訴えの提起について、公共用地の取得状況についてで、その内容は、記載のとおりでございます。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご説明いたしますのは、平成29年度の重点施策、幹線道路の整備について、石木ダムの推進について、九州新幹線西九州ルートの新設推進について、事務事業及び公共事業評価の実施について、施策評価の実施について、地方創生の推進について、長崎県住宅供給公社について、長崎県住生活基本計画の改定について、海砂採取量確認方法の見直し等についてであり

ます。

なお、長崎県住生活基本計画の改定については、補足資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】次に、道路建設課長及び住宅課企画監より補足説明をお願いいたします。

【大塚道路建設課長】道路建設課の案件につきまして、ご説明をいたします。

今回、ご審議いただきますのは、第156号議案、第157号議案、契約の締結の一部変更の2件でございます。

配付させていただいております課長補足説明資料1ページをご覧ください。

まず、第156号議案「契約の締結の一部変更について」であります。

工事名は、一般県道諫早外環状線道路改良工事（（仮称）4号トンネル）であり、工事の場所は、2ページの位置図にお示ししておりますとおり、島原道路の一部となる諫早市内の長野～栗面間でございます。

工事の内容は、3ページに示すように、延長1,594メートルのトンネルを建設するもので、4ページに、トンネルの標準断面図をお示しております。

1ページにお戻りください。

請負者は、6に記載のとおり、清水・星野・荒木特定建設工事共同企業体であり、当初の契約額58億9,898万1,600円を、今回65億2,741万5,240円に変更するもので、6億2,843万3,640円の増額でございます。

今回の変更内容でございますけれども、まず、地質の相違に伴う補助工法の追加及び支保構造

等の変更により増額するものでございます。

5ページにお示ししておりますとおり、本年5月に、トンネル上部の地表面にひびが発生をいたしております。そのため、原因を調査、検討いたしましたところ、このエリアが刑務所の造成の際に盛土を行っていた場所であり、今回、トンネルを掘削したことにより地下水の流れの変化を起こし、そのことにより盛土に変状が発生したものと判断いたしました。

トンネルは地表面から40メートル下にあり、崩落の危険性はないと判断し、掘削による地下水の流れを食い止める手だてを行うことにより掘削を進めることとし、8月以降、施工を再開しております。

なお、その後、大きな変状は見られておりません。

また、そのほかの区間においても、地質の相違に伴い支保構造等の変更を行っております。

6ページに、支保構造の変更延長を、7ページに、その内容をお示ししております。

あわせて、契約工期につきましても、これらの検討のための期間に加え、工事着手時の仮設備の調達の遅れや地元調整等に要した期間などがあり、約1年延長させていただき、終期を当初の平成29年3月24日から、平成30年3月31日までに変更をいたしております。加えて、労務費、資機材単価などの上昇による増額が必要となっており、以上の理由により、約6億3,000万円の増額を行うものでございます。

以上で、第156号議案「契約の締結の一部変更について」の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、補足説明資料8ページをご覧ください。

第157号議案「契約の締結の一部変更につい

て」でございます。

工事名は、一般国道384号道路改良工事（（仮称）三日ノ浦トンネル）であり、工事の場所は、9ページの位置図にお示ししておりますとおり、南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷から相河郷でございます。

工事の内容は、9ページにお示ししておりますとおり、延長794メートルのトンネルを建設するもので、10ページに、トンネルの標準断面図をお示ししております。

8ページにお戻りください。

請負者は、6に記載のとおり、竹中・なかはら・大坪特定建設工事共同企業体であり、当初の契約額21億8,068万6,320円を、今回23億3,083万80円に変更するもので、1億5,014万3,760円の増額でございます。

今回の主な変更内容でございますが、まず地質の相違に伴う支保構造の変更等により増額するものでございます。

11、12ページに示すように、一部区間において想定より地質が悪かったことから、支保構造を変更いたしております。あわせて、構造等の変更を検討期間を要したことから、工期を約100日間延伸し、完成を当初予定の平成29年5月15日までから、今回、平成29年8月31日までに変更いたしております。加えて、労務費、資機材単価などの物価の上昇による増額が必要となっており、以上の理由により、約1億5,000万円の増額を行うものでございます。

以上で、第156、第157号議案の「契約の締結の一部変更について」の補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【田尾住宅課企画監】第158号議案「訴えの提起について」、補足してご説明いたします。

補足説明資料の13ページ、議案書の写しでございますが、こちらをご覧いただきたいと思っております。

本件は、県営住宅の建物明け渡し及び家賃相当損害金等の支払いを求めて訴えを提起しようとするものであります。

対象者は、入居名義人の父親とともに幼少時から県営住宅十郎原団地に入居していましたが、平成27年12月に父親が死亡しました。この方は入居者の地位を承継できる要件に該当しない方であったため、平成28年2月24日付けで明渡請求書を送付し、3月末日までの退去を求めましたが退去せず、連絡もつかない状態が続きました。再三の自宅訪問の結果、8月上旬、本人と面談ができたため、再度、自主的な退去を求め、さらに同月下旬には、本人の兄も同席のもと、9月末までの退去を求めましたが、期限までに退去せず、自主的な退去が期待できない状況となりました。

この間、対象者からの支払いは、平成28年3月の2万円のみであったため、父親が死亡するまでの未払い家賃及び死亡後の家賃相当損害金の合計額が11月末現在で49万6,000円となっております。正規入居者に対する建物明け渡し及び滞納家賃に係る訴えの提起の場合は、地方自治法第180条第1項に定める専決事項として対応させていただいておりますが、本件は、県営住宅の不正入居者に対し、明渡請求及び家賃相当損害金等の支払いを求めることから、専決事項に該当しないため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をいただいた上で、訴えを提起しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

委員各位のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【大久保委員】 第156号議案のご説明をいただきましたけれども、1つ確認をさせていただきたいと思います。

一般県道諫早外環状線の道路改良工事、諫早市の川床町から小川町にかけてですね。地質の相違に伴う補助工法の追加ということでありませけれども、ちょうど長崎刑務所のあるあたりだということでありませけれども、盛土がされておって、どういうことでクラックが入ったのか、もう一回説明していただけますか。

【大塚道路建設課長】 ひび割れのメカニズムについてでございますが、もう少し詳しく説明をさせていただきます。今年の5月31日に、長崎刑務所のグラウンドに長さ22メートル、幅3センチメートル程度のひび割れが発生いたしております。当時、ひび割れの北側約50メートル付近の直下40メートル付近でトンネルの掘削が行われておりましたので、因果関係も含めた原因、対策の検討を行っております。

そこで調べました結果、刑務所の当該グラウンドの付近が地山の上に盛土をして造成されているということがわかりまして、トンネルの掘削をすることによって地下水の流れが微妙に変化を起こして、それが悪さしたのではないかと、断定はできませんけれども、トンネルが原因だとすれば、そういうことが原因じゃないかということで、トンネルの上面に補助工法、要は、斜め上方に鉄筋を打ち込んで、その周りを樹脂で固めて水がトンネルの中に落ちてこないような状況にして、トンネルを強化して掘り進めるというやり方をして、施工を進めております。

当該区間は、先ほども申しましたとおり、地

表面からトンネルまで40メートルぐらいあるものですから、地質的にも、岩質の土地ですので、例えば、それが崩落するとか、そういった危険性というのは恐らくないだろう、皆無に等しいだろうということで、補強しながらトンネルを掘削していると、そういう状況でございます。

【大久保委員】 トンネルにクラックじゃなくて、刑務所のグラウンドにクラックが発生したということですね。

それで、今、道路建設課長から、地下水に影響があったかもしれない、地下水脈に触れるようなことがあったのか、あるいはその周辺で、例えば、地下水位が著しく低下したとか、そういう状況がありましたか。

【大塚道路建設課長】 委員は、地下水脈に当たって水が大量に流れ出したと、そういうふうなイメージを持っておられるのかもしれませんが、そういうことではなくて、地山の中には、ある程度の地下水位というものがあまして、当然、トンネルを掘削すれば、微妙に水みちが変わったりということがございます。今回、トンネルを掘削するに当たって、水文調査等も行っておりまして、地下水位の変化なども観察しておりますが、急激に地下水位が落ちたり、あるいはトンネルの中に大量の水が発生したりと、そういったことはございません。

【大久保委員】 わかりました。

【友田委員】 基本的なことでは恐縮なんですけれども、156号と157号、それぞれ物価上昇に伴う増額が見られていますけれども、これは例えば、今回、156号の場合は、工期をさらに1年間延ばしておられるわけですね。もちろん工事の期間が延びれば、物価上昇していく期間も長くなりますよね。そのあたりも含めて、この金

額にされているのか。何を言いたいかというと、また物価が上昇したら、さらにこの部分は上がっていく可能性はあるのかということなんですけれども、このあたりはどうですか。

【大塚道路建設課長】物価上昇分に伴う上昇につきましては、どうしても予期することのできない事情によって、例えば、急激なインフレーションですとか、デフレーションを生じた場合に、請負代金額が不当だとなった時に、発注者または受注者が、そういったものの請負代金額の変更を請求することができるというルールに基づいてやっているものでございます。したがって、これは平成25年度に発注した工事でございますけれども、それからご存じのとおり、労務単価が上がったり、そういうことによって、一定のルールに基づいて、ここまでの分を請求されたということに伴って上げているものでございますので、残りの工期等も踏まえて、今後さらなる物価上昇が発生した場合、今後の分について、さらにお支払いをしなければいけないような状況になった場合には、それに対しては、また対応しなければいけないと考えております。

【友田委員】わかりました。これまでの分に相当する額を出すということですね。そうしたら、物価上昇分はわかるから、そういうことですね。

157号は、契約が平成27年なんです。156号は平成25年なので、スタートの期間が随分違いますよね。同時に増額の補正が上がっているんですけれども、156号の場合は、157号に比べて請求するまで2年間も長い期間かかっていますよね。これはたまたまこうなっただけですか、それとも何かのルールに基づいて見直した時期が、たまたまこうなっただけですか。だから、

157号の期間に比べれば、156号はもっと早い段階で増額の要求があってもよかったんじゃないかと思うんですけれども、このあたりは何か特定の要因があるのですか。

【大塚道路建設課長】確かに委員ご指摘のとおり、工事の開始時期というのは2つの工事で全く違うわけでございますけれども、先ほど工期延長のお話もさせていただいた中に、4号トンネルにつきましては、実際工事に着手するまでに、資機材の調達ですとか、あるいは地元調整等ございまして、若干時間を要しております。ですから、ここで比べられているほどの実際の事業期間に差はないと考えておりますので、それ以降のものについては、一定のルールに従ったものに基づいて請求をされている、それがたまたまこの同じ時期になったというふうにご理解いただければと思います。

【友田委員】158号の訴えの提起の関係です。先ほど説明があったと思うんですけれども、契約者は、この方のお父さんだったということですね。この方が現時点では不正入居ということだったのですが、息子さんであっても、契約上なるところの関係を少し詳しく説明していただけませんか。

【田尾住宅課企画監】入居者の地位の承継というふうに我々は呼んでおります。今回のように、入居者の方、いわば契約者ということになりますが、そういう方が死亡された場合、その方にかわって新たに名義人となる、つまり権利を承継するためには、承継申請という行為が必要になるわけなんですけれども、この承継申請ができる方というのを私ども、**長崎県営住宅条例**等に基づきまして、それを踏まえまして、具体的に事務処理要領で定めております。一般的な例ですと、配偶者、ご主人様が亡くなられて、その奥様は、基本的に承継

申請ができる方ということになります。今回は配偶者ではございませんので、承継申請ができるためには幾つかの要件がございます、そのいずれかを満たさなければいけません。例えば、60歳以上であること、あるいは身体障害者、精神障害者、知的障害者等で一定の等級に該当する方、また生活保護受給者、こういった形で限定的に規定をしております、今回の対象者がそのいずれにも該当しないということがわかりましたので、自主的な退去を一貫して求めてまいった次第でございます。

なお、今日まで時間がかかりましたのは、その方の部屋の中に、亡くなられたお父様の遺骨や位牌があるということをお早い段階で聞いておりましたので、法的な措置というのは極力最後の手段と考えまして、自主的に退去していただきたいということで粘り強く接触してまいったところでございます。ただ、そろそろ1年たちますので、もうこれは法的措置をとらざるを得ないという思いで今回、議案として上程させていただいた次第でございます。

【友田委員】そういう関係性はわかりました。しかし、県営住宅に入居しておられる方で、今おっしゃる入居者の地位の承継ができないケースというのは、これだけ長い間、県営住宅が建っていると、長期間入居しておられて、今おっしゃる配偶者以外の方しかないというケースもありますよね。議案とは直接関係ないかもしれないけれども、そういった場合の手續論としては、一遍出てくださいという話にしかないのですか。何かその方が継続して入居するための手續とか、そういう特例みたいなものは設けていないということですか。

【田尾住宅課企画監】名義人の方の死亡等によりまして、残された家族の方が承継申請できる場合というのは、先ほど申したように限定的なもので

規定しております。それに該当しない方につきましては、やはり退去していただくということになります。

ただ、例えば、亡くなられてすぐ1週間や2週間で退去というのは現実的に難しいと思いますので、実際の例としても、何カ月間かはかかるというのはございます。ただ、この方の場合、昨年の12月に亡くなられて、2月の段階で、3月末日ということでの明渡請求書をお送りしたにもかかわらず、具体的な退去に向けた動きがなかなか見られませんが、今日に至ったわけでございますが、結局、承継申請ができない方というのは、お1人で改めて入居申請もできない方ということになるかと思えます。単身の方は、高齢者であるとか、一定の障害に該当する方でない入居申請自体ができません。ですから、そういう方との均衡という観点からも、もともと入居はされていた、お父様が亡くなられた、もともと入居していたのだから引き続き住めるとなりますと、同じ状態の方、要するに、高齢者でもなく、障害者でもない方で入居申請できない方との均衡がとれないという問題もございます。確かにこの方は長期間入居しておられましたので、お話を伺うと、引き続き入居できると思っていたと、そういうふうなこともございまして取組が遅れたというところはあるかと思っておりますが、現時点では要件を満たしませんので、この方だけ特別に認めるということはいえないというふうに考えております。

【友田委員】わかりました。

そうしたら、退去命令を出した場合の対応、こういったケースはほかにもあると思うし、そういった方々に、いつまでに出てくださいと。もちろん、そういうふうになった時点で、ご本人が不動産屋なり何なりに行って調べるのが本来の手續論だと思っただけですけども、こういったケースの時

に、県として、次の入居先を探すためのアドバイスだとか、そういったところはどのようになさっているのですか。いつまでに出てくださいということによって終わってしまうのか、あるいは、こういったところに行ってくださいというようなアドバイスまでは対応されているのかどうか、お聞かせください。

【田尾住宅課企画監】先ほど申しましたように、この方が退去に向けた取組がなかなか見られないというようなことがございまして、そういったことを受けまして、退去するにしましても、引っ越しのお金ですとか、部屋をきれいにする退去補修費というようなものが何十万円か必要になります。そういったお金が捻出できないのではないかと思います。そういった思いがございましたもので、社会福祉協議会の資金の貸し付けという制度がございまして、早い段階から、社会福祉協議会に相談したらいかがでしょうかというような形の提案をずっといたしておりました。ただ、それに対しても、本人がなかなか動こうとされませんでしたので、本人のお兄さんに対しても同様のことを提案させていただきまして、実は、お兄様が先にお1人で相談に行かれています。ただ、当然ながら、ご本人が来ないことには話が進みませんので、その後、一度本人も社会福祉協議会に行かれたという話は聞いておりますが、ご自分の収入がどれくらいあるとか、そういった資料も持ってこられていなかったというようなことございまして、まだ具体的な話は進んでいないと聞いております。ですから、私どもとしては、今できるところでは、社会福祉協議会への相談を勧めている、そういった状況でございます。

【中島(浩)委員長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質疑がないようです。

ので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第147号議案のうち関係部分、第151号議案、第156号議案乃至第159号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【天野監理課長】それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出いたしました土木部関係の資料につきまして、ご説明をいたします。

提出しております内容につきましては、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。それから、今回の報告対象期間は、平成28年9月から10月までに実施したものとなっております。

初めに、資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。

そこには1,000万円以上の契約状況につきまして、契約状況一覧表それから入札結果一覧表を添付いたしております。1ページから34ページまでが建設工事関係の委託、35ページから

319ページまでが建設工事、それから320ページから324ページまでがその他となっております。

それから、資料の325ページをお開きいただきたいと思います。

これは知事それから部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきまして、県の対応状況を記載いたしております。

最後に、366ページから最終ページまで、これは附属機関等の会議結果を記載いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、住宅課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【亀山住宅課長】 長崎県住生活基本計画の改定について、補足して説明いたします。

補足説明資料14ページをご覧ください。

平成24年3月に策定した計画の見直しを行うものでございます。

右上に、住宅政策の目標を現計画と見直し案を対比して記載しております。また、上位計画である「長崎県総合計画チャレンジ2020」と「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を左に記載し、国の住生活基本計画（全国計画）の内容を右に記載し、これらの計画の内容を踏まえた計画となるように内容を検討しております。

このうち、平成28年3月に策定された国の住生活基本計画（全国計画）の変更点につきましては、若年・子育て世帯の住生活、住宅循環システムの構築として既存住宅の流通・リフォーム市場の拡大、それから空き家対策等でありまして、長崎県においても、これらの目標に対応

しつつ独自の課題である離島や斜面地における住宅政策についての目標を掲げ、施策に取り組みたいと考えております。

今後は、県民からの幅広いご意見を伺うためのパブリックコメントを実施し、**長崎県住宅政策懇談会**に諮り、国土交通省とも協議の上、来年2月をめどに本計画を改定し、地域の特色を活かしながら、安全に安心して暮らせる質の高い住まいづくりやまちづくりを推進するための計画としたいと考えております。

以上で報告を終わります。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりまりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。土木部が38、39、41、43から47、49から53、55になります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【友田委員】 53号の新福島大橋架橋に関する陳情についてお尋ねします。

11月28日に、土木部長以下関係課の皆さんにご対応いただいて、この陳情が行われたわけですが、私も同席をして、県としては、長寿命化対策を講じながら対応していくということでの考え方が示されたわけでありまして、あの時もやりとりがあったように、現行の橋に対する不安が地元としてはいろいろあるということが明らかになったと思いますし、その内容については、土木部としても、お聞きいただけたと思っています。

その中で、例えば、震災の際に、この橋が昭和30年代の設計だから、その後の耐震とかそういったものは大丈夫かというお話の中で、現行では、落橋対策とかも講じられていて、阪神大

震災規模の揺れには対応できるというようなお話があったわけです。

その後、そう答弁があったものの、具体的にその根拠というのは何だろうというのが地元の期成会の皆さんとしては気になっておられるものだから、そのあたりについて、こういうことですよというふうに理論的に書いたものを一般の方が見てもわかるように解説したものを提出いただけると、県が言ったことが十分伝わるかなと思っているものですから、そのあたりの対応というのはできますか。それとも、何か具体的に陳情のように、情報公開条例などに基づいて、ちゃんと出さないと対応できないのか、このあたりの考え方を示していただけませんか。

【池田道路維持課長】福島大橋の耐震性について、地元の方々への説明ということでございますが、その内容について、前回の要望時には不十分な説明であったかもしれません。その点については、地元の代表者の方々とお話をして、一般の方々もわかりやすいよう、どういう形で説明したらいいかというものを一回協議させていただきたいと思います。その内容については、真摯にご説明をしたいと思います。

【友田委員】あの時も、もう一つ、支柱の海の中に入っている部分のコンクリートの中の鉄筋等のさびとか、そういうご指摘等もありましたね。できれば、その際に、そういったことに対しての県の具体的な対応というのも回答いただければと思っています。後ほど打ち合わせをして、ぜひその辺、対応いただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

【麻生委員】長崎市から要望が上がっております34号の整備促進の中で、新大工・馬町交差点改良事業の早期完成があります。これは5年前ぐらいからバリアフリー化が課題になってお

りまして、馬町の諏訪神社前の電鉄含めて、右折帯等を広げるということで、国土交通省、長崎市、県、それと長崎電気軌道含めて話し合いをするということで、もう4年前ぐらいから話を聞いているのですが、なかなか進まないということで毎回上がってきていますけれども、現状として、この方向性はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

【池田道路維持課長】34号の新大工・馬町交差点の件につきましては、委員がおっしゃいましたとおり、現在、県、国、市、警察交えて協議会を進めているところでございます。

バリアフリー化につきましては、34号の対策だけでは済まないということもございまして、県事業でありますとか、市の事業というものも同時に進めなければいけないということから、現在、そういうところの具体化、事業化に向けて協議を進めているところでございます。

【麻生委員】進めていることはわかっているんですけども、ロードマップだとか、どういう課題があって、そして新大工のほうもバリアフリー化をしたい。ただ、あそこは今、玉屋さんが閉店になって、再開発があるという状況で、なかなかここもバリアフリー化になっていないんです。地域の人たちは結構高齢化しているので、何とかバリアフリー化してほしいということで、相当要望書も上がっていた状況なんです。ですので、これは言ったように、県だけではなくて、国土交通省・国、長崎市あわせて連携があるので、早急にこの対策会議を進めていただきながら、ぜひ国土交通省にもお入りいただきたいと思うんです。予算化しないと、これは難しいんじゃないかと思っているんです。市内もそうですけれども、電鉄の関係について、相当バリアフリー化しましたよね。残っているのが

ここと新大工ぐらいなんです。浦上の駅前はバリアフリー化していますし、**広がっています**ので、ぜひ対策をお願いしたいと思っております。もう一度、状況だけ教えてください。

【池田道路維持課長】ここに書いてありますように、新大工の交差点につきましては、バリアフリー化を念頭に置いて整備をするということですが、この地点が渋滞のポイントでもございます。ですから、バリアフリー化をすることで、さらなる渋滞をするということから、渋滞対策も含めて行わなければいけないというところから、馬町の交差点についても、新大工の交差点についても難しいところがございます。それは具体的には、建物移転でありますとか、軌道敷の移設をするか、あるいは地下道をどうするかという扱いが、まだいろんな意見等もございまして、今、検討を進めているところでございます。

また、新大工の交差点につきましては、再開発ビルの関係もございまして、再開発ビルの事業がまだ最終的な確定をしていないということから、若干時間を要しているというような状況でございます。

【麻生委員】わかりました。今の回答は、なかなか手つかずだという現状じゃないかと伺うんです。関連の地域の状況があるようですので、ぜひ促進をお願いしたいということを書いてきておりますので、関係の皆さんと連携をとりながらお願いしたいと、よろしく申し上げます。

また、新日見トンネルの関係も平成28年、今年事業化されました。予算がついて、今から設計に入ってくると思いますけれども、事業のさらなる促進をぜひお願いしたいと思っております。

ただ、新日見トンネルが貫通しますと、それ

だけ交通量が一気に来るわけです。そうすると、一番の関所は、さっきも申し上げました蛭茶屋とか新大工、馬町交差点あたりが課題なのかなと。そして、西山バイパスからおりてきますと、ちょうど交差点になりますので、一番にネックの部分だと思いますので、全体の交通状況も含めながら、国土交通省とも調整しながら、ぜひお願いしたいと思っております。

あと1点は、最後の外環状線の件です。皆さんのおかげで、今やっと工事着手、また地元説明会がされていると思っておりますけれども、これについて、今、三菱重工さん、客船の状況がピークになって、今後は流れが変わってくると思っておりますけれども、いまだ朝のラッシュは相当大変な状況なんです。ですので、外環状線の早期完成について要望が上がっておりますけれども、現状として、どういうふうになっているのか、その点についても紹介をしていただきたいと思います。

【大塚道路建設課長】長崎外環状線の現状についてのご質問でございます。委員ご指摘のとおり、長崎外環状線の新戸町～江川間につきましては、慢性的に混雑しております国道499号、一般県道小ヶ倉田上線、特に、小ヶ倉交差点付近の混雑緩和を目的に、今年度から新規事業化をさせていただいております。今年度着手ということでございまして、現在、測量、調査設計等を行っております。

現在の目標といたしましては、何とか年度末までに地元の皆様に計画をご説明させていただいて、来年度早期に用地交渉に着手をしてまいりたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。

同じ道路なので、進捗状況についてお尋ねしたいと思います。新戸町インターから江川町ま

で新しい**コンビニ**が出ておりますけれども、今、朝、女神大橋の下から来るものと、小ヶ倉バイパスから来たところの交差点が結構混雑をするんです。今、右折帯は狭い状況で、ここを何とか広げていただきたいという要望を現場から上げさせていただいて、検討してもらっていると思うんですけれども、警察等、状況を含めて、どうしても朝夕混雑するのは、このネックのところなんです。この現状として、今どういう形で進められようとしているのか、お尋ねしたいんです。

【池田道路維持課長】499号の交差点の混雑についての対策のお話だと思いますが、現在のところ、ある程度渋滞しているということは認識をしておりますが、まだ具体的に、こういった対策を進めるということまでは至っておりません。その代替策として、外環状線の整備というものがあるんでしょうけれども、時間がかかるという問題もございますので、対応できる部分は今後検討してまいりたいと思います。

【麻生委員】右折帯になかなか入れないので、上から2車線が来て、そうしたら右折帯と左折するものが3車線になりますね。そこを何とか調整して、右折帯をもうちょっと手前からあけてもらえないかという声があるんです。ぜひ検討していただいて、そこら辺の交通混雑の**緩和**がなるようお願いしたいと思っています。朝夕の混雑がどうしてもネックになっていますから、外環状線が今やっと緒についた状況でありますので、ぜひ改善をしていただきたいと思います。現状何か変わったことがありましたら、お願いします。

【池田道路維持課長】先ほど進捗の状況について、検討がまだ進んでいないと言ったのですが、小ヶ倉の交差点については、現状を把握しながら、

どんな対策がいいかということは今、具体的に検討している状況でございます。すみません、その答弁が間違っておりました。

【麻生委員】ぜひご検討いただいて、今、一番ネックのところの状況を改善することによって、幾らかの緩和ができるということになっております。どうしても朝夕の通勤が一番混雑してまして、普通10分ぐらいで行くところが、今朝は40分ということで、3倍ぐらいかかる場所なんです。香焼方面に行く皆さんの通勤が結構多いものですから、ぜひご配慮をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【山田(朋)委員】44の佐々町の要望について、お聞きをしたいと思います。3ページ目、西九州自動車道（松浦佐々道路）の高架橋整備について伺いたいと思います。

まだ具体的なことは決まっていないように聞いておりますが、地元要望といたしましては、優良農地であるということで、盛土じゃなくて高架橋という形で整備をしてほしいということと、この地域が低地で冠水の心配等もありますので、そういったことを今後、しっかりと国のほうと協議をいただいて進めていただきたいと思いますが、現時点においての県の考え方をお聞きします。

【大塚道路建設課長】西九州自動車道（松浦佐々道路）の志方地区の高架橋整備に関してのご質問でございますけれども、委員ご指摘の内容につきましては、要望書にもございますとおり、従前から地域の皆様方からご要望があった件でございますし、私どもも、その地域の皆様の声はお聞きしております。それを事業者など国のほうには、こういったお話が上がってきているということはお伝えしておりますし、地元佐々町と一緒にご検討をお願いしているという

ところでございます。

【山田(朋)委員】ぜひ、地元の要望に応じていただくような形で、利便性も向上するこの西九州自動車道を早期に取組を進めていただきたいと思います。

次に、7ページ、国道204号の歩道整備についてです。これは両方とも通学路ということがあります。いろいろと県のほうも準備はしていただいていると思いますけれども、この頃、高齢ドライバーによる事故とか、いろいろ起きておりますので、子どもたちの安全・安心の観点からも、ほかの公共事業より早くとまでは申し上げませんが、可能な限り速いスピードで取り組んでほしいと思っておりますが、計画等をお聞かせください。

【池田道路維持課長】204号の歩道整備についてのご質問でございます。3カ所ほどお話があるのですが、まず口石小学校から口石団地までの間につきましては、いわゆる3者の合同点検の結果から、歩道をつくるということで、今、事業化をして鋭意進めているところでございます。

それから、豎山団地から神田線入り口までの区間につきましては、合同点検の折に、人家連担地区でもございますので、この区間には、歩道整備じゃなくて、水路のふたの整備であるとか、段差の解消をしてくれと、そういう声があったというふうに認識しております。一応これは対策は完了しておりますので、その効果のほどを見ながら、今後の整備をするかどうかの検討を再度、地元の方々ともお話し合いをしながら整備を進めていきたいと思っております。

さらに、もう一つの佐々小学校から皿山入り口までの間の整備については、我々の認識としては、口石工区、それからもう一つの先ほど申

しました豎山団地～神田線入り口、この間を優先的にと考えておりますので、その後にもまた整備をすべきところかなというふうに考えております。

【山田(朋)委員】わかりました。町営豎山団地入り口からの分は、段差の解消、水路の蓋とかいろいろして、バリアフリー化のほうは完了したということです。その状況で、子どもたちが安全・安心に通える状況であれば、歩道のほうはということだと思いますけれども、地元の声を聞いて再検討いただくということです。ぜひお願いをしたいと思います。優先度については、皿山公園のあたりは既に一部きれいにしていただいている部分もありますので、先ほど言ったような1番、2番、3番という形で計画的に進めていただきたいと思いますということをご要望申し上げます。

【中島(浩)委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

ここでしばらく休憩をとりたいと思います。  
再開を2時50分といたします。

-----  
午後 2時39分 休憩

-----  
午後 2時49分 再開  
-----

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。  
次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【友田委員】十分な認識がないものですから教

えてください。「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の238ページに、鷹島肥前大橋の橋梁補修工事が出ているんですけども、これがどういった工事だったのか教えていただけますか。

【池田道路維持課長】鷹島肥前大橋の建設後に、若干のコンクリートのクラックとか、あるいは桁を乗せている**沓**の補修であるとか、そういうものでございます。

【友田委員】架橋は平成21年だったですか。時期的には、そんなものですか。以前、生月大橋が、非常に風が強くて少しくラックが入ったとかいうものがありましたけれども、そういったたぐいの補修ではないのですか。

【池田道路維持課長】コンクリートなどは、建設後わずかな期間でも、ひび割れが発生いたします。その段階で、特に、環境的に塩分が入るような地域については、なるべく早く対策を行うということから、今回の工事を行っているというところでございます。まさに、これが予防保全対策ということでございます。

【瀬川委員】ここに出ている資料は、ホームページかなにかには載っていないのですか。落札の結果。

【天野監理課長】工事の入札結果につきましては、ホームページに公開をいたしております。

【瀬川委員】この資料は全部載っていますか。

【天野監理課長】この資料全体としては、公開していないのではないかと思います。

【瀬川委員】議案とは直接関係ないんですけども、これだけの資料を毎回出されておりますけれども、結果が出ておって、誰でも見ていただけるような状況になるということであれば、せめて全体に公開している部分なんかは、これだけの資料を毎回毎回準備して、紙代、コピー

代、人件費やら、かなりのものがかかると思うんですが、そこら辺、委員会で常々思っていたものですから、私は今期最後の委員会になるかと思うんですけども、委員長に、適切なお取り計らいをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

【中島(浩)委員長】以前、県議会・県政改革特別委員会で、1,000万円以上の工事については、こういうやり方をやろうということで取り決めがあっておりましたので、この委員会だけではちょっと難しいと思いますので、一回その辺を調整させていただいて、何らかの措置をとりたいと思います。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】それでは次に、所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【麻生委員】先ほど、住宅課で、長崎県住生活基本計画の見直しがありました。この点について、1点確認をしておきたいと思います。

今、新築住宅というよりは、リフォーム関係が多いですよ。長崎も3世代の関係で補助金を出しておりますけれども、長崎市もリフォーム補助、100万円で、上限10万円まで設定しているんですけども、実は、つい3日ほど前に、塗装関係の業者さんのクレームが発生して、今、長崎市の消費者センターの所長もやりとりしながらやっているんですけども、要は、強引な営業で塗装したけれども、1週間、10日でペンキが剥げましたというようなクレームが出ています。言いたいのは、リフォーム、建て替えだとかというものがおりますけれども、一定基準を国もリフォーム業者に対して、きちっとリフォーム制度、瑕疵担保を含めた設定をしていこうとしているんですけども、こういう基

本計画の中にも、リフォーム業者に対する認定制度だとか、そういったものをきちっとやらないと、一般市民が、そのクレームが出た人は高齢者で、値引きをするからと誘われていたけれども、現実は大変さんざんなるものだと。もう一回申し入れるけれども、なかなか電話も出られないとか、言っても行動もない。消費者センターが中に入って強引に話をすると、やっと出てきたと。そういう悪質業者。大変申しわけないんですけれども、性善説ではなくて、性悪説も含めながら、きちっとさせるという観点が必要じゃないかと思うんです。どこがいい業者さんで、どこがしっかりしたとか、一般市民はなかなかわからないんです。広告を打って出せるといいんじゃないかということになりますので、せっきく基本計画をされるのであれば、リフォーム関係についても、認定制度だとか、今後のあり方も、県として住宅施策の一端にして取組がなされるべきだと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

【亀山住宅課長】リフォームにつきましては、国からも、住宅循環システムという観点を取り上げられております。県といたしましても、リフォーム及び既存住宅の流通等を支援していきたいと考えております東京に住宅リフォーム・紛争処理支援センターというものがあまして、相談窓口も設けておりますし、そこが各県に向いて情報提供をしてくれます。来年早々に、市町向けの講習会ということで実施いただくこととなっておりますので、そういう情報も含めて、質の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

【麻生委員】県としては、大綱をきちっとしてもらえば、あとは各市町レベルだと思うんですよ。市町の中でも、リフォーム補助を出してい

る状況がありますから、しっかりとした認定制度とかをつくってくださいと。ある意味では、高齢者もちゃんと相談されて、悪徳業者と言ったら申しわけありませんけれども、そういう厳しい業者は淘汰されていくという中で、きちっとしていただきたいと思うんです。そうしないと、いい制度でやっていこうとしておきまして、リフォーム含めて、耐震化だとか、断熱効果、そして住宅の質向上でもリフォームをするわけですけれども、どうしてもそういうことになりますので、しっかり各市町に指示を出して、トラブルが起きたら、相談窓口も設定されていると言われましたけれども、そして高齢者が泣き寝入りしないように、また業者のごね得が淘汰されるように、監視を徹底するという強い県の姿勢を示していただきたいんですけれども、いま一度、そこら辺のことをお願いしたい。

【亀山住宅課長】今後とも、全国組織の住宅リフォーム・紛争処理支援センターの支援を受けながら、県と市町及び業界も含めて、全体的な質の向上が図られるように取り組んでいきたいと考えております。

【麻生委員】今、業界の皆さんと言われましたけれども、ぜひ不動産分野だとか、住宅もやるような建築、しかし、小口業者が多いですよ。そういったところに徹底できるかといったら、なかなか難しいんでしょうけれども、県がこういう形で住宅リフォームの基本計画を上げていく中で、そういうものは徹底してやりますよということの姿勢だけ示してもらって、年に1回でもいいです、各市町の担当者を集めて、きちっとそういうものをやるぞということでも示してもらえば、各市町で実施されたどうか、その答弁をいただきながら、きちっとした安心で住まいができる、また高齢者も、なけなしの金を

はたいてやった時も安心して任せられる、お互いに、委託してよかった、また業者さんも、仕事が増えてよかったと言えるよう状況をぜひ県としても推進していただきたいと、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【友田委員】先ほどの部長説明の議案外の中で、和解及び損害賠償の額の決定で、「県営住宅における引込盤内ブレーカー端子の不具合によるものが5件」とあるんですけれども、この中身を詳しくお聞かせいただけませんか。

【亀山住宅課長】こちらは佐世保市にあります県営住宅でございます、棟全体で30戸ございますけれども、その中の1つの階段室、左右の10戸のうちの5戸、入居していない部屋もあったんですけれども、0戸のうち5戸に家電製品の故障等を発生させるような事案が発生いたしました。

私どもで考えている原因といたしましては、まず九電の線が建物の分電盤につながってきまして、その中身が赤と黒と白と3本あるんですけれども、その赤、白を使って100ボルト、白、黒を使って100ボルトということなんですけれども、この分電盤、ブレーカーに湿気その他、劣化が発生したものと考えられますが、不具合が生じまして、本来であれば100ボルト以上の電気は来ないはずなんですけれども、それが100ボルトを超えた電圧が発生して、家電製品に損害を与えたものと考えております。

【友田委員】そうしたら、原因がそのブレーカーだということなんですけれども、そもそもこういったブレーカーというのは耐用年数はないのですか。適切に管理しておく、そういった事例が起きないのか、あるいはここがたまたま先ほどおっしゃるボックスの何か施工状態とかが悪くてそういうふうになったのか。例えば、

こういったことがほかの県営住宅で起こり得ることなのかどうか、起こり得るとするならば、どんな対策をとられてきたのか、そのあたりをお聞かせください。

【亀山住宅課長】これまで、この種の損害につきましては私は経験したことがないんです。これまで、ブレーカーに障害がある場合は、ブレーカーが落ちて電気が流れなくなる、停電するというふうなことは起きたことはあるんですけれども、この原因につきましても、盤の中の湿気とか、さび、そういう形ではないかと考えているんです。これは九州電気保安協会に3年に1回点検をしてもらっているんですけれども、そこでこれまでは発生していなかったんですけれども、引き続き、この点検につきまして、予防的な点検ができないかということを考えています。

【友田委員】予防はわかりました。電気保安協会が来て点検されますよね。別々の棟ですか。今の説明だと、1つの棟に10戸あって、そのうち5戸の電化製品に損傷を与えたと。原因がブレーカーですよという話でしょう。だから、同じタイプのものがほかの棟にもあって、そこでも問題が発生しているのであれば、何か要因があるんでしょうけれども、今後も経過を見ていきますということで、本当に今後発生しないということに対応できるのですか。

【亀山住宅課長】今回は、1棟の中に30戸ありまして、30戸のうちの1つの階段室、5階建てですので、左右で10戸になるんですけれども、その1つの階段室だけに発生いたしております。ですから、ほかの2つの階段室には発生していなくて、現物を見ますと、さびが発生していたということで、例えば、湿気とか、そういうふうな部分については点検を行いまして、

障害が起こらないようにということで我々は常に考えているんですけども、それをまた留意を重ねていきたいと考えています。

【友田委員】 そうしたら、特定の階段室にあるブレーカーなんですね。ということは、そこに何か要因があるはずですよ。その原因解明をしないと抜本的な対策にはならない気がするんです。だから、これと同じようなことが起こらないようにするためには、そこで起きた原因というものがつかめないと抜本的な対策はできないと思うんですけども、そこまでやるようなことではないのですか、やらなければいけないことなんですか。

【亀山住宅課長】 分電盤は建物の外に設置してあるものでございまして、本来であれば、同じ状況であれば、建物全体に影響が及ぶ可能性はあったかと思うんですけども、電気の線の系統が階段室ごとということで、その部分が特にさびなり、劣化が進んでいたものと考えておりまして、ブレーカーが劣化している場合には交換ということになりますので、その辺も今後、私たちといたしましては、これまでも障害が起きないように気がけてきたわけでございますけれども、電気保安協会のアドバイスも受けながら対応していきたいと考えています。

【友田委員】 取り組んでいく姿勢はよくわかりました。そこはやっていただかなければいけないんだけど、その1つのところに何か要因があったとするなら、やっぱりその要因を特定して、例えば、分電盤が悪いとして、パッキンが悪くて湿気が入ってきているというのであれば、今後の点検の時に必ずパッキンのぐあいを見ますとか、そういった対策をちゃんと講じていかないと再発するおそれがあるんじゃないかと思うものですから、お尋ねしているところで

す。

私も専門家ではないのでわからないけれども、こういった事例が起きて、新たに、こういったことを対策として講じていますというものがあれば紹介していただきたいんです。例えば、さっき九州電気保安協会等のアドバイスを受けたとかおっしゃっているものだから、そのあたりをお聞かせいただけませんか。

【亀山住宅課長】 今回障害を起こしたのにつきましては交換をいたしておりますが、委員がおっしゃいましたように、分電盤の中に湿気がたまらない、例えば、雨漏りとか、湿気がひどいような場合は、そういうふうな対応を検討していきたいと思います。

【中島(浩)委員長】 委員長を交代します。

【大場副委員長】 中島(浩)委員長、発言をどうぞ。

【中島(浩)委員長】 一定規模の建物の中に、法的に、例えば、消防点検、エレベーター点検とかありますよね。電気工作物の電気保安協会での点検も入っているはずですよ。その中では、そういった点検はされないのですか。

【亀山住宅課長】 九州電気保安協会にお願いをしているのが3年に1回の点検なものですから、3年の間に、例えば、湿気がたまったり、そういうふうな場合は、九州電気保安協会だけでは足りないものですから、そこにつきましては要注などところがもしもあれば、またさらにチェックをかけるというふうな形で対応したいと考えています。

【大場副委員長】 委員長を交代いたします。

【友田委員】 取り組む姿勢はわかりましたので、こういった問題が、私が議員になる前にしていた仕事の経験から言えば、トラブルが起きたら、そのトラブルの原因をちゃんと突き詰めて、そのトラブルシューティングをして再発防止に努

めるというのがルールだと思うので、今のやりとりでは、どうトラブルシューティングしたのか、対策はこれだというものがこのやりとりでは明確ではなかったので、やられるだろうとは思いますが、ぜひ今後のこういったトラブルの時は、そういったところについて回答は準備しておいていただきたいと思います。

【麻生委員】長崎の港湾の件で、本会議でもあったんですけども、実は、今日、長崎新聞に、クルーズ船の状況が300隻を超えるというような、私たちは280隻とかいう話を聞いて、300隻も近い話なんだけれども、まだまだニーズが高まるのかなと。中国の景気も減速しているとはいいいながらも、来年、再来年の見込みなんですけれども、どういう状況になっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

【近藤港湾課長】本日の長崎新聞に載っておりましたけれども、長崎港でいえば、来年の寄港予定隻数、見込みなんですけれども、300回となっております。この数字は日々動いていまして、予約が入ったり、キャンセルが入ったりということで変動はあるんですけども、現時点での入港隻数ということでは300回ということになっています。去年の例から申しますと、去年の今頃で言うと、200隻前後を推移しておりました。結果的には197隻ということではほぼ確定になっていると思うんですけども、来年は300回を下回ることなく、これからプラス10とか20とかいうところで落ちつくのではなからうかと期待しているところでございます。それ以降につきましては、まだ予約が動いておりますので確たる数字は言えませんけれども、まだまだ収束することなく伸びていくというふうな傾向には変わりないと考えております。

【麻生委員】10月ぐらいだったと思いますけ

れども、国土交通省が、プロポーザル方式で、船主の寄港によって港湾整備の優先権を与える、インセンティブをやると、そのことで港湾整備を進めてくださいという形の状況がありましたね。この関係については、今の長崎の港の整備の状況としては当たらないという形になるのでしょうか。国土交通省がやっている、プロポーザルで、要は、船主さんに港を使う優先権を与えますよと、そういうことによって資金を投下してくださいねと。国直轄ではなくて、そういうことで地方が主体になってやれるよということが載っておりましたけれども、その件についての明快なご答弁をお願いしたいんです。

【近藤港湾課長】この間、新聞に載っておりましたのは、あくまでもクルーズ船社側が国とか港湾管理者に働きかけをしまして、自分たちが優先権を認めてもらうかわりに、例えば、岸壁の整備をするとか、背後のターミナルを整備するとかいうことでございまして、今、県内で、佐世保港で1つ提案がありまして、佐世保の浦頭でそういうふうな話があるということは聞いております。具体的には聞いていないんですけども、あくまでも船社側の提案があって、それを国が審査して、どういうふうに動くかという状態でございます。長崎については、そういうふうな動きがありませんでした。

【麻生委員】長崎は、まだ2バース化の状況が遅れていますけれども、ただ佐世保は、2バース化をやるよと朝長市長の発言も聞こえてくるんですけども、県内で入ってきてもらうのは私もいいと思っているんです。ただ、昨日、本会議で、川崎県議への答弁だったと思うんですが、10年ぐらいかかりますという話がありましたよね。私は9月定例県議会が終わって、実は、長崎造船の中尾社長も含めて、話に行った

んです。報告会へ行って、そんなに待てない、せいぜい待っても2年か3年と言うんですよ。彼らも生産をしています。親会社である日水さんが設備投資の更新を自分たちも先送りできなくてやっているんですよ。生産も繰り下げなくちゃいけないと、そういう観点が言われているんです。新長ドックさんも整備をやってますけれども、旧態として、設備の更新を迎えているんだけど、なかなかできないということで、明快な方向性を示してほしいというのが地元の皆さんの意見なんです。

話があってからもう4年5年たつので、私も前回言いましたけれども、その観点をきちっと、そういう状況なんです。だから丁寧に、水面下でやらなければなかなかできないの事実だと、また金額も、移転費用となると40億円、50億円それ以上の、どこに行くかということもあるでしょうから、相手があることだから難しいのかなと私も思うんです。だけれども一方では、港湾整備については、長崎県さんがどうするかということが課題なんです。自分たちも、親会社として日水さんには協力しなければいけないと思っているからしたいんですという思いも言われるんですよ。そこら辺のことをそんなくしてもらって、方向性、これは言われたように、国があるから、私がここでお願いということと言っても、国が本当に、長崎は300回を超えて、今後3年5年ずっと続くよと、だから整備をしなければいけないというような状況であれば特化はできると思うんですけれども、今、経済状況の見込みはどうですか、答弁くださいと言っても、それはなかなかなのは事実だと思います。だけれども、毎年毎年伸びてきている西海岸の状況、それとあわせて、整備が遅れば遅れるほど熊本だとか鹿児島、そういう

同じ西海岸の港が整備されるんです。そこに持っていかれるんじゃないかという危惧はしているんですけれども、他都市の状況等含めて、今どういう動きがあるのか、わかれば教えてください。

【近藤港湾課長】委員ご指摘のように、アジア地域におけるクルーズ船の市場というのが急速に拡大する中で、さっき申しましたように、今年200隻、来年300隻を超えるような状況になって、その受け入れ環境の拡充というのは課題と申しますが、急務になっている状況は間違いないと思います。

そうした中で、国におかれましては、急増するクルーズ需要に対応するために、今回の緊急経済対策として、即効性のある既存ストックを使った岸壁整備ということで、松が枝の延伸とか、航路のしゅんせつ、また世界最大級のクルーズ船が、まだ予約は入っておりませんが、いつでもそういった船が入ってきてもいいような先行投資という形で、柳ふ頭に、長崎港に入らない船を入れようじゃないかということで、国のほうで予算措置をしていただいて、今回の補正で事業をするということになっているところでございまして、先ほど委員がおっしゃったように、松が枝の2バース目については、事業年度がかかるであるとか、多額の費用がかかる、なおかつ国の予算が厳しい中では、なかなか厳しいということがございますけれども、長崎港の世界的な知名度を活かすためには、2バース化というのは必要だと我々も考えておりますので、県としましても、まずは出島岸壁を最大限活用できるようにしながら、たくさんの船を入れながら、川崎議員のご質問にお答えしましたけれども、背後のまちづくりも一体的に考えることによって、市とも一体となって、2

バス目の早期整備事業化について訴えてまいりたいと考えております。

【麻生委員】まちづくりは彼が言いましたからあれですけれども、ほかの観点で言いますと、貸切バスと県内の交通混雑の問題です。有田ボーセリンパークも一部行っておりましたけれども、今、あそこも若干ですね。だから、交通整備、駐車場の問題、長崎は狭いものですから、そこに多くの方が一遍に来ると、相当な混雑になります。先ほども言いましたように、小ヶ倉含めて、それとまたバイパスもまだ未整備の状況の中に、20万トンが来れば、まさに1万人ぐらい乗ってくるんじゃないかと思うんです。そうすると、台数だって100台、150台となるわけです。そういう交通網なども、観光、海外の皆さんと協議しながら、ぜひ対応してもらわないと、なかなか県内に落とすお金がなくて、交通混雑とふん尿だけ落としてこられたばい、ということにはならないように、不満がないように、ぜひその対策を、これは相手があることだからできないというのがあるかもしれませんが、交通整備も含めて、港湾課にお願いするのはちょっと筋違いだと思いますけれども、ぜひ検討してもらいながら、市民生活、県民生活がちゃんと確保できるようにお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【大久保委員】部長説明の所管事項の一番最後、海砂採取量確認方法の見直しということで、裁判があったみたいですが、第2審の被告が最高裁に上告しましたけれども、最高裁は上告棄却をしたので、県の勝訴が確定したと。今後このようなことを招くことがないようにということでありますけれども、何でこのようなことを招いたのか、そこらあたりをご説明いただけますでしょうか。

【天野監理課長】今回の裁判でございますが、もともと県内の個人の方から知事宛てに訴訟が提起されました。それは平成23年12月でございますが、特定の2業者を指定しまして、海砂を不法に多く採取していることに伴いまして、県が損害を受けているということで、損害賠償、または不当利得返還請求を行えといった請求が県に行われたものでございます。

1審一部敗訴で、その後、県が福岡高裁へ控訴しまして、控訴審で逆転勝訴、それが最高裁でそのまま確定したというものでございますが、この原因としまして、採取時の採取量の確認方法がどうだったのかということでございまして、昨年度までは、原則、各採取船の最大積載量の大体8割相当を登録積載量といたしております。ただ、年1回の立入検査等で、販売台帳、請求書とか、そういった帳簿とか書類の確認はしておりますが、一回一回の採取につきましては、基本的には登録積載量を採取したものだというふうな判断をしていたというところがございまして、そういったところが私たちの知らないところで超過採取があっていたんじゃないかといったところから、今回の裁判につながったものかと考えております。

その点に関しまして、今年の4月から試行としてやっておりましたが、新たな確認方法ということで、各採取時に写真を添付する、それから実際に採取船の上端から採取をした砂面までの下がりの高さを計測して、計算上の採取した量を積算すると、そういった方法を導入してきたところでございます。

【大久保委員】その業者が違法に海砂を採取しているかもしれないということで、しっかり県はチェックをなさい、大体そういう内容かなと思いますけれども、今回始まった話じゃなく

て、思えば私が初当選した時の平成16年の土木委員会あたりでも、たしかそういう話があって、環境の観点から、とにかく瀬戸内海があれだけ総量規制かけて減らしているのだから、我が長崎県も減らしていこうじゃないかということで、たしか視察に行ったりもしましたよね。

そういう中で、あれからもう随分時間がたつわけでありまして、そして疑われないように、やっぱりきちっと県もチェック体制をしなければいけないと思うんです。年に1回の立ち入りで、これは当然、業者さんもいろいろあるでしょうから、自己申告だったら、ちゃんと守っていますよという申告をするかもしれないですね。だから、そこはきちっとチェック体制をしていただきたいと思います。

それから、もう既に瀬戸内海近県は全廃していると聞きます。そこらあたりは今、長崎県はどうですか。総量規制の問題、あるいは全廃に向けた動きになっているのかどうかです。

【天野監理課長】本県におきましても、砂利の許可採取量につきましては、県内需要に見合った適正な採取量を確保するというのが基本的な考え方としてございまして、許可採取量自体はだんだん減ってきているという状況でございます。

一番多い時期は、平成11年が県内で600万立方メートルが許可数量でございました。現在は、平成28年、270万立方メートルということで、半分以下になっております。限度量検討委員会というものを平成25年に有識者の方々に入っていていただいて決定しておりまして、今年の270万立方メートルは、平成29年度、平成30年度には250万立方メートルまで減らすと、いったところまで来ております。そういうことで、一番多かった時期の平成11年からは、段

階的に削減してきているという状況でございます。

それから、他県におきましても、熊本県は、確かに今は海砂の採取を全廃しているといった状況でございます。そういった県ごとのそれぞれの事情はございますが、九州の中では、福岡県が一番多くて、本県はそれに次いで2番目に多いという状況でございます。

それから、基本的には、県外搬出もだんだん減らしていこうというところございまして、まだ半分程度は県外、九州管内への陸揚げというのもございます。

そういった中で、まだまだこの後、段階的に、今後も需要動向を見ながら、それから限度量検討委員会の委員にお諮りをしながら、具体的な総量規制というものを進めていきたいと考えております。

【大久保委員】何か時間が止まっておったのかというような感じを受けたものですから、ぜひ進めていただきたいと思います。

そうはいつでも、じゃ、骨材はどうするのかとなった時に、いろんな議論があろうかと思いますが、10年前ぐらいのほうが、よっぽど活発な議論、代替骨材をどうするかとか、いろいろ出ていたような感じがしますが、そこらあたりは、海砂を減らしていったら、必要な骨材の代替の議論というのは進んでいるのですか。

【佐々建設企画課長】海砂にかわる方策についてのお尋ねなのですが、砕砂の研究というのを進めていまして、現在、コンクリートに使う細骨材が砂ということになりますが、採石を砕いたものをそれに使えないかということで、いろんな実証実験を行っているところであります。これは全て置きかわるということは無理なのですが、海砂を使う量を減らすことにつなげてい

きたいということで、今年度も追加の試験をするようにしております。来年度以降も、パイロット工事ということで、県で発注する工事の中で使ってみたいと考えております。

【大久保委員】 3.11 東日本大震災の時には、随分必要な砕石があったというんですけれども、県内でも、まだ砕石の余剰分があるという話も聞きまして、そういったところで、ぜひ代替骨材の議論も一緒に加速化していただきたいと思います。

それから、話を戻しますけれども、海砂の採取に関して、量の問題はわかりました。これから、ちゃんとチェックをしていくということですね。

それ以上掘ってはいけないという3メートルルールというものがあるんですか。そこらあたりはチェックされていますか。

【天野監理課長】 土木部としましても、海砂採取に伴います水産資源の保護の問題であるとか、海区環境の保全の問題といったところは当然、許可をする立場として、しっかり見ていかなければいけないということで、有識者会議を平成22年に設置いたしました。これは土木部それから水産部、環境部、それぞれの部から有識者を2名ずつ推薦していただきまして、合計6名で構成しております。

平成23年、平成24年にも会議を開催しておりますが、最近の動きとしましても、昨年度から今年にかけて、特に、壱岐の海域等につきまして、業者に委託しましてモニタリング調査をいたしました。現在、その結果の検証のための有識者会議を開催しているところでございます。今年度、年度末までに3回開催する計画でありまして、現在はまだ1回だけというところでございますが、今年の年末、それから来年、

2月頃にでも1回ということで、最終的に検証結果の報告を有識者からいただくということも考えております。前回、1回目の時には、採取をした跡が平坦化してきているんじゃないとか、あるいは水産資源的にもそんな大きな影響が見られないのではないかとといった意見もございましたが、一方では、例えば、砂利をとっていない区域での水産資源の状況がどうかとか、そういったところとの比較も必要ではないか、そういった議論もございました。

そういったところを含めて、土木部としましても、水産資源の問題、海域環境の問題につきましても、常にずっと関心を持ってチェックを続けてまいりたいと考えております。

【大久保委員】 私も専門家じゃないので、よくはわかりませんが、10年ぐらい前に壱岐の漁師さんたちと話をした時に、若い後継者の漁師が、俺たちの年代は年々漁獲量も減って、海砂をとらせることに対する手数料でなれてしまっていると。でも、それは将来にわたって海の環境を壊すことになる。だから、若い人たちは、それはやめて、環境をよくして水産資源を増やしていくというような話を聞いた時に、おっしゃるとおりだなと思ったわけでありまして、だから、その辺も第三者を入れてチェックをして、検証してということでありまして、環境を守るという意味でも、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、とった砂が、どれくらい県外に持ち出されているのか、そのデータはありますか。

【天野監理課長】 直近の平成27年度のデータでございますが、許可をした採取限量270万立方メートルでございます。それに対しまして、採取の実績が237万5,000立方メートル、うち県外搬出、これは採取の報告の時に、どこに陸

揚げしましたかというものの報告もいただいております。それを見ますと、139万4,000立方メートルということで、6割近くいっていると思います。ただ、県外搬出の実績自体はだんだん減ってきているというところで、基本的には、今後も限度量検討委員会でも議論がなされると思いますが、いずれは県内需要に見合う分だけの採取というところの方向になっていくのではないかと考えております。

【大久保委員】 監理課長の話では、6割近くが県外に行っているというのも、私も、えっと思ったんです。長崎県の海域でとった砂ですよね。自然環境を侵しているかもしれないその砂が半分以上、6割県外に行って使われておって、それは1割2割が県外に行っているというならわかりますけれども、6割県外ということですよ。そこらあたりは何かならないのですか。監理課長、そこらあたりの厳しい管理体制です。

【天野監理課長】 県外搬出量につきましては、先ほど申し上げました平成25年度に設置いたしました海砂採取の限度量に関する検討委員会というものがございます。この検討委員会のメンバーは、弁護士、大学教授、水産環境等の教授、それから壱岐市、新上五島町の自治体の首長さん方にも入っていただいて、海砂採取の限度量検討委員会ということでやっております。

その中でも、県外搬出の問題等はございましたけれども、どうしても県内の業者に対する経営的な影響も非常に大きいというところもございまして、そこも一定配慮する必要はあるのではないかとということで、長期的には採取限度量というのは削減する方向にはあるのですが、一定期間の激変緩和措置も講じることが適当といったところが海砂採取の限度量検討委員会の提言としても出ております。そういった中で、現

在は、だんだん県外の率は落ちてきつつあるというところでございます。

それから、県内の需要につきましては、今後、特に、平成29年度、平成30年度に向けて、許可数量は270万平方メートルから250万平方メートルに落とすのですが、県内の需要的には、大型の工事等もいろいろあるといった影響もございまして、そこは逆に、県内の将来需要が増加するといった予測もございまして、具体的には、平成26年度が162万立方メートルが、平成30年度は195万立方メートルということで増加すると見込んでおまして、今後平成29年度、平成30年度に向けて、許可の数量が減少する中で県内需要が増えるとなってくると、結果的には、県外への陸揚げは減ってくるということになるのではなかろうかと見込んでおります。

【大久保委員】 先ほどありましたように、お隣の熊本でさえも全廃をしていると。ぜひそういう方向で進めていただきたいと思っておりますし、それは業者も食べていかなければいけないでしょうけれども、その犠牲に県民の皆さんの貴重な資源が失われていると思えば、その論法は私はおかしいと思っておりますよ。そして、我が県の貴重な資源でありますから、県外に6割も持っていくような、そんなあべこべな政策は直ちにやめて、本当に必要な分だけでやるというようなことを徹底していただきたいと思っておりますが、最後にいかがですか。

【天野監理課長】 海砂採取の限度量検討委員会が平成24年から平成25年にかけて開かれておりますが、これが平成30年度までの限度量を決めております。平成29年度になりましたら、また新しい平成31年度以降の限度量につきましてはの検討を進めていかなければいけないとなってくるので、その段階で、今、委員からい

ただきましてご意見を踏まえまして、また将来的な限度量の検討を適正に進めてまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】平成28年度事務事業の評価結果から伺いたいと思います。

5ページ、空き家再生プロジェクトということで事業内容が記載をされております。市町担当者のワーキンググループ活動による人材育成等ございますが、具体的にどのようなことを行うのかをお伺いしたいと思います。

【亀山住宅課長】空き家再生プロジェクトにつきましては、対象地区が2地区ございまして、今年度、現地ヒアリングなどを通して、まず、どういう空き家があるかというのを調査して、さらに今後は、空き家の予備群といいますが、将来、空き家になるおそれがあるというところも含めまして調査及びどういうふうを考えていくかというのを検討したいと考えております。

【山田(朋)委員】具体的に教えてもらいたいですけれども、2地区というのは、1つは島原の武家屋敷か、場所の2カ所と、どういうことをしたのか、情報を集めるだけなのか。それと、高齢者、これからの空き家予備群みたいな方々に対して、恐らく、市町の担当で働きかけられると思うんですけれども、どういったことを具体的に考えているのか。もっと具体的に答弁してください。

【亀山住宅課長】今年度は、長崎市の南山手地区それから雲仙市の神代小路地区、2カ所ございますけれども、地元協議会及び地元市と協力して空き家所有者の把握を進めるとともに、課題の抽出を行っております。このデータが今後、実際改善といいますが、空き家の活用とか、そういうことに向けたデータとして役立つものと考えております。

【山田(朋)委員】わかりました。

私は地元の間人じゃないから雲仙地区のイメージがわからないんですけども、南山手はイメージが湧きます。恐らく、観光資源というか、そういうものに活用できる場所というか、もともとふだんから人が住んでいる人口が密集しているようなところじゃないイメージなのかなと思うんです。まずはここを2つ抽出されたと思うんですけども、県内の空き家を見てみると、こういった観光地という場所じゃなくて、普通に住民が暮らしているところ、車が通らないようなところとか、いっぱい空き家がある。だから、こういうところだけじゃなくて、県内のどこの地域も抱えているような空き家密集地域、車が通らないようなところ、不便なところとかをもっと、空き家再生プロジェクトと銘打ってやっていらっしゃると思うんですけども、私は、もう少しその辺のこともちゃんと研究していただきたいと思います。今、持ち主の把握とか、課題を抽出したということですから、そういったことを活かしながら、次なる手をしっかり打っていただきたいと思います。

もう1点お聞きをした予備群に対する働きかけというのも市町の担当のほうで行っていただくという考えだと思いますけれども、その辺も、どういうふうに考えているのか教えてください。

【亀山住宅課長】まず、雲仙市の神代小路地区は、鍋島藩の飛び地ということで、歴史的な建築物が残されておりまして、武家屋敷に準ずるような形ではないかと考えております。両地区とも、今回候補地として、今後の進め方といたしまして、空き家活用の実例を示しまして、そこから得られたノウハウとか、実施に向けた取組などをデータとして今後、県内各地区に活用

いただけるように、来年度以降、取りまとめていきたいと考えています。

それから、予備群につきましても、現状で空き家というものもありますけれども、空き家にならないためにどうしたらいいかというのも含めまして検討していきたいと考えています。

【山田(朋)委員】この2カ所に関しては、特別な観光とか、景観のとてすてきなところ、そこをきれいにするによって、その資源をもっと活かしていくことが可能になる地域と思います。

先ほど申し上げたように、県内の空き家のほとんどは、こういったところばかりじゃないので、そういったことの研究とか、把握したり、課題抽出というのもやっていただいているとは思いますが、各市町に対して、しっかりやっていただきたいと思えます。

空き家予備群にならないための対策ということでありますので、ぜひいろいろと手を打っていただきたいと思えますが、多分、戸別訪問をしていくとか、高齢者のひとり暮らし、2人暮らしとか、なかなか個人情報の観点から、例えば、市役所の土木の部門の方々も、そこまで把握ができない、横の連携がとれない部分もあると思えます。具体的に、こういった形をすれば本当に空き家がこれ以上過度に増えることがないようになるのかというのは、個人情報の取扱いという大きな問題もあるかと思えますけれども、ぜひ取組を進めていただきたいと思えます。

その下の長崎型移住促進空き家活用事業について伺いたいと思えますけれども、空き家バンクは今、県内市町でどれくらい設置をしているのか、まずそこから教えてください。

【亀山住宅課長】空き家バンクにつきましては、7市町がまだ設置しておりませんが、ほ

かのところは取組ということで行っていただいております。

この長崎型移住促進空き家活用事業につきましては、空き家バンクを活用して、県外からの移住者が借りて住むという場合に、改修補助をするものでございます。

【山田(朋)委員】わかりました。

7市町がまだ未設置ということでありまして、どこもつくっていただくほうがいいと思うので、今回「住まい」に特化したチラシをつくるということでありまして、非常にいいのかなと私も思っておりますので、ぜひ、とにかく空き家を再活用いただく形で、いろんな取組を進めていただきたいと思えます。

もう1点伺います。8ページの3世代同居の件ですけれども、初年度ということで余り周知ができなかったということで、実績が期待するほど上がっていませんけれども、この中で、近年、バリアフリー化に対してずっと予算がついていたと思えます。バリアフリーも一定終わった、あまり数が上がっていませんということでの3世代同居に特化した今回事業だと思えますけれども、介護とか、まず予防的にバリアフリー化を家にすることが非常に重要であるとも言われておられて、結構要望が出ています。バリアフリー化について、こういったものに加えることとかは今後考えないのか、そのあたりの考えをお聞かせください。

【亀山住宅課長】3世代同居・近居促進事業は、3世代同居によりまして必要となるようなリフォームとか、中古住宅取得等に補助をするものでございますので、リフォームのメニューの中にはバリアフリーというのも入っております。ただし、3世代同居というのを前提としている

関係で、委員ご指摘のところはあるんですけども、ただ昨年度まで行っておりました住宅性能向上リフォームを引き続きやってくれている市町もございますし、長崎市的一般リフォームも含めて、県内9市町でリフォーム支援を行っておりますので、そちらのほうも我々としても頑張っていたきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。

まず、リフォームのほうですけども、9市町が独自にやっているところがあるから、それを活用してやってくださいということが1点。ただ、継続してやってほしいという声も上がっていると聞いていますし、私ども会派でも、知事に先日要望させていただいた次第でございます。

3世代できれば、それは本当に理想的だと思いますけれども、周りを見渡しても、なかなか子どもさんとお孫さんと住めるような環境にいらっしゃる方というのはそうそうにはいらっしゃらないと思います。これが引き金になって3世代同居が進むための呼び水としてのこの政策ということでとても理解はしておりますし、応援はしたいと思っております。あらゆる方にとって優しい長崎県の土木行政であっていただきたいと思っておりますので、ぜひぜひご検討いただきたいと思います。

せっかく3世代同居を進めましたので、ここに書いているように、周知が足りなかったということでもありますから、もっと周知をいただいて、ここもしっかりと県民の皆様のご期待に沿えるような形で提供いただきたいと思います。

最後にもう1点、板山トンネルの件について伺いたしたいと思います。今年度末までにルート決定をすとお聞きしていますが、具体的に現状でスケジュール等々わかっていることがあれば、

お示しをいただきたいと思っております。

【大塚道路建設課長】板山トンネルの進捗についてのご質問でございます。従前もご説明をさせていただいておりますけれども、概ねのルートにつきましては、これまで既に決定をいたしまして、地元にご説明をさせていただいているところでございます。それを受けまして、現在、トンネルの調査設計、具体的なものを詰めているというところでございます。

これまでも、炭鉱跡地を通るですとか、地すべり地帯を通る、そういったお話もありましたので、掘り始めてから大きな崩落とかが起きないように、今しっかりと調査を進めているところでございます。

前回お話ししましたとおり、年度末をめどに設計を仕上げまして、地域の皆様にお示しをして、計画をご理解いただいた場合には、新年度から用地取得に入っていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。年度末に最終的なルートが決定してお示しできる、これでやりますよということがお示しできる、年度内に大丈夫ですか。それとも、新年度になってから示す感じですか。

【大塚道路建設課長】 その微妙なところは、まだ現在仕事を進めている最中でございますので確約はできませんけれども、目標といたしましては、年度内に設計を仕上げお示しをしたいと思っておりますが、そこは場合によっては、年度末いっぱいかかって、新年度に入ってしまうかもしれません。その細かいところについては、まだ明確にお答えできないところでございます。申しわけございません。

【山田(朋)委員】 わかりました。

ぜひ住民の皆様のご期待に沿えるように、そ

して新年度予算は、しっかりとその分を要求していただきたいと思います。この間、福岡でも事故がありました。本当に事故があっただけではないので、特に危険なところというか、問題を抱えている場所ではあると思っておりますので、安全な中で工事を進めていただくようお願いをしたいと思います。

【麻生委員】港湾設備、県道、市道もそうでしょうけれども、今、LEDの街灯が設置されております。国の方針も今、LED化を全部すると。長崎港もそうでしょうけれども、ナトリウム灯を含めて、黄色い状況で港湾は全部されていますし、夜景の状況になっていますよね。長崎市も街灯を全部今、LED化しておりますね。今後、県としてもLED化、ナトリウム灯、また水銀灯をかえていくという計画があるのかどうか、その点をお尋ねしたいんです。

【池田道路維持課長】道路照明灯のLED化についてのご質問でございますけれども、道路維持課で所管しております道路照明灯については、基本的には、老朽化対策とあわせて全てLED化をしていくという計画にしております。個別具体的にはまだ計画は立てておりませんが、今後照明をかえていくものにつきましては、特に、照明器具自体をかえていくものについては、必ずLED化をしていく、場所によっては球だけをかえるということもあり得るかもしれませんが、基本的には、今後LED化を進めていくという考え方でございます。

【近藤港湾課長】港湾課でいきますと、一番大きいのは長崎水辺の森公園だと思うんですけども、平成16年度にグランドオープンしております。照明施設についても更新の時期に来ているということで、今後更新をするに当たっては、そういったところも含めて検討してまいり

たいと考えております。

【麻生委員】水銀灯、ナトリウム灯を含めてLED化すると、器具として5倍から10倍ぐらいするんです。なかなか設置するのに費用がかかるので、できないんじゃないかということで話があったんですけども、一例、リース方式とございますか、要は、電気代をもとに業者から設置をしてもらう、その差額分で補うと。だから、費用は一切かからないという状況で今、新しい制度を含めたところがありますけれども、今後は、電気料金がかかると。だけれども、LED化すると、コストがかかって、当面できないんじゃないかということがありますけれども、そういう新しい制度なども出てきていると聞いておりますので、ぜひそういうものを研究していただいて、長崎県内の主要箇所、LED化をお願いしたいと思っております。

ただ、LED化の中で、どっちかという、足元照明はきちっとできるんだけれども、ナトリウム灯とかに比べると、要は、夜景観光にすると、皆様から見ると、きれいな色が周りがあるんじゃないかと。LEDというのはそれができるのかということで一部問い合わせがあるんですけども、それは新しい技術で拡散もできるという話をしていたしました。

今後、電気料金の問題だとかがあるし、LED化は避けて通れないと私は思っているんです。長崎市も今、街路灯をここ2~3年で相当やりかえていると思います。だから、電気料金が長崎では年間に2億円、3億円かかっていました。これが転換することによって変わってくるという状況ですので、研究していただいて、国の動きもLED化とあるでしょうけれども、そういう取組をぜひご検討いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【池田道路維持課長】LED化のリース方式についても我々のところでも検討したことがございます。全国的には数件で既に導入しているのですが、この導入に当たっては、補助とか起債の対象にならないとか、あるいは長期契約の問題とかございまして、まだまだ課題が数カ所ございます。ただ、最終的にそういう問題がクリアできれば、コスト的に有利になるものですから、導入については検討の一つの材料かと考えております。

【麻生委員】水銀灯とかナトリウム灯、また蛍光灯から比べると、LEDのほうが寿命が長いですし、メンテナンスでもフリーだと思っておりますので、ぜひそういったものを検討していただいて、トータルコストが安くて維持管理ができるということもぜひ検討していただきたいということを要望したいと思います。

【友田委員】先ほどの事業評価の関係で、平成29年度に向かってやっていくという方針が示されているので、空き家の関係なんですけれども、空き家再生プロジェクトの事業内容の中に、先ほど山田(朋)委員がご指摘されたその下のほうで、「空き家流通を妨げる課題の解決・推進体制づくり」というのがあるんです。これは担当課としては、どのようにしようと考えておられるのかをお聞きしたいのですが、どういった課題があるのかということを決済・推進していく体制をつくっていくのか、それとも、こういった課題があるので、これを解決するための新たな施策を講じると、そこまで考えていくのか。例えば、以前、決算の時に申し上げたんですけども、中に家財道具があって、これがなかなか処分できないとか、そういったものもあるものだから、そういったものが課題になっているとするならば、その家財道具等々を保管処理と

か、そういうことをするための支援策とかを構築していくとか、そういう一歩踏み込んだところまでやろうというふうにお考えなのか、ここをお聞かせいただけますか。

【亀山住宅課長】「空き家流通を妨げる課題の解決・推進体制づくり」ということで、流通に乗らないという理由がさまざまあるかと考えておりますが、まずそれを研究するというのが1つありまして、さらに、誰に相談すればいいか、要は、役割分担、相談体制といえますか、組み合わせをどういうふうにするかという検討、ですから市町の職員も活躍しなければいけないし、各業界の方々、専門家の方々の協力も得なければならないというふうなことで、トータルでうまくいくような方法をどうつくり上げていくかというのを検討したいと考えています。

【友田委員】そうすると、今後の対応する方法を考えていくということですね。

年々空き家は増えてきていて、その検討に長い時間を要すると、空き家がどんどん使えなくなっていくですね。これは移住対策としての問題なので、長崎県の人口を増やすという意味でも非常に重要な取組の一つだと思っておりますので、そういった意味では、県内に今後も増えていくであろう空き家をいかに有効に活用していくかということですので、そんなに検討ばかりに時間をかけるんじゃなくて、具体的な対策を講じて空き家をしっかり活用できるように、本当にペースを上げて取り組んでいただきたいと思っておりますし、その点について、もう一度、県の意気込みというか、考え方を示していただいて、終わりたいと思います。

【亀山住宅課長】空き家が流通しない、活用されないというのは、さまざまな課題があるかと思っております。例えば、相続等も含めて、いろいろ

な専門家がいらっしゃると思いますので、課題解決に取り組む専門家への相談体制を整備するようなことを検討していきたいと考えています。

さらに、今年度に、この空き家再生プロジェクトの一環といたしまして、市町の担当者を対象としたセミナーとシンポジウムを開催する予定としておりまして、2地区で勉強するのと同時に、県内市町の体制といたしますか、各担当者に対しても、活躍できるような素地づくりをしていきたいと考えています。

【中島(浩)委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時 2分 休憩

-----  
午後 4時 2分 再開  
-----

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、12月12日は、午前10時から委員会を再開し、環境部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 4時 3分 散会  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月12日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時35分  
於 本館5 - A会議室

管 理 部 長 笠山 浩昭 君

営 業 部 長 小川 雅純 君

貸 切 部 長 濱口 清 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
”	野本 三雄 君
”	瀬川 光之 君
”	中島 廣義 君
”	山田 朋子 君
”	友田 吉泰 君
”	大久保潔重 君
”	麻生 隆 君
”	吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

環 境 部 長	太田 彰幸 君
環 境 部 次 長 兼環境政策課長	小嶺 和伸 君
地 域 環 境 課 長	山口 正広 君
水環境対策課長	田口 陽一 君
廃棄物対策課長	重野 哲 君
自 然 環 境 課 長 ( 参 事 監 )	山本 麻衣 君

交 通 局 長 山口 雄二 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、環境部の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

環境部長より、予算議案について説明をお願いいたします。

【太田環境部長】 おはようございます。

「予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」の環境部の1ページををお開きください。

環境部関係の議案につきまして、ご説明をいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分外記載の4件でございます。

はじめに、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分につきまして、ご説明をいたします。

歳入歳出予算額は、記載のとおりでございます。

次に、補正予算の主な内容につきまして、ご説明いたします。

長崎県環境保全対策臨時基金積立金の返還につきましては、平成25年度に積み立てました国の地域環境保全対策費補助金の事業期間が終了

し、執行残額を国へ返還するための経費として9,537万8,000円を計上いたしております。

次に、2ページの第133号議案「平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第1号）」、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分及び3ページの第138号議案「平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算額及び補正内容は、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

【友田委員】 この環境保全実践活動促進事業費の関係で、長崎県環境保全対策臨時基金積立金の返還が今回なされているわけですね。関係資料で説明をいただいていますので一定理解はしているんですけども、平成26年度までの事業が終了して、平成28年の11月定例会に計上されるということは、通常、こういうことは、国に残り分を返還しろという時に1年遅れているんですよ。説明書には書いてあるんだけど、国の事業費認定事務が遅れたこと等が原因ですということなんですけど、県の事務作業としては、全て完了していたけれども、国の受け入れ環境が整わなかったんで、一旦、要望していた予算を取り下げて、そして、今回改めて計上しているという認識でいいのかどうか、確認をさせてください。

【重野廃棄物対策課長】 今、委員の質問の件で

すけれども、事業期間は、委員おっしゃられるとおり平成25年度から平成26年度の基金事業ということで、昨年の9月定例会に、その返還のための予算を1回計上させていただいております。その後、国から、本県を含め事業規模が大きいところについては、書類審査が時間がかかるということで平成27年度の精算確定が困難になったとの連絡がありまして、本年の6月定例会において、全額を専決により減額をさせていただき、今回、再計上という形になった次第でございます。

なお、関係書類等については提出を済ませておりますので、今年度中に確定いただけるものと考えております。

【友田委員】 そうすると、事業認定に時間がかかるということでの対応なので、県として実施済みの事業が不認定になったということはないんですか。全て認定された上で残りの金額がこれだけと。だから、一旦、国に出した、一つ一つ審査されるわけでしょう。その中でカットされたとか、そういうことは全くなく、全て、100%認められたのかどうか、お聞かせください。

【重野廃棄物対策課長】 現在、関係書類は全て提出済みではございますけれども、まだ確定通知が届いておりませんので、その辺については今のところ問題がないということでお聞きしております。今後の書類審査の段階において出れば対応していきたいと考えておりますけれども、基本的には、今のところは問題ないということで認識しております。

【中島(浩)分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案に対する質疑を

終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第131号議案のうち関係部分、第133号議案、第137号議案のうち関係部分、第138号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会の審査を行います。

環境部においては、委員会への付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

環境部長より、所管事項の説明をお願いいたします。

【太田環境部長】 「環境生活委員会関係議案説明資料」の環境部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いする議案はございませんので、議案以外の主な所管事項につきまして、ご説明をいたします。

資料の1ページをご覧ください。下ほどにありますけれども、諫早湾干拓調整池の環境保全対策につきまして、資料の2ページに移っていただきまして、諫早湾干拓調整池の水質保全につきましては、「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、生活排水や工場

等からの排水対策、畑地からの表土流出防止などの面原対策等、各種施策を実施しているところでございますが、去る9月30日に諫早湾干拓調整池水辺環境の保全創造推進会議幹事会を開催し、九州農政局から参加いただき、調整池の水質保全対策の推進と次期行動計画策定の準備を進めることについて確認できたところでございます。

今後、事業主体である九州農政局とともに、早期に次期行動計画の策定を進めていくこととしております。

このほかご報告いたしますのは、地球温暖化対策について、島原半島窒素負荷低減対策について、新たな長崎県污水处理構想の策定について、ゴミゼロながさきの推進について、第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について、生物多様性保全の推進について、島原半島ジオパークの活用推進について、事務事業及び公共事業評価の実施について、施策評価の実施について、地方創生の推進についてでございます。内容は、記載のとおりでございます。

また、別冊で配付しております「環境生活委員会関係議案説明資料（追加1）」の環境部の1ページをご覧ください。

平成29年度の重点施策でございますが、平成29年度の予算編成に向けて、「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは来年度が2年目となる「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる目標の実現に向けて、平成29年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものでございます。

このうち環境部におきましては、未来につながる環境にやさしい長崎県を目指して、豊かな自然環境を活かした地域づくりなどを推進したいと考えております。

主な新規事業につきましては、1ページに記

載のとおりでございます。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上で環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、水環境対策課長より補足説明をお願いいたします。

【田口水環境対策課長】新たな長崎県污水处理構想につきまして、補足して説明をさせていただきます。

補足説明資料といたしまして、概要版と本文素案の2種類を配付させていただいております。ここでは概要版であります1枚紙の補足説明資料1に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。污水处理構想とは、県と市町が連携して下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽等の污水处理施設の計画的、そして効率的な推進と整備後の施設を安定的に運営・管理するための施策の方向性を示すものでございます。

今回の見直しに当たりましては、将来的に予想されます人口減少や地域社会構造の変化を適切に反映させたものであること、そして、国の構想マニュアルに基づき污水处理の早期概成を盛り込んだものとすることに留意いたしました。

污水处理構想の見直しの経緯につきましては、2に記載のとおりでございますが、これまでに3回、策定をいたしまして、直近の平成24年3月に策定しました構想では、県污水処理普及率の平成27年度目標値を概ね80%といたしております。平成27年度末における県污水处理人口普及率は78.8%となっており、現構想の目的値を概ね達成しておりますが、全国平均と比べ約11

ポイント低く、地域別でも普及率に差が生じているところでございます。

裏面の2ページをお願いいたします。前回の構想からの見直しのポイントといたしまして、污水处理の早期概成を図るため、未着手の下水道計画区域につきまして、経済性の劣る区域は廃止又は縮小し、浄化槽整備区域に編入すること、そして、新たに長期的な観点から県民が将来にわたり污水处理施設を安定して利用するための运营管理指針を定めることといたしました。

新たな構想における基本的な方針としまして、1つ目として、污水处理施設の早期整備を目指し、10年後の平成32年度における県污水处理人口普及率を90.2%とする目標を設定しております。

2つ目としまして、持続的な污水处理システムの構築を掲げております。将来にわたり安定した污水处理を運営するため、長寿命化や耐震化対策等の計画的な推進や污水处理施設の集約化などの既存施設の効率的な活用、発生する汚泥の有効活用等を推進してまいります。

最後に、今後のスケジュールであります。本日の環境生活委員会でご審議をいただいた後、広く県民の皆様のご意見をお聞きするため、12月下旬からパブリックコメントを予定しております。その後、パブリックコメントによるご意見等を踏まえ、市町と調整した上で最終案を2月議会でお諮りしたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】以上で説明が終わりました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【小嶺次長兼環境政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等

の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしております環境部関係の資料について、ご説明をいたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年9月から10月までに実施したのとなっております。

お手元の資料の1ページをご覧ください。県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金でございます。

直接補助金につきましては、記載のとおり、長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の1件でございます。

次に、間接補助金につきましては、資料の2ページ目に記載をいたしております。長崎県浄化槽設置整備事業補助金の4件となっております。

次に、資料の3ページをご覧ください。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、本年9月から10月までの実績としまして、五島市からの要望事項など計6件でございます。それに対する県の取扱につきましては、3ページから8ページまでに記載のとおりとなっております。

次に、資料の9ページをご覧ください。附属機関等会議結果報告でございますが、附属機関等が長崎県環境審議会鳥獣部会の1回、私的諮問機関等が希少野生動植物種指定等検討会の1回を開催いたしております。

資料の内容につきましては、資料の10ページ、11ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、はじめに、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり陳情

書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございませんでしょうか。

【山田(朋)委員】 佐々町から要望が出ています長崎県ごみ処理広域化計画等にかかわる支援についてですが、単独で佐々町が新しくごみの処理場を建設するというのに対して非常に財政的な負担が大きいということで、佐世保が北部を建て替えるような話もある中で、応分の負担をしながら一緒にできないかどうかということも町としては思いを持っていらっしゃるようなんですけれども、県としては、こういったことを広域的に取り組むということを進めていかないといけない立場にあるかと思いますが、この要望についてどのように考えているのかをちょっとお聞かせください。

【重野廃棄物対策課長】 今、委員ご質問の件ですけれども、佐々町において、現在、広域化をするのか、それとも自前でするのか、はたまた別の考え方でするのかというところで、まだ方向性自体が固まっていないというふうなことをお聞きしております。その方向性を決めていただいた中で、広域化をするに当たっては、県も十分協力して広域化が進められるように努力をしまいたいということで考えております。

【山田(朋)委員】 今も、し尿処理については民間業者にとりに来ていただいております。やっぱり何かあった場合とか非常に不安要素が大きく、また、福岡の広域の事務組合からも佐々まで回収に来ているという話もあるように聞いていますが、そういう距離的なこと、遠いところからとりに来てもらうようなことをしていれば本当に災害時とかに不安があります。今の課長の答弁で広域に向けて県としては力強く支援をいただけたらと思っております。調整をとっていただいてぜひお願いをしたいと思っております。そ

こら辺、強く要望して、北部が建て替えの予定があるかと思うんですね、佐世保がですね。隣接しておりますので、そういった形がとれないかどうか、ぜひ調整いただくように、佐々町からきちんとした方向性が示されてからだと思えますけれども、佐世保市との間での調整を、過去にちょっといろいろ地域間であったような話も聞いておりますので、建設に当たってのですね。いろんなことがあるようなので、これは県が入っていただいて調整をいただかないとちょっと難しいことがあるようですので、ぜひお願いしたいと思います。ご要望申し上げます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【麻生委員】おはようございます。

要望の中で40ページ、簡易水道の整備に関する要望が県の水道協会から上がっております。実は、12月に環境生活委員会でお邪魔した南島原市ですけれども、水道の水源があるところとないところとあって、大変苦慮していますということをおっしゃっていました。南島原市長の汚職問題は簡易水道関係の設備に関する問題であったと聞いております。

今回の予算確保の問題、あと、今後、南島原市にお邪魔した時には水源の問題も含めて言われていたので、市を越えて島原半島全体で対応できないかという声も上がっておりました。

こういう簡易水道について、県として今後どのような取組を進めていこうとされているのか。見直しをして上下水道事業に極力という話をされておりますけれども、補助金もなかなか厳しい状況だと聞いておりますけれども、その点についての県のお考えをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

【田口水環境対策課長】簡易水道につきましては、非常に小規模でございまして、いわゆる経

営基盤が脆弱だという観点から平成19年度から厚生労働省の補助を受けまして10年間で簡易水道の統合という形で施設の統合を進めているところでございます。

さらに、水道事業の全般的なお話につきましても、やはり当然必要であると考えております。例えば、以前からご質問等がっております広域化ということも必要だと思っております。例えば、市町村合併で本県は全国を上回るような合併率でございまして。結果的に、その中で水道施設の統合ということも図られていることも事実でございまして。それによりまして一定の水道事業の統合がなされたものと考えております。しかしながら、水道事業というのは、今後の人口減少等を考えますと、あらゆる状況を踏まえてまして**不断**の取組が必要だというふうにも考えております。

したがって、11月に国からそういった趣旨の提言もございましたことから、来年1月に各市町の水道担当課長を集めて、その中で広域化に関する勉強会を始めようじゃありませんかという意見交換をしてみたいと考えております。

【麻生委員】5,000人規模以下の水道事業を簡易水道ということで**実施**されております。今後、人口減少が見込まれること、また、管路が長くなって維持管理が大変なこと、そういうリスクが結構あるんですね。簡易水道が多ければ、それだけ市町の管理業務を含めて水道事業の人も要る、技術の継承も**なかなかできない**という課題があります。

さっき、広域化の話がありましたけれども、私は、両面のことがあると思っております。一つは、人口減少で水道料金が維持できるのか。南島原市では、1トン当たりの料金が1,280円と言っていました。また、一般財源からも2億円

程度入れていらっしゃるということです。こういって維持管理をきちっとやっていかないと市民生活ないしは行政の財源は厳しい状況になるなと思っておりますので、県におかれましては、こういったことを含めて、そして、片一方では民間の活用が叫ばれていますので、管路の維持管理をあわせてどうするかということも、マネジメント的な状況も含めてぜひ指導していただきたい。また、補助金に対しても広域化でできるような仕組みをぜひ検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんでしょうか。

【麻生委員】今回、補助金の内訳がありまして、合併浄化槽ですね。雲仙市、また、五島市もそうですね。実は、五島市も下水道をやめるという方向性で決めました。ただ、旧福江市内は密集化しているんですね。なおかつ、単独浄化槽も結構ありますので、こういう補助金はもちろんいいんでしょうけれども、指導性ですね、地域において、どういう形で合併浄化槽を使ってもらうのか。汚水処理計画とも関連するんですね。合併浄化槽の設置をいかに広げていくのか。雲仙市とか五島市等の離島、平戸市もそうでしょうけれども、県全体の汚水処理人口普及率を上げようとするのと、そういうところに対してしっかりとした手当てをしなければいけないと思います。

そうすると、今上がってきております個人の補助金がありますけれども、啓発活動と一体だと私は思っております。今、独居老人だとか、合併浄化槽はできないという人も結構おられまして、そういった点。

あと1点は、まちなかの大型の合併浄化槽等、前に指摘をしておりましたけれども、そういったものをやるかどうかということをお県としてどう方向性を持たれているのか。そして、各現場の人たちと話し合いができてきているのか。その点をお尋ねいたします。

【田口水環境対策課長】委員がおっしゃいましたとおり、浄化槽の普及促進につきましては、住民の皆様方の理解が不可欠であると考えております。市町村におきましては、これまでも浄化槽整備区域につきましては、さまざまな形で周知を行っております。しかしながら、一方で普及率がなかなか伸び悩んでいるということも事実でございます。

私どもとしましては、市町でのいろんな取組を浄化槽担当者会議、課長会議の中で共有しながら、効果があるものについて紹介をしております。

あと、今年度、県が独自に始めた取組としまして、NPOの演劇団体と協働しまして、演劇の中で子どもたちを演じさせる中で、浄化槽の必要性であるとか、効果であるとか、そういったことを広く知らせる取組を始めたところがございます。そういった啓発活動が非常に重要であるということが一つございます。

もう一つは、先ほどおっしゃいました従来の個人型浄化槽という制度と市町村型整備事業と2通りございます。個人型浄化槽につきましては、個人が事業主体となって進めている事業でございます。一方で市町村型整備事業というのは、市町が事業主体となって個人さんから負担

金をいただいて整備を進めるというものでございます。

実は、今年から市町村型の整備内容の要件が若干緩和されまして、従来は1戸につき1槽というのが基本でございましたが、今年度から1槽を複数の家で共同して利用することができるということで要件が緩和されたところでございます。そういうことでしたら1軒当たりの負担金が非常に軽くなるということもございまして、今年はじめから、私、普及率が低い市町に出向きまして市町村型の採用をお願いしているところでございます。そういった啓発と、そして効果的な整備手法を組み合わせながら浄化槽の普及率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

【麻生委員】人口減少も始まります。汚水処理計画のことにもつながってくるわけですが、下水道の状況がなかなか見込めないところは早めに合併浄化槽に、個別処理関係を含めて徹底をお願いしたいと思います。そういう状況が示されていますので、ぜひ啓発活動をよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【麻生委員】今回、「長崎県汚水処理構想2017（素案）」が出ました。この中で人口減少だとか新しい取組、循環型社会についても取り組むということでされていますので一定評価したいと思います。

実は、合併浄化槽を広げてくださいという片方で課題が実はあるということで、この前、業界の皆さんとも意見交換したんですけれども、その中で雲仙市の議員からこういう話がありました。

合併浄化槽は年3回の清掃点検が義務づけられておりますけれども、毎回やる業者もおられると。法定点検が清掃点検と重なる時があるんですよと、わかりますか。要は、清掃点検は業者がしましたと、法定点検は県の浄化槽協会がする。そういう連携がなくて、同じ月になぜ2回やらなければいけないのだろうか。片一方では浄化槽協会の皆さんは、留守宅が、今、共働きが多かったりして、9時～17時ぐらいの時間帯で留守宅が65%ぐらいあるんですね。法定点検をやるとしたら、それはちゃんと事前の管理を含めて、そういう経緯がどうなっているかということも確認しながら法定点検をやらなくちゃいけないんでしょうけれども、それがなされていない、65%近くになっているということがある。

あと1点、合併浄化槽は5人槽、7人槽をやりましたと。当初は大家族であったんだけど、家族がだんだん抜けていって老夫婦二人になりましたと。しかし、料金は同じように取られるということがあって、これは業界の皆さんとも意見交換しながらですね。一人か二人しか使っていないのに5人槽、7人槽の料金を払わなければならないのかという現実課題が出てきているということもあったんですね。法定検査料を下げましたという状況で協会の皆さんは言われてますでしょうけれども、中身がどうだったのかということも問われるんじゃないだろうか。

それと、さっき言いましたように、付けたはいいけど、生活の状況が変わってきている中で同じ料金を払わなければならないとやろうかという消費者の皆さんの思い。それとあわせて、清掃点検も3回以上と言っているけど、業者の中では12回やるところもあるんだそうですよ。毎回毎回やって高い料金を取られている。さっき言ったように、法定点検も重なってくると。

そういうことですので、横の連携をとりながら、ちゃんと隔月にやってもらうとか、そういう流れができないのかと。それは現場のことだと思いますよ。だから、横の連携が全然とれてないんじゃないかと。管理する県としては、どういう形でこういう問題を対処されるのか。

今後、さっき言いました65%の留守宅に対して、どういうふうにデータを管理して維持管理をしてもらうのかという課題もあると思います。この点について処理構想もありますけれども、現場の課題、そして、皆さんの思い、現実の状況を踏まえて考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

【水環境対策課長】浄化槽の維持管理につきましては、例えば、年に1回の清掃、これは浄化槽の中を清掃し、汚泥を引き出すということがあります。それと保守点検、これは浄化槽には複数の電気機械、例えばポンプですとかブローターとか、そういったものが入っておりますので、そういった機械がちゃんと動いているかどうか、水処理に必要な薬品がちゃんと入っているかどうか、それを年3回以上やるということになっております。

そういった状況が適切になされているかどうかということのを年1回の法定検査の中で確認するというのが理想的な形でございますが、残念ながら、清掃業者、保守点検業者、そして検査を行う浄化槽協会の連携が確実に行われていないということで、委員が御指摘のような状況が生じているということは私どもも聞いております。

そういった状況を解消するためには、相互の作業スケジュールを調整する方法しかないと考えておまして、そのためには情報のシステム化が必要であると考えております。

現在、こういったシステムが導入できるかと

いうことを検討している状況でございます、その内容を検討する中で業界の皆様方、そして、浄化槽協会の皆様方のご意見を聞きながら今後検討していきたいと考えております。

それと、留守宅への対応につきましては、いわゆる休止制度というものを設けております。例えば、長期間、家を空ける場合につきましては、事実上、浄化槽を使わないという状況になりますので、そういった場合には休止届けを出していただきまして、そういった場合については使われないということで、そういった維持管理に必要なものを免除するという仕組みを設けております。

それと、浄化槽の仕様を居住する人数によって変える方法もあるのではないかとのご提案でございますが、基本的に浄化槽の施設につきましては、5人槽というのが最低限の槽になっております。昨年度までは法定検査については、5人槽から20人槽は一括して6,000円の検査料をいただいております。今年からそれを細分化いたしまして、小規模な5人から10人槽につきましては、1,000円下げまして5,000円としております。そういう形の中で少数世帯の皆様方には一定配慮したものと考えております。

【麻生委員】今、システム化ということで話をされました。法定点検をやるデータの管理だとか、清掃点検の皆さんが連携をとれるようにぜひお願いしたいなと思っております。

さっきも言いましたように、法定点検をやるにつきましても留守宅が結構多いということがありますので、データがお互いとれて正当な管理ができるようお願いしたいなと思っております。

あわせて、年3回以上の法定義務がありますけれども、清掃点検も毎月やる等、業者さんの中で規定がありませんから、そういうことにつ

いてはぜひ確認管理をお願いしたいなと思っております。

あわせて、合併浄化槽の法定点検の費用が下がりましたということを言われましたけれども、6,000円から5,000円になりましたけれども、単独浄化槽はまだ下がってないんですね。その点もぜひ見直しをしていただいて業界としての確認をお願いしたいなと思っています。その点については要望しておきますので、よろしく願いしたいと思います。

あと、今後、汚水処理計画の中で漁業集落と農業集落のことが、ある意味では維持管理でコストが結構かかっているという状況があるかと思っております。長崎も漁業集落、農業集落で大きな費用負担になっています。ですので、これについては公共下水道につなぐという接続の検討はあると聞いておりますけれども、一方では、清掃点検をやっている業者さんたちの維持管理も大事じゃないかと思っておりますので、これに合わせた形で指導をしてもらえばと思っております。ぜひこの点については要望しておきたいと思っております。

あと、汚水処理計画の中で1点、ぜひ網羅してもらいたいと私が思っているのは、災害対策がありますね。災害といいますか、この前、熊本で災害が起きたんですけれども、どういう現象が起きたのかということちょっと話し合いがありましたのでご紹介したいと思います。

マンホールトイレを設置しようということで、公共下水道関係で一部災害に使える普及もうたわれております。要は、公共下水道の水源が全部止まってしまって処理機能が動かなかったと。簡易トイレも水を使う状況なので何人が使うとすぐてんこ盛りになって使えなかったということなんですよ。

災害に対する状況がいろいろありますので、

災害関係についての対策を各市町とも連携しながら汚水処理計画の中にぜひ入れてもらいたいなど。そうしないと、今、災害がいつ起こるかわからない状況です。熊本なんか、400年災害がなかったということですが、ああいう災害が起きたという状況です。ですので、災害に対する対策をやる。

私が以前から言っておりますように、し尿収集運搬業界の皆さんが、地方でもちゃんと業ができるように、各市町と連携をとってもらいながらやると。パキュームカーも一定維持することをしておかないと、汚水処理計画を立てて率を上げますよということばかりやっているんだけど、災害が起きた時は本当に役に立たないという状況があるんですね。その点についていかがお考えか、お尋ねいたします。

【田口水環境対策課長】災害時における委員のご指摘は非常に重大だと考えております。その点につきましては、本文素案の13ページの下段に「施設の業務継続計画の策定」ということで書いております。

そこに書いてありますとおり、県内市町におきまして、平成27年度までにBCP、いわゆる災害時においても汚水処理施設を運用するための業務計画を既につくっております。

ただ、内容的には、熊本地震等における今おっしゃったようなご指摘もありますから、そういったことを反映させながらブラッシュアップを図っていきたいと考えております。

【麻生委員】施設の関係で都市部はなかなかできないかもしれませんが、避難所に合併浄化槽の設置ができれば、場所によって違ってもいいかもしれませんが、そういうことが避難対策でとれるんじゃないかということがありましたので、それは今回、下水道の状況を含めて、仙台もそうでしたし、今回の熊本地震において

も、なかなか下水が機能しなかった、処理できなかったという状況が言われていますので、他都市での災害の状況を参考にさせていただいて、長崎県として最低限、どういう形で維持ができるのか、そういったこともぜひご検討いただければと思っております。

災害に強い合併浄化槽ということでもありますので、避難所、あわせてそういったところの危機管理をどうやるかということも一つかなと思っておりますので、その点をお願いしたいと思います。

あと1点、公共下水を全部今、都市部は引いています。本管を入れて3年以内に合併浄化槽をつなぎなさいということがルールです。

実は、私も指摘をしておったんですけども、本管から300メートルとか500メートル、1軒のために管路を引っ張っているところが長崎市内でもあります。こういうところは本当に効果があるんですかと、何千万円とかけて管路の工事をやるわけです。本管を入れたから、合併浄化槽というよりは、こういう公共下水を入れたいんですね。それはルールがそうなっているからやっているんだけど、費用対効果を含めて、そういうこともあるでしょうと、合併浄化槽でいいんじゃないの、河川もあるしねということで、これはルールがあるので、そうしなくちゃいけないということをやっているんですね。

だから、そこも今後、人口減少だとか効率化の状況でやると、合併浄化槽の優位性を含めてどうなのかということがあると思います。それは国が定めた下水道法でやっているから、本管を入れたらやりなさいとなっていますね。その辺の国の規定が、各市町村で汚水処理がちゃんとできるのであれば、そういったことについても決定できるような仕組みがつくられれば、費用負担が、2～3軒のために何千万円かけて管を

引っ張って下水工事をやるんですよ。土木業者さんはいいですよ。維持管理の負担は、一般財源を含めて事業会計に響いてくるわけですね。そういう点についてはどうお考えでしょうか。

【田口水環境対策課長】下水道の整備区域につきましては、さまざまな事情があります。例えば、現況が2～3軒しかない。将来的にそこが宅地化されて新たな住宅が建つというような将来的な状況も含めて総合的に各市町の整備区域は設定されているものと考えております。少なくとも、経済性がないにもかかわらず下水道による整備区域というのは基本的になされていないものと考えております。

【麻生委員】わかりました。それは各市町でそれぞれやるということであると思います。下水道の本管をつないだら3年以内に合併浄化槽を本管につなぎなさいという規定があるものだから、一定の経済効果を含めて管理ができるという判断ができるような土地になっていけばいいかなと思います。今、合併浄化槽を設置するのはエリアで全部決めていますよね、長崎市内もね。長崎市内であれば大概は本管につないで処理するという計画ですから、そういったところでは経済性を優先するのか、汚水処理計画を優先するのか。自分の腹は痛みませんから本管を入れてあげるんだと思いますけれども、ただ、そういったことも今後の長い人口減少を含めた中ではぜひ検討していただきたいと思います。そういう協議の場があれば俎上に上げてもらえばと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

あと1点、来年度の重点施策の中に資源循環型社会の構築と廃棄物活用による地域づくりを推進するための「エコ&ヘルシーながさき推進事業費」と書いてありますけれども、これについてどういうことをお考えなのか、内容を含め

てわかれば教えてもらえませんか。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の「エコ&ヘルシーながさき推進事業費」について、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目として、食品ロス削減推進協議会を設置したいということを考えております。食品ロス削減に向けて、県民、事業者、関係団体、行政等が連携しながら取り組む県民運動の進め方をその協議会で協議をしていきたいと考えております。そのこととともに、普及促進のためにアンケートを実施して、どういうふうに進めていくかということを検討していきたいと考えております。

2番目として、九州食べきり協力店キャンペーンの推進ということで、今年の10月から飲食店、小売店を対象に食品ロス削減に取り組む協力店を募集・登録しております。この部分を事業拡大しながら普及啓発に努めていきたいというところでございます。それに併せて事業所に向けた講習会を実施していきたいと考えております。

3番目として食べきり運動のホームページの開設ということを考えております。これについてはエコ&ヘルシーながさき協力店の検索システムということで、食べきり協力店だけではなく、今、国保健康増進課でやっている「健康づくり応援の店」と連携しながらホームページを開設して、県民の皆様方に「ヘルシーオーダー」や「適量プラン」などのキーワードで店舗などが検索できるシステムをホームページ上に出していきたいと考えております。あと、県民の取組事例についても、そのホームページの中で紹介をしていきたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。今回は食品ロスの絞ってやりたいということですね。長崎県もそうでしょうけれども、全国で800万トン近

い食品ロスがあると言われておりますので、ぜひ長崎県も松本市みたいに「30・10運動」でお願いしたいと思います。ただ、中華料理もあつたりとかして、長崎の文化がどうなのかということもありますので、食品販売店の関係もありますので、ぜひこれについては細かな打ち合わせをお願いをして、県民に協力してもらえような対策をお願いしたいなと思っております。

「廃棄物活用による地域づくり」と書いてあるから、前から進めております食品廃棄物を含めたマッチングを通して、今、エコフィード関係の協議会を立ち上げながらやっているところですが、畜産課と連携しながら、エコフィードの関係で畜産の皆さんとの連携をテーマに1回検討してもらえなと思っております。

今、トウモロコシが安いので、畜産の関係は若干ありますけれども、TPPの批准がトランプ現象でちょっと遅れましたけど、ただ、養豚業者さんとしては、生き残りをかけてやるかどうかということになってくると思うんですよ。そういう食品ロスがうまく循環して、リキットタイプですけれども、それがうまく流れればコストダウンになるし、廃棄物の再利用にもなります。しかし、その前にあるのは、産業廃棄物もそうですけれども、一般廃棄物の処理がキロ当たり6円でできていると。これは安いんですね。九州方面は全部安いという状況で、関東とかは25円とか30円になっていますから、逆に言えばリサイクルする方が安いかなということをやっていますけれども、私は、食品ロスをやるのであれば、そういったことについても切り込んできちっとマッチングさせるとか、そういう流れをつくって一緒にテーマに掲げながら取り組んでいただきたいと思います。ですので、その点についてはどうですか。

【重野廃棄物対策課長】今、委員ご指摘の件で

すけれども、今後、関係市町と協議をしながら、焼却施設の値段とか、そういうことも含めながら、よりリサイクルに回るようなシステムを構築していきたいと考えております。

【麻生委員】今、焼却施設も熱回収が進んで、片一方では長崎市なんかはリサイクル率を上げなくてもやれるんだという論理が通っていますから、そこは一定きちとした方向性を県として示すべきだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

実は、まだ確定ではございませんけれども、全国食品リサイクル関係の事業者が長崎でフォーラムを、環境省、農林水産省の補助金をもらいながらやれないかということで、今、水面下で進めています。沖縄でやっております、沖縄では、アグー豚を育成する業者さんと環境省と農林水産省が一緒になって、マッチングでやっているんでしょうね。こういうことを長崎でもできないかと私は思っております。これは事業者さんだけではなくて、県民、市民の皆さんも一緒になってやらないと、いくら行政が旗を振ってもできない分野だと思っております。だから、そういう啓発活動をしっかり展開していただきながら、貴重な資源なんですと、食品のロスをなくしてやっていきたいと思いますという運動こそが、新しい再生事業にもつながると思っておりますので、どうか展開をしっかりと練っていただいて取組を進めていただくことを強く要望しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【友田委員】まず、汚水処理構想についてお尋ねしたいと思います。

今回の見直しのポイントで早期概成を図るとのことなので、ほぼほぼ完成させようという

ことなんですね。10年後を目指すということですけれども、県下の下水道に着手したスタート年度というか、事業の開始年度にばらつきがあると思います。ばらつきがある中で10年後をめどに概成を目指しましょうとなると、例えば、まだ事業の進行中で、その時点ではまだ単年度の財政拠出が、それぞれ実際の拠出があって、補助金をもらってやるんでしょうけど、10年先に概成を目指そうとしても、そこまで財政計画が立たないよということも県下にはあるんじゃないかという気がします。

今後、この計画をもとに市町と調整を図ることですけれども、そのあたりの問題ですね。だから、事業計画上、まだまだ期間がかかりますよというようなところが存在するのか。それとも、10年というめどであれば、一定、県下の市町の計画も概成に向かうのかどうか、このあたりはどうでしょうか。

【田口水環境対策課長】これまでに汚水処理構想は3回、策定をしまいいりました。その中には短期であるとか長期的な目標はあったんですが、いつまでに、何をするかという、いわゆる時間軸の観点がございました。今回の国のマニュアルの中では時間軸の観点を入れようじゃないかということで一つの目安として10年の概成を目指すような効率的な整備手法を考えてくださいというのが今回の趣旨でございます。その中で、従来、下水道計画区域としていながら、長年、着工ができない区域については、いつやるんですかということも今回のマニュアルの中で求めたものでございます。結果として、見込みが立たないところにつきましては、下水道区域ではなくて浄化槽区域に転換して浄化槽でやっていくという形にしております。

したがって、10年後には、どこのレベル

まで上げられますかという形にしておりまして、10年後で下水道整備は終了だという目標のもとに設定した数字ではございません。あくまでも10年後を見据えた時に、何が、どこまで上げられるんだといった時間軸の観点を盛り込んだものにしようじゃないかというのが今回のマニュアルの趣旨でございます。

【友田委員】10年後にどこまでできるかということであれば、それぞれの自治体の事業の進捗状況や財政状況に応じて、うちはこのくらいですよという経過が示されるわけですね。その時に、ここに示している概ねの、平成38年度で90.2%。今、平成28年度ですから10年後ですよ。98.2%というのは、市町の状況を踏まえて、行けそうな数値ですか、現時点で。

【田口水環境対策課長】大きく分けますと集合処理と個別処理でございます。集合処理の大半は下水道になっております。下水道の整備につきましては、その財源を国庫補助に求めておりますので、予算が非常に大きなウエートを占めるかと思っております。その予算の前提としましては、本年度並みの予算が持続してついた場合にどのくらいまで行きますかというのが前提でございます。

ただ、従来のやり方ですと、どうしても進捗が伸びませんので、そこの中にコスト縮減策、ここの中にも入っておりますが、クイック配管、例えば、従来、下水管は道路の下に埋め込むということが基本であったものが露出配管をしましょうであるとか、あとは、例えば道路でも、ご存じのとおり、折れ目、折れ目にマンホールを入れまして、そこで管路を曲げていきながら配置していたと。そういうのもマンホールがある分だけ予算が必要になりますので、マンホール廃止して曲管を入れてコスト縮減を図ろうと。ですから、これまでと同じ予算であっても、

そういったコスト縮減を図ることで整備効率を上げましょうということをお今回の構想の中でやろうと思っております。

浄化槽につきましては、先ほど麻生委員からお話がありましたが、個人の意向が大きく反映される整備手法となりますので、個人の啓発というのが非常に大きなウエートを占めるかと思っておりますので、その辺を重点的に今後やっていきたい。

そういうことを総合的にやることで90.2%を達成したいと考えております。

【友田委員】今おっしゃるマンホールのこととか具体的なコスト削減策を示しながらやれば、国の補助金がちゃんとつけば、一定いくのかなという気はしますが、問題は、整備はできましたと、管は90.2%行きましたと。要は、接続率、公共下水は特に接続率ですよ。既に整備が済んでいるにもかかわらず、加入が非常に厳しい状況にありますよね。だから、結果的に、今、稼いでいるのは集合住宅で、もともと個別処理していたところから公共下水につなぐと。そうすると、人口が1棟でたくさんいますから増えていくんだけど、もともと事業計画がある前に建っていた個人のお宅が、合併処理浄化槽は3年以内につなげなければいけないということはありながらも、それぞれのご家庭の事情等もあって、うまくいっていないケースもないとは言えないわけですよ。

だから、整備は先に進めましょうと言いますが、いかに接続していただくか、ここのも十分な配慮が必要なんじゃないかと思うんですけど、そこはどうしていくんですか。

【田口水環境対策課長】下水道法によれば、委員おっしゃいましたとおり、3年以内に接続する義務を課せられております。しかしながら、実態としまして、例えば、今おっしゃったよう

に既に浄化槽を設置された方からしてみれば新たな費用負担が生じると、トイレはもう水洗化されているので、どうしても必要性が感じられないという方がおられます。その辺は必要性であるとか効果を十分説明していかなければいけないと考えております。

あと、市町によりましては、そういったものに対する補助制度を設けております。例えば、低利の融資であったり、利子の補給であったり、そういう形で経済的な負担を軽減する市町もございます。

そういったことを総合的にしながら接続率の向上を図っていかなければならないと考えております。

【友田委員】県の主導のもとに進めていく問題であっても、実際にやるのは市町です。下水道計画を最初につくる時点でも、処理計画区域と、そこはしませんよというところで、一定、住民サービスという意味では差ができています。公共下水でやりますと、でも、ここはもうやりませんよになっているわけです。そこで一遍、線を引いているわけですね。

さらに、10年後に概成を目指していく上で、国の指導もある中、やっていくと、既に計画されているところをさらに外していくということになると、もともと自分の住んでいる地域は将来的には下水道が来ると思っている人たちにとって、いやいや、もう経済性がないから外しますからと言われた時に、住民の合意形成というのはなかなか難しい点もあると思うんですね。

そういった意味では、なぜそういうことが必要なのかということも県民の皆さんにわかるように、県として十分に情報発信とか必要性ということについてはどんどん流していただきたい。これは要望しておきます。

次に、あさってから県下一斉ノーマイカー&

エコドライブウイークをやるということですが、県民の皆さんに具体的に、このウイークになりましたから、さあ、協力してくださいということについて浸透できているのか、現状でどうでしょうか。

【小嶺次長兼環境政策課長】12月14日から1週間、ノーマイカー&エコドライブウイークということで展開することにしております。この事業につきましては、平成23年から、ながさき環境県民会議が主体となって実施しております。

普及啓発、PRにつきましては、新聞、ラジオ、市町のホームページとか長崎県地球温暖化防止活動推進センターなどでPRをしておりますし、イベントでチラシの配布等を行っております。

昨年度、参加して下さった企業数が400企業、参加者総数が2万7,609人ということで、毎年、3万人前後の皆様が参加していただいている状況でございます。

ただ、数的にはもっと増やして、特に温暖化対策といいますと、パリ協定とか国の計画等も大幅削減を目指しておりますので、こういう取組についてはしっかりPRをしていきたいと思っております。

【友田委員】ノーマイカーの方は公共交通機関が充実している地域じゃないと、出勤や買い物とかにもなかなか使えないということがありますけれども、エコドライブの方は、ドライバー全てに協力要請ができると思います。

ただ、そういう一般の、2万7,600人の方にご協力いただいているということなんだけれども、本来であれば140万人県民のうち免許を持っている方、さらに、通常車を使う方というのは大体わかるでしょうから、その方々の数からすると非常に少ない数だと思うんですね。

だから、いかにしてエコドライブをやってい

ただかということについては、確かに、取組は目にしますよ。目にするんだけど、一般の日常生活を送っている方々が、ああ、この週間だから、ちょっと運転の方法を変えようということに本当に動機づけができていくかということ、まだまだ努力が必要な部分があるんじゃないかなと思います。

そういった意味で、今年度、エコドライブをやらせてもらうということで特別な取組があれば教えていただけますか。

【小嶺次長兼環境政策課長】このウイークに関してのエコドライブではないんですが、県の取組として、**運輸部門のCO<sub>2</sub>の排出量**が他県と比べて非常に高いものですから、ノーマイカーとかエコドライブの事業については、これまでも取組を強化しております。NPOと一緒に県民に対してエコドライブの講習をやらせてみたり、今年度からさらに事業所を対象に講習等もやっております。

実際、今回は教習所で実践的な取組を事業者の方たちにさせていただいてエコドライブを体験していただいております。通常、エコドライブといいますと8%から10%ぐらい燃費を削減できると言っているんですが、エコドライブのインストラクターの方が同乗していますと平均で18%ぐらい燃費が改善している状況でございます。

今年度から3年間実施しますが、そういう実践をして、あと、会社に帰ってもらって1カ月間、エコドライブを実践していただいて、その結果でフォローアップの講習会とか、また、その事業所に対して専門家を派遣して座学的な講習会をやらせたりということを事業として3年間**取組む**予定にいたしております。

【友田委員】先般、本委員会の県内視察でも**五島町**のNPOに行って実際の取組を委員長ほか

経験されました。あの時に、この運転だと幾らぐらい年間損していますよということが出されましたよね。ああいうのが一番わかりやすいと思うんです。こんなふうに運転すると、こういうふうになりますということがもっともっと、あの時にも県内でこんな取組をしていますよということをご紹介いただいて、一定、積極的に取り組まれているということは承知しているんですが、限られたマンパワーの中でやられているということもあるものですから、ぜひ、広く県民の皆さんに、こうすることで環境にもいいし、経済的にもこういうふうがいいんだということがもっともっと浸透できるように、こういった機関での十分なPRと取組をしていただくように要望しておきます。

もう一つ、諫早湾干拓調整池の水質改善の関係ですけども、これまでもいろいろ本会議等でも議論になってきた分、やはり調整池の水質を改善しないといけないと。これは九州農政局の問題なんですよということです。

この報告の中でも事業主体である九州農政局とともに次期行動計画をつくっていくということですけど、水質を劇的に改善できるようなものというのはなかなかないんだろうなと思うんですよ。

この水質改善の取組でいろんなことをやってこられたんでしょうけど、これまでに数値が、CODとかBODとかありましたね。あの数値が、こういったことを講じてきたことによって、このくらい改善しているというようなことがあれば教えてほしいなと思うんですね。だから、水質改善が本当にしているのかどうか。取り組むことによってこれだけ改善できたということがあるのかどうか、そこを教えてくださいませんか。

【山口地域環境課長】今、委員ご質問の対策で、このくらい減ったということの数値でございま

す。今、第3期行動計画を策定しております、その検証をやっているところでございます。数値的にはシミュレーションをしまして、第2期行動計画の取組をした結果、このくらい、それぞれ対策のプレイヤーがおりますけれども、このくらい減ったのではないかとということで、今、お示しをする準備等を進めているところでございます。

申し訳ございません。今、手元にその数値は持ち合わせておりませんが、各種対策をすることで、それぞれの、例えば、畜産関係とか圃場関係とかにいろいろ対策をお願いしております。また、生活排水対策にもお願いしております。そこについてそれぞれこのくらい、第2期行動計画の取組をこのくらいやって、その結果としてこのくらい減っているのではないかとということでお示しをする準備を、今、九州農政局が中心になって試算をやっているところでございます。

【友田委員】昔、諫早湾の干拓をする前に干潟があった分ですね、干潟の水質浄化機能が低下したことによって有明海にいろんな問題が生じているんだという議論もある一方で、定期的に排水される調整池の水がよくないという意見もありますよね。以前も申し上げましたけど、干潟を回復させることは、今の長崎県のスタンスとしては、開けなければいけないので、これはできない話なんですよね。でも、対策を打てるとするなら、定期的に排水する水の水質改善を図るということは、技術的にどうかは別にして、やれる対策だと思うんですよ。これをとにかくやらないことには、なかなか漁業者の皆さんの理解を得られないということがあると思うので、長崎県が主張している諫早湾干拓に対するスタンスをしっかりと明確にするために、もうこれしかないという思いがあるものですから、諫早湾

干拓課がやることかもしれないけれども、環境部としても、この水質改善については九州農政局と十分協議をしていただいて、そして、抜本的な対策がもっともっとスピーディーにできるように次期計画の中でしっかりと定めていただきたいと思っておりますけど、このあたりについていかがでしょうか。

【山口地域環境課長】委員おっしゃいますとおり、調整池の水質改善につきましては、やはりいろんな方々から注目を浴びているところでございますし、これにつきまして過去からいろいろと取組を進めているところでございます。

第2期行動計画につきまして、今、推進をしているところでございますけれども、進捗を図られているもの、もしくは少しまだ遅れているもの等がございます。この中で対策を加速化していかないといけないということで、今までの取組を充実させていくこと。あと、新たな対策があれば、また新たな対策を盛り込んで対応していくって、早い段階で改善を図っていききたいということで、今、九州農政局、あと県の農林部局、また、関係市町と一緒に取り組んでいるところでございます。

また、ここに書いておりますけれども、第3期行動計画を策定いたしまして、より加速化しながら対策に取り組んでいきたいと思っております。

【友田委員】先ほどの改善措置については、資料がまとまったらぜひ提出をいただきたいと思っております。我々も知っておくべき数値だろうと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【山田(朋)委員】先ほど、麻生委員の質疑で内容を教えていただきましたエコ&ヘルシーながさき推進事業費について伺いたいと思っております。

一般質問の中で協議会の設置のをお願いしております、早速、予算を付けていただいたようでありますので、非常にありがたく思っております。しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

先ほどの食べきりキャンペーンの登録店舗数をまずお聞きしたいんですけど、現時点での登録店舗数はどれくらいですか。

【重野廃棄物対策課長】10月から進めておりますので、現在、正確には把握をしておりませんが、県内の小売店、飲食店の399店舗への登録依頼を現在行っております。

また、今後、料飲業組合等への事業説明と登録依頼の実施を予定しております。あと、ローソンとか長崎銀行に啓発ポスターを掲示しながら協力店を進めていきたいということで現在進めております。

【山田(朋)委員】飲食店関係は399店舗と言われたかと思いますが、数はもっとありますよね。この数はどこからきているのかということ。

あと、今、ローソンとか長崎銀行というお話がありましたが、銀行はほかにもあるし、コンビニもいろいろあるので、ぜひキャンペーンを広げていただくようお願いしたいと思います。

まず、数字的なことを教えてください。

【重野廃棄物対策課長】この399店舗というのは、チェーン店とか、ほかの九州各県で取り組んでおられるようなところを、県内にも支店等がありますので、そういうところをまず中心に、一定理解をされている店舗でございますので、そういうチェーン店とか、そういうところにまず協力をいただくということで、その後、新規の開拓を図っていききたいということで考えております。

あと、啓発につきましては、今言われたように、今後、いろんな形で啓発を進めていきたい

と考えております。

【山田(朋)委員】わかりました。大手のお店を中心ということだと思います。多分、小さなお店が小回りがきいてやりやすい部分があると思うんですね。大手だとメニュー改定から結構大変な部分もあるのかなと。実績があるところからというお話だったんですけど、ぜひ、ここが第一弾でうまくいきましたら小規模店舗の方に、例えば、小盛りメニューをつくっていただくとか、ドギーバッグ推進とか、あと、夏場だと、ホテルはほとんどそうですけれども、食中毒の問題があってお持ち帰りさせてくれない。でも、そういうところも場所によってはカードを提示して、何があっても自己責任みたいなカードとかもあるようなことを聞いていますので、そういったものも推進いただいて、宴会の食事が出る量が一般家庭の四倍のロスが出ていると聞いておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

その下の新規の長崎県災害廃棄物処理計画策定事業費について教えていただいてもいいですか。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですが、昨年度、熊本地震が起きまして、本県においても地震災害廃棄物の処理については、なかなか計画が立っていないというところがございまして、早急に立てないといけないということから、災害廃棄物をどのように処理すべきか。例えば、雲仙で地震が起きた場合、どういうふうな発生量があって、それをどういうふうに処理したらいいかというところを3パターンか4パターンぐらい、シミュレーションをかけて発生量を計算して、それに基づいて県でどういう計画を立てるかということで、その県が立てた計画に基づいて市町においても処理計画をつくっていただきたいということで進めていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。災害復旧する中で非常に重要なことです。できるだけ速やかに処理できることによって復旧、復興が進むと思いますので、ぜひ計画を立てていただいて進めていただきたいと思います。

次に、「平成28年度事務事業の評価結果」の7ページから伺います。

エコドライブ普及啓発事業とありますが、運送会社をお願いしてやるような計画のようですが、このあたりの中身のことと、改善ということを出ているようですけれども、これだけ見ると具体的にわからないものですから、具体的にどういうふうにしていくとか、どういうふうにしたのか、そのあたりをちょっと教えていただけますか。

【小嶺次長兼環境政策課長】 エコドライブ普及啓発事業についてのお尋ねでございますが、今年度から3年間で実施する事業でございます。先ほども申し上げましたが、これまで主に県民を対象にエコドライブの普及をやってきましたんですが、この事業では事業所を対象に実施することとしております。

中身としましては、実技の講習会を自動車学校で、会社の運行管理者とか責任者の方に実践をしていただいて、その後に事業所に戻られて一カ月間、エコドライブでどのくらい削減できたかということをご報告いただいて、また、皆さんに一度集まっていたいただいてフォローアップの講習会を行うほか、事業所ごとに専門家の人がエコドライブシミュレーター等を持って行って従業員の方に体験していただいて普及しようという事業でございます。

今年度から実施しておりまして、今年度、業種を絞って、建設業とか製造業を中心に3年間やろうとしていたんですが、やはり車を使うところは卸、運輸業、そういうところがどうしても

多いものですから、そういうところも含めて改善してやっていこうということで考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。ぜひ進めていただきたいと思います。

その下に、災害に強くということで、基金が終了する、再生可能エネルギー等導入推進基金事業が平成28年度をもって終了ということで、「県有施設等への再生可能エネルギーの整備の新たな展開や省エネ設備の導入を検討する」とあるんですが、どのように行っていくのか。基金は終了したけど、どういうふうに行っていくのか教えていただいてもいいですか。

【小嶺次長兼環境政策課長】 この事業につきましては、「災害に強く低炭素な地域づくりを目指して」ということで、3年間で51施設について太陽光発電、蓄電池等の整備を行ってきたところです。国の補助金で実施しておりまして、今年度で終了するという事業でございます。

今後再生可能エネルギーの普及というのは、温暖化対策については非常に大きな部分を占めていきますので、新たな県有施設に整備を進めていきたいと思っておりますが、財政上、県の単独で進めるというのはなかなか難しいものですから、国の補助金等しっかり見ながら導入していければなと思っております。

また、県のCO<sub>2</sub>対策につきましては、次年度から新たに県有施設のCO<sub>2</sub>排出削減モデル事業ということで3年間、今度は省エネ改修等を中心に事業を進めていきたいと思っております。

【山田(朋)委員】 わかりました。この3年間で導入した51施設に対して、次には県の施設のCO<sub>2</sub>削減の取組ということでモデル事業を行うということで理解してよろしいでしょうか。わかりました。きちんと導入いただいて成果が出ることを期待したいと思います。

あと、戻って申し訳ないですが、3ページ、「環境アドバイザーを学校へ派遣」とあります。従来、長崎市のみが実施していた環境月間ということでしたが、県としては環境月間の取組等はなかったんですか。

それと、学校に対するアドバイザー派遣ということことですけれども、子ども向けなのか、教職員向けなのか、どういったことを行っていたのかを教えてくださいませんか。

【小嶺次長兼環境政策課長】この環境保全活動推進事業の環境アドバイザーの派遣でございますが、県下の専門家の方をアドバイザーとして登録しております。現在、その数が個人で37名、団体で11ということで、48のアドバイザーを登録しております。これは学校のみじゃなくて、地域の自治会とかいろんなところで環境保全の研修会とか学習会をされる時には、申し込みがあれば全て派遣をするようにしております。

今回、改善としておりましたのは、年間に派遣する回数を70回という目標にしていたんですが、昨年度、67回ということで目標を達成しておりませんでした。

その理由は、アドバイザー制度自体の周知が徹底されていなかったのかなということもありまして、平成28年度からは県庁のこども政策部局とか、そういうところと連携して周知の徹底を図っております。今、12月段階で66回となっておりますので、目標は十分達成できるんじゃないかなと思うしております。そういう意味で、周知の徹底の方法を改善していきたいと思っております。

それと、環境月間の街頭キャンペーンでございますが、毎年、長崎市内の浜町アーケードで市と県の共催で実施いたしております。ただ、長崎市だけで環境月間のこういう催しするのはどうかということもありまして、他の地域で

きないか、次年度以降、検討を進めることといたしております。

【山田(朋)委員】わかりました。ぜひ他地域でも、振興局の職員もいらっしゃるかと思うので、していただければと思います。

最後にもう1点お伺いしたいと思います。「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略評価調書」の中の環境部関係の3ページの3番ですけれども、今、島原の方でバイナリー発電を行っていただいていると思いますけれども、その状況がどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

【山口地域環境課長】バイナリー発電につきましては、記憶的に確かではないところもありますけれども、**洗陽電機**というところが新たに維持管理を受託**いたしますか**、受けられまして、今、運転がされていると記憶しております。

湯の花とか配管に詰まるということであるような工夫がされておりました。当初、長い管を使って温泉の施設内に温泉を取り入れるという形になっておりましたけれども、それでは配管の中に湯の花が詰まって、要は、動脈硬化のような状況になったということで、それをどう改善しようかということで、なるべく温泉の部分の配管を短くしまして、その分、真水を長い配管で回して発電をするということで改修されて、今、それをもとに運転をされていると聞いております。主に、いろんな見学をされているところを受け入れたりということでされていると**お聞き**しております。

【山田(朋)委員】わかりました。「県としては、事業者と庁内関係部局間の調整など商用化に向けた事業所との取組を側面から支援をした」とありますが、要は、視察見学等の対応はしているけど、あんまりまだビジネス的には難しい感じですよという状況ですか。事業化、商用化は

まだ難しいかなという感じですか。

【山口地域環境課長】所管につきましては、産業労働部が所管になっておりまして、環境部としては温暖化対策というところで一部かかわっておりますが、中心的には産業労働部の方が所管しております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【大場副委員長】2点お伺いしたいと思います。

まず、島原半島の窒素負荷低減対策についてですけれども、評価として、こういうふうに17、72とここに結果が出ておりますけれども、県としては、この結果を受けて、概ね改善しているという認識でいらっしゃるのでしょうか。

あと、場所的な詳細もあわせてお伺いしたいと思います。

【山口地域環境課長】島原半島の窒素負荷低減対策につきましては、県内の他の地域と比べますと、島原半島の地下水に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が高いということとでいろいろ対策をしてくれております。

その結果といたしまして、定期モニタリングを17地点でやっておりますけれども、その平均値が徐々に改善しているということで、概ね改善傾向にあるのではないかと考えております。数値的には、平成12年度が平均で15ぐらいだったのが、平成28年度が12ということで、劇的には減っておりますけれども、徐々に改善されているのかなと思っております。

ただ、島原半島全体を見渡した時に、地域によっては水道水源の硝酸性窒素等が上昇している地域が若干ございます。具体的に申し上げますと、有明地区が上昇といいますが、改善がなかなか見られておりません。この辺につきましては、今後また重点地区という形で取組を進めていきたいと思っております。できれば来年度

から拡充事業といたしまして進めていきたいと考えております。

【大場副委員長】実際、島原市の話で、ご紹介いただいた島原市がそういうふうに数値が非常に高いということで、以前、有明町の簡易水道と島原市の水道事業を一緒にするというのもありまして、その結果が出た時点で水源自体をもう1カ所、別のところに、有明町に引くよという取組で、そっちからの飲用水の活用ということでありました。ただ、一部、非常に数値が高いところがあった分を島原市の水で希釈して、ブレンドして数値を以下に落として何とか供給していたという実情がありました。それを飲んでも大丈夫かという声もありますが、一応基準以下なので大丈夫ということでありました。

できればそういうふうに数値の対策として、重点地区に上がっている限りは、数値を極力、まずはその時点で原因を突きとめて対応していただきたいと思います。また、島原市との連携も含めてよろしくお伺いしたいと思います。これは要望にかえさせていただきます。

もう1点、島原半島ジオパークの件ですが、先日、日本ジオパークの審査結果が出ました。状況でいうと、認定はいただいたようですが、一部条件付きという内容でしたが、今回出た条件の内容を、いわばどの程度で受け止めていいのか。よっぽど頑張らなければきついですよというのか、現状ある程度見込みがある中で、もう少し努力をしてくださいという程度なのか、その辺の状況をちょっと教えてください。

【山本自然環境課長】先週の金曜日にあった日本ジオパークの再認定審査結果ですが、島原半島ユネスコ世界ジオパークにつきましては、条件付きの再認定という形で出ております。

その中身ですけれども、地域全体での情報共

有が不足しており、ジオパークを使ってこの地域をどうしていきたいのかが関係者の中で十分認識されていない。また、前回の再認定審査で指摘をした事務局体制の改革やガイド団体の組織化が不十分であるといったことが指摘されております。

この重みということですから、条件付きということですので、2年後にもう一度審査をして、改善が図られていなければ取り消しもあり得ますよということでございます。余り楽観的に受け止めるわけにはいかないと思っておりますので、2年後に何らか一定の成果、進歩が見られていなければ厳しいのかなと思っております。

まだ審査結果が出たばかりですので、今後の対応方針というのは、これから3市を中心に議論されていくかと思っておりますけれども、県としてもしっかり協力して、次に条件付きというのが外れるように、もう一度認定されるように努力していきたいと考えております。

【大場副委員長】ぜひ取組をよろしくお願ひしたいと思います。私も島原でそういった努力をして頑張っていきたいと思っております。

まず、私もよく感じるのが、地域住民の認識ですね。ジオパークに対しての認識というのが、いまいち普及というか、内容的に非常に難し過ぎるのか、要は、世界遺産、そういうイメージは分かるんですが、同じようなユネスコ事業として認定されたにもかかわらず、ジオパークという認識が市民の方に薄いような状況があるようです。地域の機運醸成も含めて私たちも頑張りたいと思っておりますので、島原半島3市、県も中心になって、何とか2年後に条件付きが、事務局体制とそういった取組についてということが主な内容でございましたので、いわば改善は可能だと私は考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。要望いたします。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【麻生委員】1つは、さっき副委員長から質問がありました島原半島の亜硝酸性窒素の低下の問題ですけど、ここに「家畜糞尿の適正処理の推進」とあるんですけども、農水関係の連携だと思います、豚尿だと思います。先ほど申し上げましたように、**汚水**の処理が悪いことによって地下水が汚染されて、水道関係の問題の話がさっきありましたけれども、リンクしているんですね。

畜産関係のクラスターもあると思いますよ。要は、糞尿処理の計画を全体的にどうやるのかということは横と連携しながらやらなくちゃいけないと思っておりますけれども、これについての環境部としてのお考えはどうなんでしょうか。

【山口地域環境課長】委員おっしゃられるとおりでございます、この問題につきましては環境部だけの問題ではなくて、農林部局、また、地元市と一緒にやって取り組んでいかなければならないと思っております。

現在、島原半島の取組といたしまして、家畜の糞尿等もありますが、バイオマスの検討がなされておりまして、島原半島の3市におきまして、環境省の事業を活用して、一つは、「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業ということで、家畜の糞尿とか木質バイオマスなどの賦存量調査をして、その後今年度から再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業ということで3市が採択を受けまして、家畜の**糞尿**の活用、木質の活用の検討がなされているところでございます。

島原半島のその他の動きといたしましては、民間で雲仙市の酪農家においてバイオマス発電施設の導入の検討がなされているところでござ

います。

島原半島の窒素負荷低減対策につきましても、低減計画の中にバイオマスの研究も盛り込んでおりまして、雲仙市、島原市、南島原市の3市、あと県の農林部局と一緒にになって、どういうプランができるのか考えているところでございます。

【麻生委員】これは島原半島だけじゃなくて、さっき、メタンガス化されるという話をしましたけれども、汚水が出てくるわけですね、液肥が出てきますけれども、こういった処理計画もちゃんとつくってやらないと、なかなか難しいと思うんです。そうすると、島原半島だけでそれができるのかとなると、難しいでしょう。ですので、諫早湾干拓課とか県央振興局とも連携しながら、全体的に産廃の処理をどうするかということもぜひ検討していただいて、横の流れといいですか、JAあたりからは、逆に言えば化学肥料だとか、そういったものが少なくなるので抵抗もあると思いますけど、全体的なバランスを含めてどうするかということも検討していただいて取組をお願いしたいと思います。

畜産関係については、島原の方が比率的には高い状況ですよね。需給のバランスでいうと157%ですので100%を超えているわけですね、1.5倍ぐらいになっていますので、需要供給の中ではね。

ですので、そういう中でやろうとしたら単独の3市でやることは難しいと思いますので、県が指導しながら、需給の状況も含めてバランスよくやりながら処理できるということで出口をつくるということも検討してもらいたと思いますけど、その点についてはどうお考えですか。

【山口地域環境課長】今、委員がおっしゃられるとおりでございます、バイオマス発電をしたとしても液肥が出てまいります。それにつき

ましてどう使っていくのかということが出てこようかと思えますし、島原半島だけではなくて、いろんなところで使うような方策についても、市もしくは農林部局と一緒にになって考えていく必要があるかと思えますので、今後とも、農林部局、また、市とも話をしながら検討を進めていきたいと思っております。

【麻生委員】ぜひ検討していただいて取組を連携しながら、横串でやっていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

あと1点、実は、地方創生も含めた自然豊かな地域を回るとのことでの取組で1つご提案したいんですけれども、対馬市の比田勝市長と話をした中に、海外の、韓国ですけれども、から来られると。今、新しい船も就航しまして結構増えているんですけれども、浅茅湾を含めてオルレみたいなものを開発したいんだという話をされておりまして。こういうタイミングを逃さずに、自然環境とマッチングさせて売り込みをするということが地方創生の推進にもつながると思っているんですけど、環境部として、こういうことについて政策的な、環境保全もあるでしょうけれども、地域振興だとか観光について自然を巡る新しい取組をどう進めようとおられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

【山本自然環境課長】対馬市でトレッキングコースの整備をしたいというお話につきましても、相談を受けることもございますし、要望の中でも許認可を円滑にといったことをいただいております、そこについてはご協力をしていきたいと考えております。

また、自然を守っていくということのためにも、自然をよく知っていただくですとか、自然に価値があるということになりますと守るといふ姿勢にもつながってまいりますので、そこは

非常に重要な視点だと思っております。環境部といたしましても、歩道の整備でありますとか、自然に親しむための施設の整備といったところも検討していきたいと思っております。

ただ、一方で、過剰利用になってしまうと**自然環境**が壊れて、その後、価値がなくなっていくといったこともありますので、そういった利用のあり方をしっかり考えていかなければいけないと思っております。

【麻生委員】こういう環境事業というのはタイムリーにやらないと、人が来なくなってしまう**と**いくらやっても施策は終わりですから、今、新しいニーズが広がってきて、韓国の事情がどうなるか不明確なところがありますけれども、**皆**さんが自然を十分満喫できるような、そういうコースを設定していただいて宿泊観光につながるようお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時47分 休憩

-----  
午前11時47分 再開  
-----

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、環境部関係の審査を終了いたします。

午後1時半より交通局の審査を引き続き行います。

しばらく休憩いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午前11時48分 休憩

-----  
午後1時30分 再開  
-----

【中島(浩)委員長】それでは、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

第140号議案「平成28年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」であります。

交通局長に予算議案説明をお願いいたします。

【山口交通局長】交通局関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の交通局をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第140号議案「平成28年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」であります。

これは、職員の給与改定に要する経費を計上したものであり、収益的収支の補正の内容は、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

【中島(浩)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】質疑がないようですので、これをもって予算議案に対する質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第140号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

交通局長より総括説明をお願いいたします。

【山口交通局長】 交通局関係の議案について、ご説明をいたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の交通局を開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第141号議案「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第142号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

第141号議案「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分については、雇用保険法の改正により、求職活動費の内容が見直されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第142号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分については、10月7日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、扶養手当について、企業職（一）表9級の職員は、平成32年以降、子以外の扶養手当に係る手当は不受給とするよう

見直しを行うため、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、関係議案の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、小集団活動総決起大会について、車いす介護コンテストについて、貸切バスツアーについて、営業・広報活動について、地域創生人材育成事業を活用した乗務員の確保について、免許返納者パス社会実験について、不祥事に伴う職員の処分について、その主な内容についてご説明いたします。（小集団活動総決起大会について）

利用者の安全・安心とサービス向上を目的として取り組んでいる小集団活動について、これからの活動をより効果的に推進していくため、平成29年2月に小集団活動総決起大会の開催を予定しております。

総決起大会では、これまでの活動報告や、無事故を達成したチームの表彰を行い、次年度へ向けた新たな目標を発表し、さらなる事故防止に対する意識の向上を図ることとしております。

今後とも、「安全」、「確実」、「快適」、「親切」をモットーに輸送品質の向上に努めてまいります。

（車いす介護コンテストについて）

乗務員の車いす取扱いの習熟によるサービス向上を図るため、車いす介護コンテストを実施しており、去る11月16日に第14回目となるコンテストを開催いたしました。

今年度は、長崎地区で開催し、長崎市身体障害者福祉協会に競技の審査や競技終了後の意見交換会など、ご協力をいただいたところです。

今後とも地域に密着し、利用者の意見を直接お

伺いできる取組を行うことで、サービス向上を目指してまいります。

（貸切バスツアーについて）

県営バスでは、毎年1月から3月にかけて、一泊二日の貸切バスツアーを実施しており、今年度は、本年4月に発生した熊本地震により被災された熊本県内や、観光客の減少等の影響を受けた島原半島地域への支援を目的として、天草・熊本への一泊二日のツアーを企画したところであります。

一人でも多くの方に参加いただけるよう、職員一丸となって、集客活動に取り組んでまいりたいと考えております。

（営業・広報活動について）

営業・広報活動については、地域との連携を目的に、本年8月から11月にかけて長崎市、諫早市、大村市で開催された様々なお祭りやイベントに参加をいたしました。

イベントには、路線バスを展示し、運転席での記念撮影など、子供向けの催しを実施し、たくさんの子供たちや親子連れで賑わい、バスと親しんでいただきました。

また、11月には、ローカル線にスポットを当てて地域の魅力を紹介する「県営バスdeおでかけMAP」を製作、配布したほか、観光客等の利便性向上を図るため、長崎ターミナルの高速バス予約センターなどに、今年度中に4カ国語表記のデジタルサイネージを設置することといたしております。

引き続き、営業・広報活動や利用者の利便性向上に向けた取組を通して、県営バスの利用促進を図ってまいります。

（地域創生人材育成事業を活用した乗務員の確保について）

本県では、地域における人手不足分野の人材

確保・育成対策の強化を目的として、今後3年間、国の競争資金を活用した採用や研修に取り組む地域人材育成事業を実施することといたしております。

バス業界においては、県から委託を受けた長崎県バス協会が主体となり、希望する県内バス事業者に対して支援が行われることとなっており、県営バスにおいても、今年度本事業を活用した人材確保の取組を実施することといたしました。

今後とも、既存の採用制度と併せて本事業を有効に活用し、必要な運転士の確保に努めてまいります。

（免許返納者パス社会実験について）

高齢社会へ向けた取組の1つとして、本年6月1日から社会実験を行っている「免許返納者パス制度」について、去る11月8日に大村市、15日に諫早市で協議会を実施いたしました。

最近、他県で発生している高齢者が関係する交通事故の影響により、県内においても運転免許証の自主返納者が増加しているとの報告があり、自主返納者に対する支援制度の重要性はさらに高まるものと考えております。

今後は、両協議会で出された今回の意見等を参考に、制度の利便性や効果等について検証を深め、来年度の本格実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、補足説明資料を配付させていただいておりますので、後ほど、ご説明させていただきます。

（不祥事に伴う職員の処分について）

去る10月19日、営業運行中に携帯電話の画面を見た乗務員に対し、懲戒処分を行いました。

この事案は、本年7月8日、当該乗務員が長崎市内における営業運行の際、信号停車中や走行

時に携帯電話（スマートフォン）の画面を見る行為を複数回行っていったものであり、お客様からの情報に基づき、ドライブレコーダーの映像を確認し発覚したものであります。

輸送の安全性の確保については、バス事業者にとって事業運営の根幹であり、これまでも職員一丸となって取り組んできたところでありますが、このようなことが起きたことは大変遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として県民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

乗務中の携帯電話の取り扱い、事故につながりかねない危険な行為であり、事案発覚後直ちに、全乗務員に対し、運行中の携帯電話の使用禁止について改めて周知徹底を図るとともに、乗務員の私用携帯電話について、乗務中は必ずセカンドバッグ等に収納するよう関係規程を改正したところであります。

交通局としましては、輸送の安全性を確保すべきバス事業者として、今回の事案を深く反省し、職員一人ひとりの安全運行への自覚を高め、再発防止と信頼回復に全力で努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、営業部長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けすることにいたします。

【小川営業部長】免許返納者パス社会実験について、補足して説明させていただきます。

お手元に配付しております環境生活委員会補足説明資料に沿って、ご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。免許返納者パスの利用状況（中間報告）について説明させていただきます。

高齢者の交通事故防止と運転免許証返納後のバス利用促進を目的として、本年6月1日から社会実験を行っておりますが、運用開始から約半年が経過したため、中間報告を取りまとめましたので、ご報告いたします。

まず、データの集計期間でございますが、利用者アンケートの回収上、6月1日から10月31日までの5カ月間のデータとなっております。11月分は参考までに利用者数のみを表示しております。

調査の方法といたしましては、免許返納者パス券をターミナルで購入時にアンケート用紙を手渡し、利用期間終了後に回収をいたしております。

4番の利用状況の表には、諫早市と大村市の利用者数とアンケートの回収数を月別に示しております。表の右側の黄色い部分に利用者数を示しておりますが、下段の全体合計が月ごとに、徐々に伸びてきていることがわかりいただけていると思っております。10月末までに延べ91名、11月末までに延べ119名がご利用をいただきまして、12月はこれに加えまして、新たにまた5名の新規の購入者が出ているという状況でございます。

それでは、利用者のアンケートの調査結果について、ご説明いたします。2ページ目をお開きください。

購入者の男女比につきましては、女性が若干男性より多い結果となっております。

2つ目の購入者の年齢層につきましては、70歳代と80歳代を合わせると約70%といった結果となっております。

次に、3ページ目をお開きください。

免許返納者パスの制度をどのようにして知ったのかを調査いたしております。制度を知った

方法としては、警察署や免許センターの告知による割合が高くなっております。これは、諫早、大村両警察署の広報活動や、窓口で高齢者が免許更新の際に、制度の説明を行っていただいたことにより高い割合になっているものと思われる。また、テレビや新聞等の報道によって知った割合も高くなっております。

4ページ目をお開きください。

運転免許証を自主返納したきっかけとしては、「今回の免許返納者パスを知って」という割合が高くなっており、今回の社会実験の目的である免許証返納の動機づけとしては、一定の成果があったものと考えております。

5ページ目をお開きください。

免許返納者パスを購入する前の主な交通手段といたしましては、自家用車が約60%を占め、この方々がバスを含めた公共交通機関へ振り替わったものと見ております。

6ページ目をお開きください。

これは、免許返納者パスを購入する前と購入後のバス利用の頻度を示したものでございます。黄色い色で示しております部分は、購入前はバスを全く利用していない、または、週に1回以下の方が購入後は週に2～3回バスを利用するようになった。または、購入前は週に1回以下や2～3回の利用だった人が週に4回から5回利用するようになったことを示しております。

このように、免許返納者パスを購入したことによりバスの利用頻度が増加しております。

次に、7ページ目をお開きください。

バスの利用目的につきましては、通院とお買い物利用が約70%で、非常に高い割合を示しております。

8ページ目をお願いいたします。

免許返納者パスの利用方法につきましては、

バスを降車する際に、本人確認のため顔写真入りの警察署が発行いたします運転経歴証明書と免許返納者パスの2枚を提示していただくようになっておりますが、「この方法でよい」という方が約80%を占めております。中には「改善が必要」と言われる方も20%弱おられるようでございます。

9番目の購入方法につきましては、毎月バスターミナルにて購入する方法を取っておりますが、「簡単でよい」「普通」という方が大半を占めております。これにつきましても、「面倒である」という方が20%程度おられるようでございます。

9ページ目をお願いいたします。

料金設定につきましては、1カ月3,000円としておりますが、「安い」、「やや安い」、「ちょうどよい」を合わせると80%程度を示しており、概ね満足いただいているものと思っております。

10ページ目をお願いいたします。

免許返納者パスは、毎月1日から月末までの1カ月間のバス券となっておりますので、継続して購入する意思があるかどうかをお聞きしたところ、約90%近くが「次回も継続して購入する」との回答をいただいております。

11ページ目をお願いいたします。

制度に関する項目ごとの意見、要望と件数は、以下のようになっております。この中で一番下の制度に対するご意見の欄をご覧ください。寄せられた意見としては、「行動範囲が広がった」、「頻繁に出かけるようになった」、「とても助かっている。これからも制度を続けていきたい」、「良い制度だと思う。感謝している」などの意見をいただいております。

今後は、これらの意見、要望や、諫早市、大

村市の協議会でいただいた意見等も参考に、さらに制度の検討を進めてまいりたいと考えております。

12ページ目と13ページ目をお願いいたします。

こちらには、参考までに諫早市と大村市の免許返納者数と運転経歴証明書を交付した件数の推移を平成27年から示したものでございます。

このデータによりますと、今年の4月以降、免許返納者数と運転経歴証明書の発行件数が昨年に比べて増加していることがうかがえます。

11月分の実績は、まだ把握できておりませんが、高齢者の交通事故が多発したことにより、免許返納者の数が急激に増加傾向にあると伺っております。

最後に、14ページをお願いいたします。

今後のスケジュール等につきましては、さらにアンケートの内容を精査いたしまして、制度の検討を重ね、来年1月から2月にかけて確定させたいと考えております。その後、諫早市、大村市の両協議会や次回の環境生活委員会にもお諮りをした上で、来年6月からの本格実施を目指していきたいと考えております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】次に、提出がありました、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【笠山管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件について、本年9月

から10月までの実績は、資料の1ページに記載のとおり計4件となっております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

【中島(浩)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【友田委員】第142号議案についてお尋ねします。

今回、県人事委員会の勧告や報告、国家公務員の取扱いを踏まえて扶養手当について不支給にするということですが、この企業職（一）表9級という職責は、平均で勤続何年ぐらいで、平均年齢が何歳ぐらいとか、そういうのがわかればお示しをいただきたい。

あわせて、子以外の扶養親族に係る手当というのは、金額がどのぐらいで、今年度の予算額としてどのぐらい計上されているのか、お尋ねします。

【笠山管理部長】ただいまご質問いただきました企業職（一）表9級相当の職員についてでございますが、こちらは長崎県の場合、9級相当は部局長級でございます。

もう少しご説明させていただきますと、今回、人事委員会勧告に沿った改定をさせていただきたいと考えておりますが、今回の「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分といいますのは、実は、交通局の場合、長崎県交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正でございます。この内容といいますのは、企業職（一）表9級相当の職員について、平成32年度以降の子以外、つまり配偶者、それから父母等に関する扶養親族に係る手当を支給するものでございます。

実は、交通局の場合は、交通局長については、条例で一般職の例により給与を支給するというになっておりまして、こちらの企業職（一）表9級相当の職員としては該当はございません。そういうことで今回の改正による影響は、予算上ないところでございます。

なお、9級以外の職員、子どもを含めたところの一般の企業職員につきましては、国あるいは知事部局の取扱いどおり、扶養手当は子の部分について拡充し、それ以外の部分を削減するというを段階的に平成29年度から行うこととしておりまして、そちらの改正につきましては、先ほど申し上げましたように、条例ではなく、企業職員の給与を定める管理規程を別に定められておりまして、交通局において必要な手続、必要な改正を進めていくこととしたいと考えております。

ご質問いただきました扶養手当の予算額の総額ですが、平成28年度当初予算におきまして6,927万6,000円を計上させていただいております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【麻生委員】同じく142号議案、今、平成28年度の予算で6,927万円、約7,000万円近い支給があるんですけども、今年は熊本震災で8月末までの収益ですかね、1億何千万円の減となりましたということでありまして。今回、この手当を改正することによって、平成28年度以降の収支計画の状況で一部見直し等があると思っておりますけれども、その状況についてどのような推移になるのか教えてもらえませんかでしょうか。

【笠山管理部長】ただいまご質問いただきました今年度の収支の見通しということですが、現在、精査中ではございますけれども、委員ご指摘のとおり、熊本地震の発生によって

1億6,000万円程度の収入面での影響を見込んでおります。今後の状況によっては、収支としましては、経常的な収支の中では1億円近い赤字も想定されるなど、大変厳しい見通しを持っております。

主な要因としましては、改めて申し上げますと、震災によって県外からの修学旅行を中心に多数のキャンセルが生じたことによりまして貸切収入の減、県外高速の乗客数の減、乗合事業において循環線に市内他社が参入した、ということなどにより大幅な減収が見込まれております。

一方、費用面においては、貸切の稼動が落ちているということもございまして、貸切通行料の減、あるいは軽油費の動向が、現在のところ、まだ比較的落ち着いているということもございまして軽油費の減、あるいは任意保険料の減など、そういったことを見込まれておりますが、収入の落ち込みをカバーできるところまでには至っていないというふうな状況でございます。

ただ、収入の減少については、あくまで4月の自然災害によるものということで一過性のものと考えておりまして、来年度については、貸切事業や高速事業も一定おさまりをしているのではないかとということで一定の回復を見込んでおります。

今後引き続き状況を注視しながら、安定した経営の確保に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、もう1点ご説明をさせていただきますと、委員からもご指摘いただきましたように、こういった状況を交通局の全職員が危機意識を持って共有しながら取り組んでいくということで、例えば、エコドライブの徹底、あるいは事務的経費の一層の縮減、貸切事業における営業強化、そういった取組を現在続けておる

ところでございます。あわせてご報告をさせていただきます。

【麻生委員】言われたように、震災によるの減損ですね、これは1億円の赤字と。これは一過性のものだということでしょうけれども、長期計画が立てられていると思いますので、これをしっかり見直しをしてもらって、一部、人事委員会勧告で勤奨手当が改善されることについては、職員の仕事の意欲を高めることについては大事な視点かなと。一般民間は上がっているけれども、県営バスはなかなか上がらないとなると士気にも影響しますので、その点についてはいいんでしょうけれども、企業経営として、黒字を出してなんぼの世界だということもありますので、収支について、どうしたら利益が上がるのかと。もちろん、乗ってもらう方を増やすということがあるでしょうけれども、人口減少を含めて交通の状況が今落ちていきますので、いろいろな角度で収支改善をしてもらおうということについては、全庁挙げて取組をお願いしたいということを重ねてよろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第141号議案のうち関係部分、第142号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんでしょうか。

【麻生委員】今回出されております購入車両の件でお尋ねいたします。

3者うまく分かれてそれぞれ入札されているなど思っておりまして、いすゞさん、三菱ふそうさん、九州日野さん、それぞれ分かれておりますけれども、特徴だとか、選定基準、もちろん価格の問題があったと思うんですけれども、一般競争入札でなされていますので、詳細は出ていないのであれなんですけど、どういうことに着眼されて車種を選ばれているのか、燃費向上なのか、それとも車両の性能がいいとか、また、価格に見合う状況で豪華さがあるとか、そういう観点で、わかれば教えてもらえませんか。

【小川営業部長】今回の新車購入に係る件でございますが、私ども、新車を購入する場合には一定の仕様書をつくります。特に、今回の貸切車両、それと3番目のリムジン車両でございますが、一定の、今、廉価版ということで全国的に同じスタイルのものを各メーカーが出されておりますので、その分を標準仕様といたしております。あと、県営バスとして必要な内部装備等を仕様として入れ込んだ形で、それぞれ各社に入札をしていただいているところでございます。

それと、高速車両につきましては、他の車両と違いまして、車内へのトイレの設置、または通常2列・2列の4列シートになっておりますが、

県外高速の長距離便につきましては独立の3列シートを採用しておりまして、こういう形の仕様で各社から札を入れていただいていると。その結果がこのような形としてあらわれたところでございます。

【麻生委員】今回、いすゞさん、三菱ふそうさん、九州日野さんも入っておりますけれども、長崎県営バスの車種の割合、メンテナンスの問題も含めてあるんでしょうけれども、乗合バスはどこが多いとか、高速リムジンはどのくらいを占めているのかとか、そういう方向性はあるんでしょうか。車両の共有性だとか、メンテナンスの維持問題、性能の状況は各社違うと思うんですけれども、経営主体としてどこを一定にしてやるということじゃなくて、あくまでも入札でその都度、購入バスは決定するという形になっているのか、その点について教えてください。

【小川営業部長】確かに、委員おっしゃいますように、メーカーが統一をされれば一定の部品等の維持管理費については軽減される分があるかと思いますが、私どもは、やはりこういう車両を買う場合には一般競争入札で購入をすることによってございます。一定の仕様基準を満たせば、どこのメーカーであろうと入札に参加できる形をとっているところでございます。

【麻生委員】後で結構ですから、メーカーの車種別、要するに、乗合でいすゞが何%を占めますよと、日野が何%ですよと、また、三菱ふそうが何%ですよという割合がわかれば教えてください。

今回のリムジンは、1台、3,000万円近くするわけですね。一般高速車両になったら3,500万円か4,000万円近くするわけで、性能基準ということでは言われましたので。

私は、もちろんこれは正当な競争をされてい

ると思っているんですよ。ただ、前に言われたように、中古車両も買っていますよという話があって、そういうバランス感覚だとか、コストを下げるためにはいろんな工夫が要すると思います。そこに対する県営バスの戦略だとか、コストをどうやって下げるのかとか、こういう新しい車両については観光客のところに振り向けて収益性を上げるんだとか、そういう戦略をきちっと描かれていると思うんですけれども、そういうマーケティングに対して、戦略だとか、基本姿勢だとか、コンセプトのとり方、そういったことについて社内での検討はしっかりなされていると思いますけれども、その一端を教えてくださいませんか。

【小川営業部長】私ども、先ほどお話がございました貸切車両等について、一時期、リムジンを含めまして中古車を購入した時期がございました。しかしながら、そのタイプの車両につきましては中古車の市場価格が非常に上がったということ、よりよい輸送環境を提供するという観点も含めまして、一昨年から新車の購入の方に踏み切ったところでございます。

片や、市内線につきましては、車両数も多うございますので、車両の定期的な更新を、いわゆる波を大きくしないで安定的な更新計画を立てていくという部分で考えますと、新車だけの購入ではとても追いつかないという部分がございまして、そういう車両更新の波を緩和するために、一定、中古車両の導入も入れながら、今、車両更新を図っているところでございます。それにつきましても、私ども、経済性等を比較計算いたしましたのですが、一部、市内線におきましては中古車両を入れることによって一定の経済性が確保されるということも確認した上で、今、実施しているところでございます。

【麻生委員】今回の計画については、いろんな

苦労があったと思いますけれども、後で結構ですから、全体のシェアの状況を教えてください。

別件ですけれども、今回、貸切バスの運行状況が変わりましたね。要は、バスとかが厳しくなりました。100万円のあれから1億円ということで大変厳しい規約になってくるんですけれども、県営バスも貸切業務が一定のウエートを占めておりますけれども、これに対する対策だとか、社内の見直し、また、取組を強化するための教育関係の取組をなされるかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

【濱口貸切部長】ただいまの件でございますけれども、貸切バスのツアー事故があって以降、規制関係を含めているんな面で厳しくなっております。県営バスでも当然それに対応すべく、今まで順次やらせていただいております。

今のところ、しっかりと制度に基づいてやれるような方向づけをしております。必要な場合にはシステムを改変するなりしてやっていこうということで、基本的には沿った形で進めております。

【麻生委員】ちょうど1年前になりますけれども、スキーツアーの事故が大々的に報じられました。本当に亡くなった方についてはかわいそうだと思います。高速道路関係を含めて、大型貸切バスの運転未熟ということだったと思うんですね。

県営バスの中で社内ルールがあると思います。貸切の大型バスについては、何年乗らないといけないとか、そういうマニュアルとありますが、社内規程はあるんですか。

【濱口貸切部長】貸切バスの乗務につきましては、選考基準を内部で設けておりまして、少なくとも交通局に入って5年以上の経験を有する者としております。それと、年齢制限も当然ございます。OBも含めて65歳までといたしてお

ります。

それから、貸切の累積の乗務年数ですけれども、1回に8年以内ということで、そういった規定を設けております。

【麻生委員】今から道路交通法を含めて大変厳しい状況になってくると思います。運転する側も、管理する側も、お互いに事故を起こさないという、この一点が大事だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、別の会社でありましたけれども、アルコール基準関係でチェック体制があって大きな問題になりました。県営バスとして、どういうマニュアルで、チェックシステムとして再確認をされているのかどうか、その点がありましたら教えてもらっていいですか。

【小川営業部長】アルコール検知の件でございますが、他社で発生したことでございますが、私どもとして、それをもって自分たちの足元をもう一回見つめ直そうということを全乗務員に対して周知をしております。毎日のチェック体制でございますが、朝、始発点呼前に必ずアルコール検知器を運行管理者の目の前で吹いていただいて、いわゆるアルコール度が検知されないという状況の確認、あと健康状態、薬の服用状態等についても確認をした上で、当日の運行に係る目標、もしくはいろんな形の注意喚起を行った上で運行をスタートさせていただいております。

また、常泊とか宿泊地における分については、携帯電話で実際に画像として本人が検知器を吹いている画像とともに、その検査結果が私どもの方に送られてきて、それを確認した上で乗務オーケーというような形で運行させていただいているところでございます。

今回のようなことがないように、私どもとしても再度足元を見つめて、きちっと安全運行を

徹底してまいりたいと考えております。

【麻生委員】対岸の火事にならんように、皆さんの安心、また、経営者と一体となった努力、そういったものが県民の信頼につながると思われますので、どうか優良運行、安全でお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

【山口交通局長】私どもの事業運営の根幹は、やはり安全にあると考えておまして、運行管理面の適正化の徹底について、これからも努力をしていきたいと考えております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質疑がないようですので、次に、所管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【友田委員】不祥事の件については、事前に話を伺っておりましたけれども、委員会としても議論は必要かなと思ってお尋ねします。

先ほど、局長から10月19日に処分を行った件についての報告がありましたけれども、停車中や走行時にスマートフォンを見る行為というのは、道路交通法上も違反行為ですよね。それを公共交通機関のプロのドライバーがやっていたということ。しかも、それが乗客からの指摘によって発覚したというか、そういう大きく信用を失うような行為なわけですね。スマートフォンでどういう画面を見ておられたかということにはわかりませんが、当時はゲームアプリがいろいろ話題になっていて、そして、それによって最悪のケースでは死亡事故も起きているわけですね。乗客の皆さんのそういった視線があるということについて認識できなかったということが非常に残念だなと思っております。

今、そういったことに対する監視の目が至るところにあって、しかも、そういうことを動画

で撮って、それが広く世間に公表されるということすらあっているわけです。仮にそういうことになっていたとするならば、県営バスで取り組むいろんなことについて県民の信頼を損なってしまうわけですね。

確認したいのは、今回の事例を受けて規定を見直して運転中はサイドバックに入れなさいということになっているんだけど、長崎の電気軌道なんかは運転士さんの横に「緊急時使用」と書いて携帯電話が置いてあります。「緊急用」とか書いてある。だから、その辺に自分の携帯電話を置けない仕組みになっているんだと思うんですね。県営バスは、この事例があるまでは所持していてもよかったというか、規定がなかったというだけなんでしょうけれども、それまでの携帯電話の扱い方がどうなっていたのかということを確認したいと思っております。

【小川営業部長】今回の案件でございますが、まず、第1点目に道路交通法のお話でございます。道路交通法では、「自動車等を運転する場合、停止している時を除き、携帯電話等を通話のために使用し又は画像を注視しないこと」ということの定めがございます。

今回の事例といいますのが、信号停車中等で触っていた、画面を見ていたというのが一つと、運行中にちら見といいますか、ちらっとだけ手に持って見たという行為があったということ、私ども、ドライブレコーダーの画像と本人からの聴取で確認をいたしましたので、道路交通法に違反するかどうかというのは別といたしまして、それをもって今回処分させていただいたところでございます。

それと、携帯電話等の取り扱いといいますか、今回、改定をするまでの取り扱いでございますが、私ども、都市間輸送とか県外高速もしくは貸し切りには、例えば、無線だとか、業務用の

携帯を配備なり支給をして対応しているところがございます。しかしながら、市内線につきまして、全車両にそういう装備をしているところではございませんので、緊急の連絡とか、そういうことで使う分について、いわゆる個人の携帯の所持の制限をしていなかったところがございます。

しかしながら、過去にスマートフォンとか携帯電話による他県での事例等が起こった折には、こういうことがないようにということで、運行中には決して触らないようにというような注意喚起は行っておたつもりですが、今回の事案を契機といたしまして、規定を見直しまして、必ず着衣には身につけないと。持って入る場合についてはセカンドバック等に入れて、完全に中休といたしますか、休みの時にしか見ないと。休みの時に見る場合も車内では見ないようにというような注意喚起を行っているところがございます。

【友田委員】今、部長がおっしゃったとおり、緊急時の連絡手段としては、支給がないということであれば、それは、今の時代ですから、公衆電話を探すのが大変な時代ですから、そういった意味では、何かの、例えば事故があったとか、接触事故があった時の連絡というのは必要なものでしょうから、その必要性はわかりますけれども、今とられている対応が徹底されるように要望しておきたいと思えます。

公共交通機関に対する利用者の視線、さらには、県営バスに対する視線というのは、民間事業者以上に県民の視線というのは厳しいと思うんですね。ですから、そういうことが県民の信頼を損なうことにつながるということをぜひドライバーの皆さんをはじめ、交通局の皆さんに徹底していただいて、こういったことの再発防止に努めていただきたい、この点を要望してお

きます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【山田(朋)委員】返納者パスの社会実験について伺いたいと思います。

6月から始められて効果が出たということで本格的に始められるようですけれども、アンケートの中で出ていました。

アンケートというか、補足説明資料の11ページの3番目に、今だと降車時に運転経歴証明書と免許返納パスと2枚を提示しないということでした。ただ、現状のあり方で問題ないと、そのままがいいという方が83.3%いらっしゃるのも事実ではありますけれども、一般的に考えて、お財布とかから2枚出して見せるということはずごく手間かなと思います。私たちみたいな若い世代でも。特に、運転士さんもよく見れなくて、何回か見返されたということも書いてありました。

それを考えた時に、不正利用がないように、本人確認のために2枚セットにはなっていると思うんですけれども、この件についてはどのように考えていますか。

【小川営業部長】今回の免許返納者パスにつきましては、特殊乗車券という形で本人の確認が必ず必要と。1枚にしようとするれば、毎回、パス券に顔写真を貼っていただくという手続が出てまいりますので、毎回、免許返納者パスを購入する時点で写真を持ってきてもらって、本人確認をして、その上でそれを貼りつけまして紙式定期としてお出しするという形になりますので、ある意味、申請する側の、購入する側の利用者の皆さんの負担も大きくなるのかなということもございます。他県でも同様の取組をしている事例におきましては、警察署で発行される運転経歴証明書と免許返納者パス、両方をお見

せしてというケースが大半でございますので、私どもとしては、できればこの形でやらせていただければなと。

やはりご利用される皆さんにとっては、できるだけ簡易な方がよろしいかとは思いますが、どうしても本人確認という意味からは、なかなか難しい点もあろうかなと思っております。

【山田(朋)委員】 3,000円でしたか、安く乗れるので対象以外の方に貸したりとか、そういう不正のことがあるのかもしれないですけど、個人情報最たるものというか、顔写真とか名前とかをわざわざ見せる必要が本当にあるのかなと。不正防止の観点ではそうかもしれないけれども、定期とかも、高校生とかでも、小さくは名前を書いているかもしれませんが、ほとんど運転士さんに私の名前とか知られることなくすっと通れるけど、顔写真と名前をしっかり見せることもどうなのかなとちょっと思うところがあります。

毎回、写真を持ってきてもらうとなると、恐らく利用する人も少なくなるでしょう。そして、そこまでするかどうかは別ですけど、簡易で撮れますよね、その場で、インスタントじゃないけれども、その場で撮ってサービスの一環で付けたりもできるのかなとも若干思います。

これが85%の人がいいと言っているからということであれば、今すぐ検討する必要はないかもしれないけれども、一応、2枚出すという手間と、個人情報、名前も顔も毎回見せないといけないということは少し引っかかりがあるなということは申し上げておきたいと思えます。

あと、この事業を始めてから高齢ドライバーの方の事故が増えているとか、いろんな社会的な問題もあって返納している方が多くなっているのかなと思っております。もちろん、この効果も大きくあると思っております。

それで、今回、パスを買った人で利用していない人はいるんですか。買ったけど使っていない人というのは、いない感じですか。全員、使っている感じになっているんですか。

【小川営業部長】 まず、先にご意見をいただいた分でございますが、今回の免許返納者パスの制度自身が、高齢者の交通事故防止ということを一つの目的に掲げておりますので、自主返納をしていただいて、経歴証明書をそこで交付していただくということも一つの大きな役割かと思っておりますので、その運転経歴証明書をいかに活用するかということも、この制度の一つだと思っております。

また、運転経歴証明書を持っておれば、例えば、諫早市内でいきますと、タクシーの料金が10%割引になるとか、そういう制度との兼ね合いもございますので、できれば今の形で実施をしたいと私どもは思っております。

それと、先ほどのご質問の件でございますが、買ったけど利用してないと言われる方は、今の状況でいきますと、ほとんどいらっしやらないと思うんですが、中には、いわゆる利用回数が少ない方、市の中心部にお住まいの方で利用頻度が少ない方は、どうしても3,000円というコスト自体が少し割高に感じられる方もいらっしやるかと思っておりますが、距離が長い方とか、通院で2日に1回ぐらいはずっと通わなければいけないという利用者にとっては非常に使いやすくなったというようなお声をいただいている状況でございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。さっき言われた市の中心部の人で3,000円分は乗らないよという方々をどうするかということで、回数券とかプリペイドカード式とかいろいろご意見も出ていたようでありますので、両方、長く乗る方にとってはすごくいいかもしれないけど、短い

距離だから3,000円は使わないかなということ  
で使われていない方、それがきっかけで免許は  
持っておった方がいいかな、ちょこちょこ乗り  
しないといけないからという方がいるかもしれ  
ないので、いろんなことを想定しながら、いろ  
んなユーザーにとっていい形を検討いただきた  
いなということをご要望申し上げておきます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょ  
うか。

【友田委員】先般、ちょっと説明はいただいた  
んですけど、今の免許返納者パスの件で、長崎  
市での取組ということについてマスコミ報道が  
ありました。せっかくの委員会なので、一定説  
明を受けておりますけど、県の交通局としては  
どのようにお考えなのか、お示しいただけます  
か。

【小川営業部長】この免許返納者パス制度につ  
きましては、昨年6月から諫早市と大村市の  
両市内におきまして社会実験として取組をさせ  
ていただいております。先ほど補足説明の中で  
最後にご説明させていただきましたように、で  
きますれば来年6月から本格実施に移りたいと  
思っております。

本格実施をする際には、私どもの運行区域で  
ございます大村、諫早、長崎につきまして対象  
として検討していきたいと考えております。

ただし、それぞれの区域で、いわゆる区域の  
大きさも違いますし、利用される方の数もかな  
り変わってくるかと思っておりますので、そう  
した場合のわかりやすさという点もございま  
す。また、利用による収支への影響ということも考  
慮しながら、区域の問題、もしくは価格の問題  
についても整理をしてみたいと思っております。

いずれにしても、本格実施の際は、現在は検  
討段階でございますが、できれば長崎市内も含

めまして実施できればということで今検討を進  
めているところでございます。

【友田委員】この中にもありましたけど、一番  
問題は、市域をまたいで行く時なんだろうと思  
うんですね。車を運転されていた方は、域内  
で全部完結していたわけではないと思うんです  
よね。大村にお住みの方が諫早に行ったり、諫  
早の方が長崎に行ったりとか。結局、免許を返  
納することによって、そういったことが自分で  
できないと、だから公共交通機関に切り換える  
となると、市内だけ使える分と、市外も使える  
分と、何か値段の差をつけて発行するとか、そ  
ういうことも今後検討していただく必要がある  
んじゃないかと思っておりますけど、市域をまたいで  
ということについては、現時点でどのようにお  
考えですか。

【小川営業部長】今回の免許返納者パス制度に  
つきましては、一番主眼とするところは日常生  
活という意味で、お買い物だったりとか、高齢  
者の通院とか、そういうことを主眼として考え  
ておりますので、日常生活が十分にできるよう  
にという観点での制度設計を行っております。

今回、社会実験をする中で、市域をまたいだ  
利用が望ましいというご意見も出されていると  
ころでございますが、そうしたユーザーがどれ  
だけいらっしゃるのかということもございま  
すし、ほかへの影響もございまして、そこにつ  
いては慎重に検討させていただきたいと思っ  
ております。

実は、市域をまたいだという部分では、今回  
の社会実験を始めるに当たりまして、例えば、  
大村市の溝陸地域につきましては、生活圏が諫  
早市内でございますので、逆に大村市内向けじ  
ゃなくて、諫早市内向けに市内区域を利用とす  
る区域と定めております。また、雲仙市の一部  
でございますが、愛野町の福祉センターとか、

あの辺につきましては、お買い物だとか病院関係がそろっておりますので、森山付近から愛野の方に行かれる方も多いということで、雲仙市ともお話をしまして、その一部も諫早区域に含めるという形で、今、社会実験を実施しているところでございます。

【友田委員】わかりました。免許返納パスの件は臨機応変にやっていたらいいということ、可能な限り長崎市の方にも広げていただいて、より高齢者の免許返納につながるような取組の充実をお願いしたいと思います。

もう一つ、営業広報活動の中で、先般、小長井のカキ小屋のマップをいただきました。県営バスの若手の職員の皆さんが手づくりされたということでご紹介いただきました。ああいう取組は非常に素晴らしいなと思いました。あのマップを見ることによって、どの便に乗れば、カキ小屋のどこに行けるということがわかる。まさに利用者側に立った非常にいい取組だと思います。今後もシリーズ化したいという記載がありますが、今後、どのようなものをお考えられるのか紹介いただけますか。

【小川営業部長】11月に諫早の小長井にスポットを当てまして作成させていただきました。私ども、今回の「おでかけMAP」といいますのは、ローカル線に着目いたしまして、その地域の活性化といいますか、そこに少しでも多くのお客様に訪れていただくということ、あと、地域の方が自分たちの地域の魅力を再発見していただくという意味も含めまして、「おでかけMAP」を作成させていただきました。

次回につきましては、今、3月の発行を予定しておりまして、大村市内の部分でつくっていいこうということで今調整しております。

今後も、私ども県営バスのローカル線にスポットを当てて、地域との連携という意味で、こ

の「おでかけMAP」については力を入れていきたいと思っております。

【友田委員】カキ小屋に行くとアルコールも欲しくなっていて、なかなか車で行けない。昼間に行くと代行もないという中で、県営バスの利用促進にもつながります。先ほどの大村の話も、春先であれば春のお花見のシーズンとか、そういった公共交通機関の利用促進につながって悲惨な事故が、飲酒運転なんかありますから、そういうことも防ぐと。まさに公共交通機関が担う役割だと思うので、エリアの中でできるものについては積極的に取り上げていただいて、作成は大変だと思いますけど、県民の皆さんの利用促進によりつながるような取組を今後ともぜひやっていたらいいことを要望しておきます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時34分 休憩

-----  
午後 2時34分 再開  
-----

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。これもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時35分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年12月13日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時20分  
於 本館5 - A会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	三好 徳明 君
”	野本 三雄 君
”	瀬川 光之 君
”	中島 廣義 君
”	山田 朋子 君
”	友田 吉泰 君
”	大久保潔重 君
”	麻生 隆 君
”	吉村 正寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県 民 生 活 部 長	吉 浜 隆 雄 君
県 民 協 働 課 長	村 井 正 人 君
男女参画・女性活躍推進室長	中 尾 美 恵 子 君
人権・同和対策課長	古 瀬 達 郎 君
交通・地域安全課長	宮 下 直 樹 君
統 計 課 長	松 尾 和 子 君
生 活 衛 生 課 長	本 多 秀 男 君
食 品 安 全 ・ 消 費 生 活 課 長	永 橋 法 昭 君

土 木 部 長 浅 野 和 広 君  
土 木 部 技 監 野 口 浩 君  
土 木 部 次 長 吉 田 慎 一 君  
建 設 企 画 課 長 佐 々 典 明 君  
河 川 課 長 川 内 俊 英 君  
河 川 課 企 画 監 浦 瀬 俊 郎 君  
用 地 課 長 岡 本 均 君

環 境 部 長 太 田 彰 幸 君

交 通 局 長 山 口 雄 二 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

環境生活委員会、予算決算委員会環境生活分科会を再開いたします。

これより、県民生活部の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活部長より、予算議案についての説明をお願いいたします。

【吉浜県民生活部長】 おはようございます。

県民生活部関係の議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の県民生活部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第137号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分でございます。

まず、第131号議案のうち県民生活部関係部分については、歳出予算につきまして、1,365万8,000円の増を計上いたしております。これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費でございます。

また、債務負担行為につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第137号議案のうち、県民生活部関係部分につきましては、歳出予算について、611万4,000円の増を計上いたしております。これは、職員の給与改定に要する経費でございます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いをいたします。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

【友田委員】 債務負担行為の関係で、平成29年度まではもともとあげていたということですが、これをさらに3年、債務負担で延ばすことで、説明資料には若干書いてありますけれども、期待される効果を改めてお聞かせいただきたいと思っております。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 総合就業支援センターの運営につきましては、若者、女性、高齢者等のさまざまな求職者に対する支援を実施しているところでございます。

このうち当室におきましては、センター内の女性就労支援コーナー及び併設する託児室の運営と市町巡回相談を実施しているところでございます。

この運営の業務につきましては、支援機能を一括して一体的に実施するというを目的と

しまして、産業労働部において一括して委託契約を締結しているところでございます。これまで単年度の契約としておりましたけれども、入札参加資格の緩和をすることと併せまして、利用者サービスの継続性を図ること、それとセンターの安定的な運営を行うことを目的としまして、今回、平成31年度までの3カ年の複数年契約とするために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

【友田委員】 就労支援センターなので、一番理想的には、そんなに長い期間がからずに、ちゃんと安定的に就労を促せるようにすれば一番いいんだけど、担当の人が年度で替わっていったらと、例えば年度末ぎりぎりに、1月ぐらいに来て、継続的に支援があっても4月になって担当者が替わることがあるので、そういうことがないようにやるということですね。

そこは県民サービスにつながることで、そういった部分で十分な対応ができるということで理解をしたいと思います。

【中島(浩)分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案に対する質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第131号議案のうち関係部分、第137号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決す

ることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

県民生活部においては委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

県民生活部長より所管事項説明をお願いいたします。

【吉浜県民生活部長】 今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項につきましてご説明をさせていただきます。

環境生活委員会関係議案説明資料の県民生活部をお開き願います。

今回、ご報告いたしておりますのは、女性の活躍推進、人権尊重の社会づくりの推進、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の改訂、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進、「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」の策定、事務事業評価の実施、施策評価の実施、地方創生の推進についてでありまして、内容につきましては記載のとおりでございます。

なお、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の改訂及び「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」の策定につきましては、補足説明資料を配付させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、環境生活委員会関係議案説明資料（追加1）の県民生活部をお開き願います。

追加でご報告いたしております平成29年度の重点施策の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いをいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、人権・同和対策課長より補足説明を求めます。

【古瀬人権・同和対策課長】 現在、改訂の協議を行っております「長崎県人権教育・啓発基本計画」の第2次改訂に係る素案の内容について、ご説明をいたします。

委員の皆様のご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

関係の資料といたしましては、補足説明資料の1-1、及び1-2の2つでございます。

まず、補足説明資料1-1の1ページをご覧ください。

この計画は、人権推進の取組につきまして、本県の施策の基本的な方向性を示すために、平成18年3月に策定されました。その後、平成24年に計画の改訂を行いました。この計画の改訂から既に5カ年が経過し、人権を取り巻く社会状況等も変化していることなどから、今般、第2次の改訂を行おうとするものでございます。

2ページをお開きください。

計画の構成でございますが、この計画は、2ページの第1章から5ページの第5章までで成り立っております。

3ページに、第1章として計画の目標と基本方針をうたっております。

目標は、「ぬくもりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」を掲げております。これは、県民一人ひとりが人権の大切さについて理性と感性を高め、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚を磨くことによって、人権意識に満ち溢れた地域社会が実現する

ことを狙いとして定めたものでございます。

基本方針として4つの項目を設けておりますが、これらの方針を具体的に示したものが、次の第 章でございます。

第 章におきましては、人権教育は人の一生涯を通して学ぶことが重要でございますので、学校における教育はもとより、家庭や地域社会における教育、そして企業、団体における教育の推進について定めております。また、職務上、特に人権と関係が深い職業にある公務員や医療・福祉・保健関係者等に対する研修の取組の推進などについてもうたっております。

次に、4ページから5ページにわたっては第 章でございます。第 章では、それぞれ個別の重要課題ごとの人権施策について定めております。

ここには、11項目の個別課題を掲げておりますが、今般の改訂におきましては、10番に掲げております「性的マイノリティの人権」、11番の項目の中の(2)「災害時における人権尊重」を新たに項目として追加いたしました。

性的マイノリティの人権に関しましては、補足説明資料1-2、素案集の60ページに記載しておりますが、近年、LGBTに代表される性的少数者への理解の高まりが求められております。県民の皆様には性的マイノリティの存在を正しく認識をしていただき、性に関する多様な在り方について理解と関心を深めていただくことを目的として、教育、啓発の充実と推進に努めてまいりたいと思います。

また、災害時における人権尊重に関しましては素案集の62ページに記載しておりますが、さきの熊本地震や東日本大震災を経験いたしまして、災害により避難生活を余儀なくされた際の避難所などにおける被災者への配慮や、プライ

バシーを確保した設備設置及び防犯体制の構築などを定めております。

このほかに新たに設けた内容の主なものとしたしましては、1の女性の人権の中においては、DV、性犯罪などに係る被害者への支援や防犯対策を盛り込みました。

また、2の子どもの人権におきましては、昨今、大きな問題となっております子どもの貧困対策の推進を盛り込んでおります。

また、4の障害のある人の人権におきましては、障害者差別解消法や、この法律に先立って本県で制定をされております県の条例に基づいた積極的な取組の推進をうたっております。

この計画素案につきましては、委員の皆様からのご意見をいただき、また併せてパブリックコメントを通じまして広く県民の方々のご意見を反映した上で、明年2月定例会の本委員会へ最終案として改めてご報告することによって策定の運びとさせていただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】次に、交通・地域安全課長より補足説明をお願いいたします。

【宮下交通・地域安全課長】私からは、現在改訂中であります「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」の概要について、説明をいたします。

皆様のお手元には、補足説明資料2-1「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画(素案)の概要」と、それに伴います別紙をお配りしてありますので、参考としてください。

まず、補足説明資料2-1から説明をさせていただきます。

計画策定の趣旨でございますが、これまでの支援計画につきましては、平成16年に制定、公布されました犯罪被害者等基本法をもとに、翌年の平成17年、国において策定されました犯罪

被害者等基本計画を踏まえ、長崎県でも犯罪被害者等の支援を総合的に推進していくため、平成20年1月に長崎県犯罪被害者等支援計画が策定されまして、平成23年3月には、新長崎県犯罪被害者等支援計画として計画の改訂を行いまして、今日に至っております。

今回、国の第3次犯罪被害者等基本計画が策定されましたことや、前回の改訂から5カ年が経過し、犯罪被害者等をめぐる情勢も変化していることなどから、計画名を、国の計画の第3次に合わせまして「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」として新たに策定し、本県における犯罪被害者等の支援に関する施策を関係機関・団体等で適切に推進していくこととしたものでございます。

次に、計画の性格でございます。

今回の計画は、犯罪被害者等基本法の第5条、地方公共団体の責務、「地方公共団体は、犯罪被害者等の支援に関し、国との役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」という趣旨を踏まえまして、県として、犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方を明らかにするとともに、県の支援や関係機関・団体等で行う施策を総合的かつ体系的にまとめたものとなっております。

3、計画の適用でございますが、本計画は平成29年度から平成33年度までの5カ年となっております。ただし、この5カ年のうちに施策等の進捗状況や犯罪被害者等を取り巻く状況の変化に応じて、随時見直しを図るものとしております。

続きまして、4の計画の基本的な考え方につきましては、計画素案の9ページから10ページにかけて記載しております。

(1) **基本目標**及び(2)の基本的視点につき

ましては、前計画からの変更はありません。

続きまして、補足資料2-1の2ページをご覧ください。

(3) 重点課題とありますが、これは今回新たに設定した項目でありまして、基本法及び国の基本計画に準じ5つの重点課題を掲げまして、その課題に対応した施策に取り組んでいくこととしております。

詳しくは、次の「5 策定のポイント」で説明いたします。

策定のポイントにつきましては、今回、計画改訂のポイントとして2点ほど上げさせていただいております。

先ほど、4の計画の基本的な考え方のところでも説明しましたが、国の計画を踏まえて、資料記載のとおり、**損害回復・経済的支援**等への取組から 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組と、この5つの重点課題のもとに12の施策を設定し、各種支援策を整理して盛り込んでおります。この5つの重点課題に基づく個別の取組につきましては、別紙として添付しておりますA3版横の資料に、12の施策を載せております。

また、計画の素案では、「**犯罪被害者等支援に向けた施策**」として13ページから29ページにわたり記載しております。

次に、策定のポイントの(2)国の基本計画及び重点課題を踏まえた取組の追加等としておりますが、国では、第3次基本計画策定に当たりまして、潜在化しやすい犯罪被害者等への適切な支援、これが改訂のポイントとしても取り上げられております。

国の計画を踏まえまして、県といたしましても、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する適切な支援として、本年4月から開設してお

ります性暴力被害者支援「サポートながさき」の開設、運営、性暴力被害者にかかる医療費等の助成、児童虐待に対する休日夜間を含めた常時の対応等の施策を本計画案の素案に盛り込んでおります。

今回新たに設定しました5つの重点課題をもとに、今後も犯罪被害者等の視点に立ち、ニーズに応じた適切な支援策を県及び県警、関係機関・団体と連携して推進してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」の素案の概要について、説明を終わらせていただきます。

なお、この計画素案につきましては、先ほどの人権教育・啓発基本計画と同様に、委員の皆様からご意見をいただき、併せてパブリックコメントを通して広く県民の皆様のご意見を伺った上で、来年2月定例会の当委員会に最終案としてご報告させていただく予定としております。

よろしくご審議をいただくよう、お願いをいたします。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【村井県民協働課長】 私からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料について、ご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接、間接の補助事業者に対し内示を行った補助金についての本年9月から10月の実績は、資料記載のとおり直接補助金、平

成28年度地域における女性活躍推進事業補助金の2件となっております。

次に、2ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、「平成29年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書」の1件となっており、それに関する県の取扱いは資料記載のとおりであります。

次に、3ページをご覧ください。

附属機関等会議結果についての本年9月から10月の実績は、長崎県消費生活審議会など計3件となっており、その内容については、資料4ページから6ページに記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。

審査の対象は、陳情番号39番の1件です。

陳情書について、何かご質問はございませんでしょうか。

【麻生委員】 陳情・要望の中に、燃油価格の是正並びに農林漁業燃油高騰の対策とあるんです。

今、油は若干安くなっていますが、今度、OPECが生産調整をしますよね。今後、多大な影響が見込まれると思うんです。

この時点では、まだ格差が31円前後だったと思っておりますけれども、OPECの状況、この1日、2日の状況を見ると、相当上がってくるんじゃないかと。有人離島、国境離島新法があって低廉化の関係もありますけれども、生産の問題について、今から上がってくると思うんです。

国も対策をされると思うんですけども、県におかれましては細かな情報収集をぜひしていただいて、どういう観点で困っているのか、対策は燃油だとか、ハウスだとか、いろいろありますよね。だから、横断的な形で窓口を一本化して、どういう対策をとれるのか、また、国に対してどういう要望を上げればいいのかということもまとめていく必要があるんじゃないかと思います、今後の流れに関してですね。

前後しますけれども、対策協議、そういったものについてはどう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【村井県民協働課長】今、麻生委員がご指摘されました原油価格、私どももまだマスコミ報道等で把握しているだけですけれども、OPEC主要加盟国とロシアの非加盟国が、約15年ぶりに協調減産を行うという報道がなされております。その具体的な減産の量は、全世界の今の生産の約2%に当たるということです。そのところが今回、12月10日に関係の国で合意したという報道がっております。

ただ、これについては合意が今後、減産できるかどうか。OPECの加盟国もこれまで、いろんな合意をした上での取組がばらばらだということで、私どももその状況を把握しつつ、また、もう一つは、今回、アメリカが減産に参加をしていないことも踏まえアメリカは、ご存じのように北米のシェールオイル等もございますので、その動向も見つつ、原油価格の動向を把握していきたいと思っています。

**実際には**、原油価格の動向に基づいてガソリンや重油、あるいは軽油といった、生活や産業に影響する部分が出てこようと思います。そこについて、私どもの課ではガソリンを、農林・水産では重油とか軽油、そこは随時価格等を把

握してありまして、そこに基づいた形でどういう影響があるのかというのを把握していきたいと思います。

平成26年度ぐらいまで、ガソリン価格も原油価格も高うございました。そういう時に、今までもそうですけれども、国に対しては、例えば、私どもが担当しておりますガソリンについては揮発油税がございまして、それに本則と特例分がありまして、特例分が25.1円でございます、その部分を減免できないかと。これは毎年度、来年度に向けても政府施策要望をしております。

あるいは、補助制度やエコの補助支援制度が国にありますので、そういうところの充実等を今後も要望して、県ができる部分に何があるかというのでも検討していきたいと考えております。

【麻生委員】先ほど申し上げましたように、ガソリンが160円に上がるとトリガー条項が発動されて、特例税率の適用が停止されるといいますけれども、離島はそれ以上に値段が上がる。今はまだ、すぐには影響はないと思いますけれども、灯油価格の高騰で市民生活に課題が出てくるかと思いますので、ぜひ、今後のOPECの状況だとか、元売り価格関係の調査もしていただきながら、県民生活に影響が、特に離島関係はもろに出ますので、ぜひ注視していただいて、対策をとる形でお願いしたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございせんか。

【吉村(正)委員】改革21、民進党の吉村正寿です。

私も、先ほどの麻生委員の質問に関連して、油、燃油について、価格が非常に気になる所です。もちろん一次生産者、漁業の漁船の燃油とか、農業についても農業機械の燃料とか、いろいろ絡んできますし、ハウスの燃料もかかってくると思います。

そういう中において、本県は西の端に位置するということで、とれた新鮮な魚、農産物を都会に送っているわけです。その時に、ほとんどがトラック輸送であるということになれば、輸送事業者関係の燃油の減免ということも少し考えていただきたいと思います。

そこで一番考えられるのは県税ですよね。県税でいえば、トラックの燃料は軽油ですね。軽油引取税は県税ですよね。そういった部分を減免するとかといったところでも少し考えていただければ、ただ生産するだけではなくて、その流通の部分もやはり県に少し手を入れていただければというふうに感じます。

ガソリンは上がる必要はないと思うんです。ほとんどが乗用車ですから、そうなれば個人の消費者ということになりますので。揮発油税についてはあまり当たっても、流通のトラックとか、そういうところにはあまり関係ないです。やはり大きいのは軽油引取税あたりかなと。

軽油の値段が下がるのが一番いいんですけどね。ガソリンの生産が増えれば、軽油も自動的に増えるんですよ。ナフサからガソリンだけ取るなんてできないですよ。軽油だけ取るとかできないわけですから。

それと、工事の中を見ていると、軽油引取税は、県道とか、道路をきちんと整備するための目的税的な部分があると思うんです。ところが、道路を使わないような建設工事も、建設機械に灯油じゃなくて軽油を使いなさいと書いてあるわけです、軽油引取税がかかる分をですね。

ところが、建設機械のバックホーとかブルドーザーは、灯油でも動くんですよ。ケロシンです。灯油もケロシンと一緒になんですよ、成分はほとんど。だから、本当はトラックを走らせようと思ったら、灯油で走るんですよ、ディーゼ

ルエンジン車は灯油で走るんですよ。飛行機も灯油ですけどね、ほとんどね。

ところが、税金がちゃんとかかった軽油を使ってくださいとなっているわけですよ。その辺を少し柔軟に県当局でも考えていただいて、仕方ないと、道路を通らないんだから、この分については軽油引取税がかからない燃料を重機は使っていいよとかですね。それとか流通に使う、トラックに使う軽油については、少し軽油引取税を安くしてあげるとかですね。

そういうところを政策的に考えていただければ、長崎でとれた新鮮な野菜や魚がちゃんと大消費地に届くことにつながっていくわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

【村井県民協働課長】原油価格関係の対策本部を、私どもの課で所管しております。ただ、各部にまたがっております。私どもが主に担当しているのはガソリンで、農林、水産の部分では重油、軽油です。土木関係も含めて、工事については所管部局をひとまとめにして会議をやっておりますので、今、委員からご意見等ありましたことを改めて各部局にもご紹介して、今後、対応も含めて考えていきたいと思ひます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんでしょうか。

【友田委員】先ほどの素案の件で聞くべきかな

とも思うんですけれども、聞く要因がここにあるものですから、お尋ねします。

政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料で、附属機関等会議結果報告が添付されておりまして、5ページに、この後に質疑になるだろう長崎県人権教育・啓発基本計画の件で、人権教育・啓発推進懇話会で「学校等における人権教育」の内容について再度の修正意見があったと。併せて、県障害者差別禁止条例の取組やハンセン病元患者の表現などについて修正意見があったというふうに書かれています。

この中身を我々が見ていく中で、委員の方々がどのような意見をおっしゃったのか、発表できるのであれば、どういった点に修正意見があったのか、お知らせいただけますか。

【古瀬人権・同和対策課長】今回の改訂に係りましては、外部委員として19名の委員にお集まりをいただきまして、ご意見をお聞きいたしました。

その中では、学校における教育、家庭、企業における教育、それから同和教育、個別の問題といたしまして女性の人権、障害のある人の人権、そして性教育、インターネットによる被害、性的マイノリティに関するものと、多様な意見が出ております。

その中で、例えば学校における人権につきましては、学校におけるいじめ解消に向けての取組の充実というようなことで、いじめの本質も結局人権侵害であって、絶対に許されない行為であるという強い認識のもとに立って、適切な生活指導も含めた人権教育を進めていきたいということで教育委員会がまとめております。

また、発達段階に応じた教育というようなことで、高校を卒業してすぐ就職される方々に対しましても、企業に出て、いわゆるブラックと

いわれるような事案に対応できるように、労働関係基本法などに触れるような在学中での教育をすべきであるというような意見も出ております。

そしてインターネットに関しましては、情報の内容の良し悪しを判断する力、いわゆる情報リテラシーを持つことは非常に大切でありますので、特に、SNSやスマートフォンを多く利用する若者に対しましては、やはり学校教育の中で、そういった倫理観とかルールづくりを徹底させるというようなご意見もございました。

また、性教育につきましても、医療政策課が中心となって保健所が各学校に出向いたり、あるいは教育委員会の体育保健課が性に関する教育、講演会等を学校で行ったりというようなことが求められております。

そして、障害のある人の人権の中では、法律に先立って県で条例ができました。これは、関係議員のお力添えでできた条例でございます。しかしながら、この条例がなかなか県民にまだ広く浸透されていないというような実態がございますので、この条例の周知と併せて、その中で定めております合理的配慮、それから障害がある人となない人の間に不平等な取り扱いがないような行為に努めるということについての啓発や指導、また地域に相談員がいらっしゃいますので、そういう方々を利用した啓発教育の推進ということを委員の皆様方も強くおっしゃっています。

このほかにもございますが、そういった意見がございました。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、次に、議案外所

管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【山田(朋)委員】 性暴力被害者支援センター、サポートながさきについて伺います。

サポートながさき、4月に開設していただきました。4月から10月の半年で187件の相談が 있습니다。昨年度は、犯罪被害者支援センターの中の一つとして相談を受け付けていたので14件でした。

私は、議会で知事に提案をいたしまして、今回実現して、本当につくってよかったと改めて思っております。性被害の支援センターとして銘打ったことによって、10倍以上の方々から相談がきています。

これは、急増したわけではなくて、もともとあったけれども、どこに相談したらいいか、どういった支援を受けられるかわからない方々がいた。及び、性被害は、何年か後に気持ちが少し落ち着いたりして相談をされる方、また、思い出して相談をされる方がいらっしゃるから、こういった数字になっていると理解しています。

このサポートながさきになる時に人員を、専門の方を増やしていただいていると思えますし、前議会でも確認はしましたが、人手は足りている。ただ、警察に行ったり、病院に行ったりのサポートとか、いろんな形で外に出ることも多いと思います。女性の方が確実に電話を受けているとお聞きしましたが、人員的にどうなのか。

これだけの件数が上がってきている。半年で187件だから、1年にすると360件、月曜日から金曜日の限られた時間しか空いていない中だと、1日に2件、3件と相談がある時もあるかもしれないと思っております。現状においては、女性の専門の方がちゃんと対応をして、付き添いで

外に出たりもできているのかどうか、そのあたりを確認させてください。

【宮下交通・地域安全課長】 委員のご指摘は相談体制の受理のところだと思います。4月に開設して、10月末までに187件、予想した倍の相談を受理している状況でございます。

今、専門相談員は女性のスタッフが1名、いろいろ研修を積んだりした、経験がある方が受けております。そのほかにサポートしている相談員は、男性の職員が2人と、併せて非常勤の女性の職員が2人おまして、女性専門相談員が応じられない時は非常勤職員の女性に対応できますし、直接支援、弁護士等に相談に行ったり、警察に付き添いしたりと、今のところはこれで対応している状況でございます。

【山田(朋)委員】 専門の女性の職員が1名と、犯罪被害者支援センターの中にあるので、男性が2人と女性が2人いらっしゃる。同じスペースの中でやられているので、専門の方が電話を受けていたら、電話回線は1つしかないから、ほかの人が取ることはできなかったですかね。例えば、女性専門相談員が出かけている時は女性の非常勤の職員が電話を取る、とにかく女性が対応していると理解をしいですね。

今は足りているかもしれない。でも、私は、今後、今の体制で本当に足りていくのかどうかというのは、推移をちゃんと見ていただきたいと思っております。

あと、地域別の相談で、どこのエリアが多いかということをお聞きしたいと思います。

【宮下交通・地域安全課長】 地域別の相談件数でございますが、県下21市町のうち長崎市が54件、佐世保市が31件、大村市が20件、諫早市が4件、西海市が4件と県外から8件、離島地区であれば対馬から、行政機関からの相談が1件

と、これは9月末までの報告でございます。

【山田(朋)委員】ほとんど長崎市、佐世保市、大村市、諫早市、西海市ということでありました。離島が1件ということでした。

私は常々、これをまずつくっていただくことが第一とっておりましたので、つくっていただいて本当によかったんですけども、住む地域によって受けられるサービス、支援に偏りがあってはいけなかなと常々思っております。

福島の「SACRA（さくら）」とか岡山の「VSCO（びすこ）」は、県下の産科医と連携をして、こういったサポートの取組をしています。やはり緊急性が必要となる性被害ですので、離島に住んでいる方の相談が、行政を通して1件しかなかったということでもありますけれども、街部だけでこういう被害に遭うという話では絶対にはないと思います。

以前お尋ねをしたら、振興局とか保健所とかでサポートをすると聞いておりましたが、実際にそういった事例はないように思いますので、こういう離島の方々に対してどのような支援を今後行っていくのか。離島に住まわれる方々にも、こういったものがあるんだよということをもっとアピールする必要があると思いますが、どのように考えているかをお聞かせください。

【宮下交通・地域安全課長】ただいまの委員のお尋ねは、離島支援の在り方のところでございますけど、原則、離島地区でもこういうふうな性暴力の関係の支援をするような事案が発生した場合は、サポートながさきの専門相談員が現地に赴いて支援に当たると。

ただし、天候等の関係でどうしても行けない時にはどうするかと。事案が切迫して性急事案と、これは警察が介入しなければいけないというふうな事案は、当然地元の警察署に女性の被

害者支援要員もおりますので、そこで対応をしていただくと。

どうしても、そういう警察の対応じゃなくて支援が必要という場合はどうするかということですが、今、対策を考えているところでございますが、先ほど委員がおっしゃいました保健所の職員とか、保健師とか、そういうことも今は念頭に入れて関係部局と協議をしております。やはり体制に伴うところとか財政の面がありまして、若干話が進んでいない、まだ検討中ということで、鋭意検討中でございます。

離島4島の支援体制をつくるために、このところの対応の検討を現在行っている状況でございます。

【山田(朋)委員】財政面の話をされましたけど、ね、課長、財政とかは関係ない話なんです。わかりますか。体と心に一生残るような傷、本当に大きな傷をね。

私こそ逆差別になるかもしれないけれども、私は常々、女性じゃないとわからないことが大きくあると思います、この件に関してはですね。やはり課長には、そういった気持ちに立ってほしいです。課長は男性であられます。男性だからだめだということはもちろん申し上げませんが、やはりもう少し。お金じゃない、お金の問題じゃないんですよ、こういったことというのは、これは女性しかわからないと思いますけれども。

いろんな問題があって進んでいないかもしれませんが、離島に県民の半分は住んでいる、半分ももういないですかね、本県は離島を有する県でありますので、やはり離島に住む方々にも同じような支援ができるような体制をとらないといけないと思っておりますから、そこは本当に一生懸命に取り組んでいただきたいと思

ます。

現実、産科医の先生にお聞きをしたことがあります。入院施設がある病院であれば、緊急対応をやっていると。性被害に遭った人が直接来たら、2時間、3時間かかると、いろんなことをしてですね。サンプルをとったり、検査をしたり、いろんなことで今も対応しているという話を聞いております。

だから、犯罪被害者支援センターで、サポートながさきで第1回目の電話を受けていただくのはもちろん必要だと思っておりますけれども、平日の昼間の時間しか開いていませんので、入院施設のある産科は、先生なり助産師さんなり、誰かが必ずいますから、産科医が取り組んでいただければ、産科医がいないところもあるけれども、県内どこもほぼ緊急対応ができます。そういった、もっと身近に行ける環境を、ネットワークをしっかりとつってほしいと思います。課長の見解と部長の見解を求めます。

【宮下交通・地域安全課長】ただいまの委員のご指摘を受けまして、早急に対応をとるようということで話を、検討を進めてまいりたいと思います。

【吉浜県民生活部長】この課題は、大変重要な問題だと考えております。

センターにつきましては、この4月に、さまざまな関係者の皆様のお力添えを得て立ち上がったところでございます。実際に立ち上がってまだ9カ月ということで、運営上も、恐らく今出てきている課題等々ございますので、そういった課題について一つひとつ丁寧に、お話も聞きながら対応していきたいと考えております。

【山田(朋)委員】早急に取り組んでいただくということと、今、課題が当然出ていると思いますので、そういったものを整理していただいて。

私をご提案申し上げたように、既に産科でも取り組んでいただいておりますので、きちんとしたネットワークをつくって、被害に遭った方はそういったことができるんだよということをもっと知らせる仕組みをつくっていただきたいと思います。

私が行きました、福島県の「SACRA（さくら）」とか岡山の「VSCO（びすこ）」とか、そういったところの取組も参考にしながら、24時間、365日、こういった犯罪は起きますので、支援ができる体制を、本当に県民生活部でしっかりと制度をつくっていただくことをご要望申し上げます。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【友田委員】人権教育・啓発基本計画についてお尋ねします。

先ほど、長崎県人権教育・啓発推進懇話会での議論についてはお聞かせいただきました。確認をしたいと思うんですけど、長崎県がつくった「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」にかかる取組を入れるべきではないかという委員の指摘によって追加したということですか。そこを確認させてください。

【古瀬人権・同和対策課長】昨年6月定例会でしたか、県の条例に関しまして知事が、まだ一般県民に対して広く周知されていないというような答弁を行いました。

私ども、人権に関する研修会や講演会を行っておりますが、そういった中におきましても、やっぱりまだ条例の中身をご存じない一般の県民の方が多くいらっしゃるというふうに感じておりました。

そういうことで、今回、委員から意見があったからということではなくて、これはやはり課

題というふうに捉えておりましたので、今回の改訂の中で改めてそこを強調して取り組んでいこうと。もちろん委員からの意見もございましたけれども、これは本来もう少し取り組んでいかなければいけない課題ということを踏まえて、この中に入れたところでございます。

【友田委員】結果的には入っているのですが、いろんな議論の積み重ねの中でこの素案ができてきたということについてはわかるんですけど、この時点で懇話会に出されている内容と、私どもが手元に持っている資料は修正を加えられたものだと思っているので、事前にどういうものがわからないんです。

あの条例を前期の県議会で超党派でつくっていく過程で、最初に積み上げていく段階で、県の内部にもいろんな意見があったんですよね。条例のハードルが高すぎるというような意見とか、この表現では、実際にやっている中身と目指すところが違うとか、そういうところがあって、いろんな調整のもとでこれができているものだから、県の人権の計画をつくる上では、しっかり尊重して、成立している条例の考え方をきっちりこの中に盛り込んでもらうのが大事だと思うものですから、そのあたりを尋ねたいんです。

条例は、いろんな関係にまたがっていますよね。教育庁から福祉保健部から産業労働部から、いろんなところにまたがっていますよね。あの条例をつくる時に、まさにそういった関係部局にずっと意見を聞いて作り上げていったんですけども、今回のこの計画をつくる上でも、そういった手続は十分に行われてきたのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

【古瀬人権・同和対策課長】この計画の改訂に関しましては、いろんなほかの部局に関わって

いる問題でございます。そこを取りまとめるのが私ども人権・同和対策課の使命というふうに考えておりますので、関係部局との協議は、この間ずっと外部の委員の意見を聞くと同時に、関係部局も一緒に同席をいたしまして、ともに協議をしてきたところでございますので、この改訂に当たりまして改めて各課においても、この計画の精神にのっとり、今後、業務を推進していくものというふうに考えております。

【友田委員】正式には来年2月の定例会での確認ですから、今後もしろんな議論をしっかり深めていただいて、課長がおっしゃるような取組が充実するように要望しておきたいと思います。

平成29年度の取組の中で幾つかお尋ねします。

重点戦略の素案についての説明があるんですけども、H A C C Pの関係です。確認をしたいのは、「H A C C P 導入型基準の義務化」と書かれているんです。H A C C P 導入型基準と、通常我々が何となく漠然と認識しているH A C C Pとは、どう違うんですか。

【本多生活衛生課長】食品衛生法で、条例で定めている管理運営基準の中に、これまでのH A C C Pを用いない衛生管理の方法とH A C C P方式を用いた衛生管理の方法が、この4月から改定になりまして選択制になっております。H A C C Pを選択するか、これまでどおりのやり方で衛生管理をするのか、その選択制になっている部分が、ここでいいますH A C C P型衛生管理が義務化されると、そういう意味で使っております。

【友田委員】来年度に向かって講習会を実施するというんですけど、生活衛生課長が把握しておられる中で、H A C C P型基準の義務化適用を受ける食品衛生管理の企業というか店舗は、

県下にどのくらいあるとお考えなのか。

そして、義務化を受けるのであれば、それをちゃんとクリアしなきゃいけないわけですね。そういった方々の適切な対応が現時点で可能なかどうか、このあたりも把握しておられればお聞かせください。

【本多生活衛生課長】対象企業、対象業種と言ってもいいと思うんですけども、これは製造業、飲食業、販売業、全てでございます。ですから、数といたしましては、許可の数ほど対象があるということでございますけれども、HACCPの基準の中身をどこまでというか、製造施設につきましては規定どおりのHACCPになってくると思うんですけども、飲食店については必要な部分だけのHACCP、販売店についてはもっと絞り込んで必要な部分が少ないものになってくると、そういったところでのHACCP適用ということで国は考えて検討をされているように聞いております。具体的な中身につきましては、まだ検討途中と国もお話をしておりますので、年度明けてからの話になるのかなとは思っています。

対象業種につきまして、今のところ県では7,300といったところを想定しております。

【友田委員】来年度の取組なので、ぜひ、そういった業種の皆さんが、積極的にこの導入に向けて取組が深まるようお願いしたいと思います。

先般、本委員会の県内視察で諫早の施設を見せていただいた。私は以前から、HACCPを取った付加価値がないと、導入して苦労される業者の皆さんが大変じゃないかという話をしてきましたけれども、あの時に課長とお話しする中で、HACCPを導入することによって、クレームが非常に少なくなると、クレームが少な

くなって、クレームに要するコストというか労力を少なくできるのは付加価値が上がったことだと思うとお聞きして、なるほどなと思ったんです。一つクレームがあれば、クレームに対して謝罪をして、時間をかけていくということがありますね。HACCPを取ることによって少なくなるということは、私が以前から言ってきた付加価値につながるんだろうと思うんです。

こういったことは、講習会とかでどんなふうに説明なさっているのか、少しご紹介いただけませんか。

【本多生活衛生課長】HACCP導入につきましては、概念的にお金がかかるとか、あるいは手間がかかるという部分が認識としてございましたので、HACCPを導入することによってメリットが出てくるのかというところでは、施設面の改修が必要なところもございましたけれども、基本は衛生管理ですので、人の管理、マニュアルづくりとか、そういったところでかなりの部分を補うことができるというふうに考えております。

クレーム対応につきましてもHACCPの重要な取組の一つになってきますので、これを取り組むことによってクレーム対応のマニュアルができ、一定安定した、統一した対応をとることができる。

併せて、当然品質が上がり、ばらつきが少なくなります。こうした状況の中ではクレームも減り、ロスも減ってくるということで、メリットがあるんだということは強く強調しながら、これまでも講習会を実施してきたところですけども、今後もこういった流れの中で、より詳しく講習会の中で説明を加えていきたいと考えております。

【友田委員】わかりました。

その下の消費者行政活性化事業の中で、適格消費者団体を目指すNPOに対して支援を行うということです。事前にお聞きすると、既に一つのNPOが、この資格を取りたいということで動いておられるので、それは必要なことから支援をするということです。

県下のこうした消費者相談を受けるNPOは、来年度に適用を受けようと適格消費者団体の認定の取得を目指しているのが、ほかに今のところ動きはないのかどうか。今回、県が支援をすることによって、ほかの団体が自分のところも受けたいと言った時に、同じような対応ができるのかどうか。

先ほどの山田(朋)委員の意見ではないですけども、こういった消費者行政も県下にいろいろ点在しているものですから、1つだけではなく、県下をくまなくできるような対応が必要だと思えるものですから、そのあたりについてお聞かせください。

【永橋食品安全・消費生活課長】委員のご指摘がございました適格消費者団体は、全国に今、14ございます。東京が2つ、あとは各県に1つという状況でございます。基本は各県に1つずつというようなことで動いているところでございます。

そういう中で本県では、今年の1月、消費者被害を防ごうということで、弁護士の方たち、司法書士の方たち、それと県と市の消費者の相談員、こういう方たちが中心となりまして、このNPO法人を立ち上げました。

適格消費者団体という認定を受けるには、概ね最低でも2年ぐらいは活動実績が必要となっております。その活動と申しますのは、消費者からの相談とか、消費者教育とかです。

適格消費者団体になって何が一番メリットに

なるかということ、差し止め請求というものになるんです。差し止め請求は適格消費者団体にならないとできないんですが、その前の申し入れ、悪質商法といわれるところへ、やめてくださいと申し入れる、そういうものの積み重ねをやられた結果として、2年なり3年で申請して、国からの認定がおりるといような条件になっております。

現在、弁護士さんも、県内の弁護士さんの中で消費者行政に明るい方たちが入っておられますし、県・市の相談員もほとんどの方が参加されているということで、県下で一つということで今は動きがっております。

【友田委員】承知しました。来年度の予算質疑の中でも十分、これについては興味を持っておきたいと思えます。

平成27年度の決算審査の時に、県民生活部が実施された暮らしやすさ指標と、書籍で出されている幸福度との格差について、部長からも今後検討したいというお話がありました。

先般、統計課から、その検討結果について説明を受けて、なぜそういうことになったのかということについては一定理解はしたんですけども、予算決算委員会で聞いていたものですから、なぜ、書籍で出ている幸福度は40番台の下の方なのに、長崎県が独自でやった暮らしやすさ指標は1位なのかということについて、改めて統計課長から説明を求めたいと思えます。

【松尾統計課長】幸福度ランキングと申しますのは、一般財団法人日本総合研究所という民間の団体が、2012年から1年おきに調査、公表しているものでございまして、今回は3度目でございます。全部で65の指標に基づいて各県の順位づけを行っておりまして、今回、長崎県は43位でございました。

暮らしやすさの順位と比べると大きく差が生じておりまして、その結果の相違というものについて調べましたところ、やはり視点、いわゆる切り口に大分違いがあるのではなからうかというふうに思われます。

と申しますのが、我々が作りました暮らしやすさ指標というのは、暮らしやすいという視点に特化したキーワードを集めまして、県庁の全部局において指標を収集しております。これは、まちの姿とか長崎県の実生活環境というものにスポットを当てたものがほとんどでございます。

一方、幸福度の指標の多くは、基本指標というものが5つございまして、県民所得、財政健全度、投票率といった地域の経済活動とか社会活動といった状況を示す指標とか、そこに暮らす方の個人の行動とか、状態に現われるものを計っている指標が多くございまして、健康とか教育とかという同じような名前の分野ではございましたけれども、切り口が大分異なっており、その多くが暮らしやすさ指標とは異なったものであり、重なるものが少なかったということでございました。

【友田委員】私も、あの資料をいただいて見て、切り口が違えば、こんなに差が出るのかなと思ったところでした。

一つひとつ、しっかり分析をされていて、これは同じ指標を使っているとか、同じ指標だけれども統計の年次が違うといったものとか、全くこれは長崎県のほうでは考えていなかったというのが分けられて、こういうふうになると、こんなに違うんだなというのがわかったんですけども。

それぞれに県民というか国民に発信するうえでは、あの幸福度ランキングというのは非常に

発信力が強いんですよね。インターネットのトップページに載っていくようなものですから、多くの国民の方、県民の方が目にしているわけですよ。少なくとも長崎県の方は、長崎がどんな順位だろうと見るわけです。この発信力って非常に大きいものだから、それに対して、長崎県が暮らしやすさ指標をつくって、1位になったのは長崎県なんですよと言っても、なかなかそれを打ち消せないぐらいの発信力が向こうにはあるわけです。

今後、長崎への移住とか、あるいは県外に出た若者を県内に呼び戻すUターン施策だとか、Iターン施策を行う上では、長崎県の暮らしやすさ指標は、もっともっとしっかりアピールしていく必要があると思うんです。

先ほどおっしゃった幸福度ランキングとの違い、なぜこんなに違ったかということをお県民に何らかの媒体で知らせていく考えがあるのかということと、暮らしやすさ指標をせっかくつくったんだから、もっと県民に広く知らせるようなすべとして何か考えておられるのか、お尋ねします。

【松尾統計課長】幸福度指標との違いを個別に研究をしたわけでございますが、県としては、特定の一つの指標に対応して、長崎県の暮らしやすさがどうですよというお話はなかなか難しいところがあるかと思っておりますので、今回の点を踏まえてホームページに、長崎県の暮らしやすさ指標の概念と申しましょうか、こういう観点で長崎県の暮らしやすさ指標をつくりましたということをお、少し追加をしてホームページを修正させていただいたところでございます。

それから、今後の使い道につきましては、県の政策企画課、あるいは雇用労働政策課のNなびにリンクをはって積極的にPRをしていただ

いているところでございますが、使い道については、先ほども申しました政策企画課で検討していただくということで役割分担を決めていますので、こういうお話がありましたということは伝えておきたいと思います。

【友田委員】一つの本に、あまりに県が、そのことに対してというのはいかなものかという課長の答弁も、それはそうだなという思いはしますね。

ただ、47位の都道府県も、どこかはあえて言いませんけど、本当にいいのかなと思うんですよ。下位にランキングされたところは、「いや、そうじゃないよ」と言いたいと思うんですよ。こういったことって、誰かが尋ねれば聞くんでしょうけど、どうなんですかね。

私は、長崎県が独自に統計を積み上げて出して出した指標が全国で1番になったのに、切り口が違うと言いながら、これだけ差があると、やっぱり何か反論したくなる気がするんですけど、どうなんですかね。それを完全無視でいいんでしょうかね。全くそういう取組をしていないのであれば、指標をつくったりしていないのであれば、「ふーん」というふうにできるのかもしれないけど、あまりに差があるものですかね。

長崎県で取り組んだら、これはあくまでも切り口が違うんだよと、課長がおっしゃった、こんな概念でやれば1位なんですよと、その辺の取組をもう少し発信していいような気がするんですけど、部長、いかがですか、この辺は。

【吉浜県民生活部長】先ほど統計課長から答弁がありましたとおり、切り口が違うということでございます。私どもとしましては、この暮らしやすさ指標を、移住の対策とか県内定着の促進の関係で積極的にPRさせていただいている

ところでございます。

予算決算委員会と今回の委員会でもご指摘いただきましたので、この暮らしやすさ指標をどういった観点に着目してつくっているかということを変更して、今日の意見も、移住であれば企画振興部、県内定着であれば企画振興部、あるいは産業労働部になりますので、そういった担当部としっかりと情報共有をして、我々の暮らしやすさ指標というのは、こういうところに着目して、こういうところがいいところなんですよということを変更して、その対象の方に伝わるような工夫を考えていきたいと思っております。

【友田委員】ぜひ、しっかりと伝わるような取組をお願いしたいと思います。

暮らしやすさ指標も、一定のデータに基づいてやりましたよね。基礎としたデータそのものは更新していきますよね。ですから、暮らしやすさ指標も、例えば平成二十何年のまま止まるんじゃなくて、ちゃんと前進しながら、そのデータを使いながら更新して、ずっと1位が保てるような状況を我々もとらなきゃいけないと思うし、担当部局も、年度で一度つくって、その時点でとどまることなく更新しながら、その状況確認をやっていただきたいと、このことを要望して終わります。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【大久保委員】私は、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進ということで、2点ほどお尋ねしたいと思います。

最近では、よく新聞報道でも目にするんですけど、特殊詐欺、昔はオレオレ詐欺といっていましたけど、非常に巧妙になってきているということで、しかもそれが非常に遠いところの話ではなくて身近なところで、県内でよく発生し

ている報道を目にするわけです。

県内の特殊詐欺の被害状況をざっとお知らせいただけただけなら幸いですけど、いかがですか。

【宮下交通・地域安全課長】委員のお尋ねの長崎県における特殊詐欺の認知、被害状況につきましては、平成27年の県警統計で、認知件数が150件、被害額が約4億5,000万円ということでございます。特に65歳以上の高齢者は96件、被害額が3億3,800万円に上っております。特殊詐欺被害全体の64%という状況でございます。

そして今年、平成28年10月末現在における被害状況につきましては、認知件数が74件、昨年同期と比較しましてマイナス40件、被害額は約1億320万円、前年同期比で約2億8,900万円の減少になっております。65歳以上の高齢者の被害につきましては、認知件数が55件、昨年同期比でマイナス15件、高齢者の占める割合は74.3%です。被害額が8,095万円と、これは昨年と比べて2億3,100万円の減少となっております。これは全被害額の78%ということで、高齢者の被害が目立っております。

【大久保委員】高齢者が多いということですね。そして、非常に件数、被害総額が大きいということがわかりました。

昨年に比べて今年の件数、被害総額がかなり減っているということは、県の取組が県民の皆さんにも大分、啓蒙といいますか、いろんな情報が周知をされたのかなという気がいたします。

昨年は、たしか各地区で警察の方が、老人会あたりを対象に、いろんな講話をされていたと思うんです。やはりそういう効果があったのかなと思いますけど、そこらあたりはどういうふうに分析されていますか。

【宮下交通・地域安全課長】昨年と比較しまし

て相当、件数、被害額とも減っているということで、主に県警の取組において、劇団をつくったり、いろんなところで講習をしたり、老人会の会合等に行ってお話を、交番の方とか駐在所の方でも広くやっていたらと、そういうふうな日ごろの活動が被害の減少につながっているものと思います。

当課といたしましては、長崎県安全・安心まちづくり条例の第6条で推進体制がありますけど、犯罪のない安全・安心まちづくり推進会議の事務局をもっております。55の機関、団体がいるわけですが、この会議におきましても重点課題ということで取り上げて、皆さんと一緒に取り組んでいくということで申し合わせもしているところでございます。

今後、様々な広報媒体等を活用して、この特殊詐欺の撲滅を図りたいと思っているところでございます。

【大久保委員】ぜひ継続して活動していただきたいと思います。

昨年は、たまたまかもしれませんけど、私は諫早市内で3回、同じ講演を聞きまして、今年あまり聞く機会がなかったの、回数が減ったのかなという気がします。

高齢者の方は、一度そういうのを周知しても、時間がたつと忘れて、特殊詐欺というのは突発的にきますから、即座にわからずに騙されるというケースもあるでしょうから、しっかりと継続してやっていただきたいと思います。

それから、昨年の講話の時に、特殊詐欺と一緒に高齢者ドライバー、交通事故の関係の講話も多かったですね。これもやっぱり今は大きな問題なのかなと思います。

昨日は、県交通局の論議の中で、免許返納者に対する社会実験ということで報告がありまし

た。高齢者のドライバーの事故が非常に多くなっている。今後、事故の加害者にも被害者にもさせないという意味でも、どういうスタンスでおられるのか、そこらあたりをご説明いただきたいと思います。

【宮下交通・地域安全課長】委員からご指摘がありました高齢者の交通事故問題は、県でも社会問題化していると、国を挙げての課題となっている状況でございます。

まず、統計的な話でございますが、10月末における高齢者の事故発生件数が1,408件ということで、去年と比べればマイナス158件です。負傷者が945人、これも67人減っている状況でございます。

残念ながら死者数は26人で、10月末でいけばプラス3人と。この26人につきましては、全死者数が34人で76.5%と。一時は8割近くなった時もあります。最近、ここ5年間ぐらい、高齢者の占める割合が高くなっており、去年は68.9%でございました。

状態別の内訳、つまりどういう形で亡くなっているかという死亡事故の内訳でございますが、運転中が13人、これは去年と比べて9人多くなっております。歩行中が8人、去年から比べればマイナス7人。同乗して亡くなった方が3人で、自転車が2人ということで、今年の特徴といたしましては、運転中の事故が多くなっております。去年は歩行中、道路を横断中にはねられる人が19人いましたけど、今年も運転中の死亡事故が多いです。

こういうふうなことを受けまして、県といたしましては、県警も力を入れて高齢者対策に取り組んでいるわけでございます。

私どもの取組としては、「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業ということで、高齢

者に特化した事業を行っております。

まず1つ目は、高齢の運転者対策といたしまして、高齢者の参加体験型講習会と。昨年に交通死亡事故が多かった4地区を選定しまして、離島地区は五島、江迎、雲仙、西海市で、高齢者を集めて40～50人の体験型、自動車学校において乗車させて認知行動力の低下を自覚させるとか、横断歩道の渡り方とか、そういうことを体験講習させて、それを地域に持ち帰って高齢者の事故防止に努めていただきたいということでやっております。

それと、委員からお話がありました運転免許の自主返納を勧めております。平成26年が2,000人ほど運転免許の返納があり、去年が3,000人、今年もそれを上回るような勢いです。

しかし、その反面、買い物とか病院に行く公共交通機関、移動手段を確保するということが、現在一番問題になっているところです。この手当てをどうするかということも課題になっている状況でございます。

あとは歩行者対策です。反射材の普及ということで、手広く反射材をいろんな研修、会合等で配布している状況でございます。

あとは県民への広報、啓発ということで、今年も川柳と標語を募集しまして、1,200点を超える応募がありました。これを間もなくNBCラジオで、来年3月末までCMを放送して注意喚起を促そうということです。

その他、交通安全母の会、8万3,000人の組織があるんですけど、その皆さんの知恵をいただいて、連携して、この前は交通安全キャラバンとか、3世代交流、高齢者、子ども、お孫さんを百数十名集めてフェスティバルを長崎市の稲佐小学校でやっている状況であり、様々な取組をやっている状況です。委員がおっしゃいまし

たように、加害者とか被害者にさせないためにということで、高齢者の運転事故防止に当課は積極的に取り組んでいる状況でございます。

【大久保委員】前年度に比べて減っているということは、さまざまな取組の成果が出ているんだろうと思いますけれども、ゼロではないので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

私の個人的には、ある程度の高齢になれば免許を返納していただきたいと思います。しかし、それは強制できませんので、自主返納を勧めるという形で、同時に何がしかのインセンティブを与えないといかんのかなというふうに思っております。ちなみに私は父には、免許の更新の時期に、もうやめたらということで返納を勧めまして、そうになりました。

交通・地域安全課長の説明の中で、運転中の事故が増えているというのは、何ですかね、やっぱりブレーキ、アクセルの踏み間違いですかね。

【宮下交通・地域安全課長】高齢者の運転中の事故の原因というところは、わき見、ぼんやりが一番原因だと思いますけど、やはり高齢者、65歳以上になれば認知行動力が低下しますので、アクセル、ブレーキの踏み間違いもあろうし、左右を確認しなかったというふうな状況もあります。また、死亡事故に若干絡んでいるんじゃないかなというのが認知症ですね。認知症のちょっと進んでいる方も、影響していると思うんですけど。

高齢者の運転免許保有者数、65歳以上が18万7,000人位です。70歳以上が10万1,000人位います。今後ずっと右肩上がりに伸びますので、まだまだ高齢者の事故は増えるのではないかと考えている次第でございます。

【大久保委員】技術的な話でして、所管は恐ら

く県警本部になるかなと思うんですけど、よくブレーキとアクセルの踏み間違いというのを見るんですよね、事故者のコメントでですね。

今現在、私たちも運転する時に、右足でアクセル、ブレーキも右足ですよ。それは、恐らく昔、変速ミッションの時代に、左足でクラッチを踏む流れなのかなと思ひましてね。

もう今、オートマチックの車がほとんどですよ。私の知る限りでは、外国人はみんな、右足でアクセル、左足でブレーキを踏んでいるんですよ。そうなる踏み間違いがないんだ、なんて言っていました。ゼロじゃないんでしょうけどね。

交通・地域安全課長は警察のご出身でありますので、そこは、警察に戻られてからでも一つの検討課題にさせていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

【宮下交通・地域安全課長】右足と左足のその辺のところ、車両のシステムはよくわかりませんが、いずれにしても、高齢者については間違いが多くなることは確実にございますので、その辺のところもしっかり手当てをしていきたいと思っております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【麻生委員】お尋ねしたいことが何点からありますので。

ホテルとか旅館関係は、生活衛生課の担当ですかね。今、外国人が長崎も含めて多いんですけど、旅館法の関係で、Airbnb（エアビーアンドビー）、インターネットを介しての宿泊関係です。

県内は実は認可が下りていませんけど、実態は県としてつかんでいらっしゃるんでしょうか。インターネットで今、202件ぐらい実際にある

んですよね。

私が知った方で、不動産をやっている方が、貸マンションだとかウィークリーマンション、そういったものを転用しながら、Airbnb（エアビーアンドビー）と連携しながらやっていたらと聞いているんですけれども、これに対して県の態勢、姿勢はどういう形でお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

【本多生活衛生課長】ゲストハウスなどの民泊につきましては、昨年、県立保健所管内で調査をしたところ、離島部分で2件ほどございましたので、旅館業法違反ということでお話をさせていただいて、許可をとる施設もあれば、もうやめられる施設もございました。

それ以外に長崎市内とか佐世保市内につきましては、県としては把握をしておりますけれども、厚生労働省で全国調査を実施して、数字はまだ上がってきておりませんが、一部新聞報道等では長崎県内の数も出ているようでございますが、保健所等での把握はございません。

民泊の推進につきましては、今年、最終結果がまとまりまして、規制改革会議の中でまとめが出ております。新たな枠組みということで、旅館業法とは分けた形で法的整理をしていくという方針が出されております。今年度内に国会に法案を提出するという運びのようでございます。

県といたしましても、実態としては把握をしておりますけれども、厚生労働省の調査の数字がいずれ提供されると考えておまして、法が施行されるまでは、宿泊をさせて料金を徴収するというのは旅館業法の所管になりますので、適切な対応をしてみたいと考えております。

【麻生委員】実態を把握していないという話を

されますけど、今、インターネットでAirbnb（エアビーアンドビー）で202件出てくるんですよ。それが、旅館業法の設定で無許可の状況でやっている、野放しになっているわけですね。そこら辺の安全・安心とか、県民の安全を守るとかと言われていましたけれども、まさにトラブルが起きる要素がここにあるわけです。

国はまだ特区で認めているだけですよ、Airbnb（エアビーアンドビー）はね。だけど今、全国で2万件以上にもなっているという報道もなされているんですよ。もちろん、世界各国ではこのAirbnb（エアビーアンドビー）が大きな状況で、ヨーロッパなどは、なかなかホテルが高いので宿泊するんですよ。

長崎も実態があるわけですよ。県としても許認可をしている中で、実態をつかんでいないんですよなんて話を、片方では安心・安全をやりやすよみたいな矛盾した状況があるということ自体が私はおかしいんじゃないかと。

できたら、早期にAirbnb（エアビーアンドビー）の状況を含めて、旅館組合の皆さんと対策をしっかりととるべきじゃないかと思っておりますけれども、生活衛生課長、どうですか。

【本多生活衛生課長】202件がネット上で確認されるという話でございますけれども、保健所としましても、宿泊施設につきましては旅館業法の適用になるということで、ネットの確認はしております。ただし、ネットの中の住所では見当たらないものもあるというふうに聞いております。

県としましても、ネットの確認とか、情報収集を引き続き実施して、その上で違反がある場合には適切に対応していきたいと考えております。

【麻生委員】ネットでの確認がなかなかとれない、住所がわからない、そういう中で実態がつかめないということでありました。これはまだ法の改正はなされておりませんから、ゲストハウス関係の状況については今言われましても、県としてどうするのか。

私は、Airbnb（エアビーアンドビー）も、ある意味では宿泊環境を伸ばす要素があるから、長崎市内の一部を特区にすることも活性化になるんじゃないかと思っているんですよ。だから、きちっとした法整備の中で、どういう形があるのかということもぜひお願いしたい。

既存のすみ分けの形で、旅館組合の皆さんがおられます。ちゃんと設備をして、消火設備をやっておられる人たちのすみ分けをどうやるのかということも、生業がちゃんとなっていくような仕組みをぜひお願いしたいと思うんです。

ぜひ部長にお願いしたいのは、そういう実態が今、並行してあるんですと、どうするかということ、安心・安全の状況も含めて言われておりますので、双方から調査して、今後の流れはどうするかということについてご検討いただきたいと思うんですけれども、お考えはどうでしょうか。

【吉浜県民生活部長】現在、民泊につきまして、先ほど課長から答弁がありましたとおり、6月に国で検討委員会の答申をまとめたところでございます。それを受けまして、答申でございまして、まだ大枠的なものでございまして、今は制度の詳細につきまして、まさに法制化に向けまして、恐らく国の関係省庁で詰めているところでございます。

その内容につきまして年度内、恐らく2月とか3月になるのではないかと思いますけれども、その段階で法律、詳しい制度概要が出てくると

思いますので、そういったものを踏まえまして、さまざまな観点の検討が必要になってくると思いますし、またその内容自体、県庁の中でもさまざまな部局が関係してくると思いますので、そういった中で内容を踏まえてしっかりと、対応ということもよく考えてまいりたいと思っております。

【麻生委員】ぜひ県で検討していただいて、宿泊観光の流れが、国はインバウンド4,000万人ということで検討しているわけですから、ぜひそういう環境を整えていただきたいと思います。

次に、県民生活部が出している平成29年度の重点政策の中でお尋ねしたいと思います。

新規事業で犬・猫殺処分の半減を目指すということですが、今、実態はつかんでいらっしゃるのかどうか。

市町によって違うと思いますけれども、地域猫ということで市民ボランティアさんたちが取り組まれています。そういったことについても一部把握されていると思います。活動の状況について、どういう活動をされているのかという実態について把握されているかどうか、お尋ねしたいと思います。

【本多生活衛生課長】殺処分の状況でございますが、平成27年度が4,300頭程度でございます。殺処分が多いものにつきましては、飼養困難な離乳前の子猫。猫の割合が9割、その中でも離乳前の子猫の割合が、犬・猫合わせた全体の65%でございます。目の開かない猫の割合が65%程度でございます。

先ほど委員から地域猫の話がございましたけれども、地域の中で野良猫として餌をやられているものにつきましては、適正な管理が必要でございます。家庭であれば不妊・去勢ができますけれども、地域の中で野良猫として扱われて

いるものについては不妊・去勢がされておりませんので、年に2回子どもを産みます。それで不幸な猫がどんどん増えてくるということになりますので、地域猫活動を通じまして不妊・去勢をしながら、地域の自治体、ボランティアさんの協力の中で管理をしていき、数を自然に減らしていくというふうな取組を昨年度から実施しております。平成29年の施策の中でも、そういったものを拡充しながら、さらに推し進めていきたいと考えております。

また、ボランティアさんの活動につきましても、県内に17の動物愛護関係のボランティア団体がございます。譲渡活動をされている方、地域猫活動をされている方、いろいろございますが、まだまだ数も少ない。そして県との協働、市町との協働に慣れていない方もいらっしゃる。そういった中で、地域で9協議会を開催しております。地域ごとの課題をボランティアさんと洗い出しながら、地域の実情に即した猫対策、あるいは不妊・去勢対策、そういったものを実施していきたいと考えております。

【麻生委員】長崎市も実は、地域猫の問題を含めて避妊施策を補助事業でやっておりました。3年ほど前から手掛けてきて、予算も年々、400～500万円つけています。

殺処分の減というよりは、猫の増加を含めて、地域では糞尿で猫を嫌いな方もおられるんです。また、高齢の方が猫をペットとしてかわいがられている状況が多数見受けられるんです。

ぜひ、市町と協力していただきながら、猫の半減、適正管理について、県がしっかり指導をしていただけるよう要望したいと思います。

今後のスケジュールを県としてどういうふうに進めようとするのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

【本多生活衛生課長】不幸な犬や猫を減らす協働プロジェクト事業につきましては、平成29年度からの事業ということで予算を要求しております。地域猫活動事業を200頭程度、県内各地で。長崎市、佐世保市、長与町は補助事業がもうございますので、それ以外の地域ということで考えております。

それから、動物愛護推進員が地域ごとに数名いらっしやいまして、県内に22名いらっしやいます。この数をさらに増やして、地域猫活動にも協力をお願いして、動物愛護を推進していきたいということで研修会等も考えています。

それから譲渡促進、間口を狭めるだけではなくて、入り口を狭めるだけではなくて、譲渡を広げて行って殺処分を減らしていく必要がございますので、合同譲渡会を、ボランティア、市町、県で協力しながら、計画的に年6回程度、各地で開催していきたいと考えております。

あとは、インターネットを通じた「ながさき犬猫ネット」というサイトがございまして、月に2万件ほどのアクセスがございまして、こういったものを活用しながら譲渡を促進していきたいと考えております。

【麻生委員】17のボランティア団体があって、今後、市町の補助事業がないところで200頭程度やるということです。

お願いしたいのは、ボランティア頼りではなくて、行政がきちとした形でやっているんですよと、そして、ボランティアさんたちが頑張っているところについては、ボランティアの発表大会などを県が主催してあげて、相乗効果をもってやったということをぜひお願いしたいということがまず1点。

あと1点は、ボランティアさんは日ごろは仕事をしていらっしゃるの、土日に、そういう

イベントだとか研修会をぜひやっていただきたいと言われておりますので、その点については要望としておきますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それと、食品衛生の問題についてお尋ねしたいんですけど、有害鳥獣のイノシシの関係がありましたね、ジビエ料理。シカもそうです。これに伴うのは食品衛生の問題だと思うんです。獣医師さんがおられて、きちんとした解体をすることがいいんでしょうけれども、今後は、殺処分もしていく中で、有害鳥獣に対しての適正管理、そして食肉流通の管理としての衛生管理の徹底、そういったことについてはどういう形で進めようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【本多生活衛生課長】野生鳥獣をジビエというふうに呼んで、活用ということで食肉に用いられております。数としては、まだ割合は低いと考えておりますけれども。

その衛生対策につきましては、生、または加熱が不十分なシカとかイノシシの野生鳥獣の肉を食品に供しますと、E型肝炎とか、腸管出血性大腸菌とかといった食中毒のリスクのほかに、トリヒナとか肺吸虫といった寄生虫による感染のリスクもございます。

厚生労働省、農林水産省では、捕獲、処理、各段階における衛生のガイドラインを出しております。県も、そういったガイドラインを県版にまとめまして各保健所に通知をし、衛生管理の徹底について周知をしているところでございます。

県内での処理状況でございますが、イノシシの解体処理施設が8施設、シカのための施設が1施設、イノシシとシカの解体処理施設が3施設、計12施設が現在稼働しております。今後計画中

のものもございますので、野生鳥獣の肉の活用は衛生的に広がっていくというふうに考えております。

【麻生委員】私は、ジビエ料理が広がることは一定いいかと思っておりますけれども、牛とか豚については食品衛生管理が厳しく徹底されている中において、ジビエ料理がいいんだという形になっても衛生管理がされていないと、病原体だとかE型肝炎だとか、いろいろと大きなリスクもあると思っておりますので、しっかりと徹底して、こういう課題があるんですよということも並行してやっていく。生肉は食べないとか、そういうことをやらないと衛生管理の状況で違ってくると思っておりますので、ぜひ、獣医師さんを含めてですね。

いろいろないい面もありますけれども、リスクもあるということで、解体処理の在り方もきちっとガイドラインをつくって、徹底をお願いしたいと思います。この点については要望としておきます。いいですか、お願いしておきたいと思えます。以上です。

【中島(浩)委員長】ほかに、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時50分 休憩

-----  
午前11時50分 再開  
-----

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。これもちまして、県民生活部関係の審査を終了いたします。

午前の審査はこれにとどめ、午後1時30分か

ら請願の審査を行います。

しばらく休憩します。

-----  
午前 11時51分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。  
これより、請願審査を行います。

第8号請願「石木ダムについて、賛成、中立、反対の立場での公開議論を求める請願」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【堀江紹介議員】 請願8号、紹介議員の一人、堀江ひとみです。

紹介議員であります吉村庄二議員も同席しておりますが、僭越ではあります、私から発言させていただきます。

本請願は、209筆の署名を添えて提出されています。請願人は、県外在住の方です。

春にはたくさんの菜の花が咲き、初夏にはホタルの光に包まれ、夏には冷たい小川に子どもたちが飛び込んで遊び、秋には棚田に黄金色の稲穂がこうべを垂れる。

こんな美しい自然の川原が、石木ダム建設予定地としてダムの底に沈むのは理解できないと、県内外から寄せられる率直な疑問をもとに、石木ダム建設について、公開の場で議論をしてくださいと求めています。ぜひ、ご検討いただきますようお願いいたします。

この後、請願人が趣旨説明を希望しています。

委員長、委員の皆様におかれましては、どうかよろしくようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出がっておりますが、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。  
なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時32分 休憩

-----  
午後 1時38分 再開  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。  
これより、請願についての質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

【麻生委員】 今、必要性がどうなのかということと世代の違いがあるという話がありましたけど、石木ダムについては、利水、治水両面から議論されて、特に今、自然災害、突発的な風水害、**局地**災害が起きている状況で、改めてダム建設の必要性が増しているんじゃないかと思っています。

お尋ねしたいのは、そういう議論がなされていないと言われていましたけど、これは既に現状、多くのデータも出され、また、ダム建設いかなることについて、河川のかさ上げをするのか、ダムを建設するのかということの両面から試算をされたと思っております。こういうことについて、過去の状況を認識されているのかどうかということを改めてお尋ねをしたいと思います。

【中島(浩)委員長】 請願人にですか。

【麻生委員】 そうです。

【中島(浩)委員長】 それでは、休憩をとります。

-----  
午後 1時39分 休憩

-----  
午後 1時40分 再開  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

【麻生委員】ダム建設の必要いかなの事を言われましてけれども、川棚で期成会の皆さん、賛成の立場の方たちが集まって、佐世保市から水道事業の方たちが見えて、佐世保市の水不足について訴えられたという話がありました。私は、そういう声をね。実は拾っていただく、現実、本当に佐世保市の水がどうなのかということも、しっかりと現場に入って聞くことが大事じゃないかと思うんです。ただ単に一般市民がこう言った、ああ言ったというよりは、本当に佐世保市の水の状況を考えて、県民、市民の生活をしっかりと支えてもらっている事業者さんたちが、水道の状況がどうなのかと。

夏の時期に給水制限をしなくてはいけない、高台に水が少ない、降雨量の多い時も少ない時もありますけど、たびたび佐世保市はそういう状況に陥ってきている過去の事例もあると伺っております。この点について、先ほど、市民の声がそうだったと言われましたけれども、そういう声をちゃんと聞かれて、実態を調査する機会もあるわけですから、そういった調査をされているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【中島(浩)委員長】 暫時休憩をとります。

-----  
午後 1時42分 休憩

-----  
午後 1時44分 再開  
-----

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

【麻生委員】 長崎も、平成6年、7年の大渇水で、水道事業で約50億円以上の負債を抱えました。それによって長崎は、水源を新たにいっぱいつくらせていただきました。もちろん萱瀬ダムもそうです。併せて雪の浦ダム、神浦ダム含めて現在、長崎市は、市内含めた多くの貯水の状況をつくってまいりました。これは、長崎市民の長崎砂漠といわれる状況をいち早く、県の

指導のもと、救っていただいたと思っております。そのことによって長崎市は今、毎日使う水の量が約12～14万トンですけれども、貯水量としては20万トン確保している状況です。

佐世保市の渇水の状況的な話が今ありましたけれども、今年は降水量が若干、5月、6月と高かったと思っております。都市経営をする中で水道事業というのは、市民の安心・安全を守らなくちゃいけないと思っているところです。

そこで、土木の皆さんにお尋ねしたいんですけれども、水道事業というのは市民の安心・安全を守る大事業だと私は思っているんです。その中で、今後、河川の状況も含めて、水道の利水をどういう形でですね。また、佐世保市は水が足りない水道事業のことで言われたと聞いておりますけれども、その一端はどうなんでしょうか。行政の側でつかんでいらっしゃる情報があれば、お尋ねしたいと思います。

【浦瀬河川課企画監】 まず、水道事業の計画について話をさせていただきたいと思っております。

利水計画につきましては、佐世保市が、水道法にのっとりまして再評価とか事業認定において、これまでも認めてもらったところでございます。県の事業と同じように、県は治水事業の計画でございますけど、同様にこの計画は、各種法令、基準に基づき適切に算定されていると認識しております。

水道の事業につきましては、長崎市と佐世保市の違いを先ほど麻生委員からご説明がありましたけど、長崎市は今、ほとんどと言っていいほどダムに頼っております。といいますのが、長崎県の地形は、非常に川が短くて海に迫っている。それで保水力が非常に少ないということで、洪水も起こりやすいし、利水も、ためる流域が保水をするキャパシティがないということ

で、結局ダムに頼らざるを得ないんです。

特に長崎市については、地質上の問題から、いろんな場所にダムをつくる場所がございます。

逆に、佐世保市においては、昔の炭鉱とか、地質的に非常に悪いという面がございます、大規模なダムを造るところがないということで、石木ダムに頼っている次第でございます、表流水についても、今、佐世保市はやむなく使っておりますけど、非常に不安定な水源でもございますので、地域からいっても水源が非常に不足しているという状況でございます。

県におきましても、治水、利水含めて、これまでも何度もそこは説明させていただいていると思っておりますけど、両面に対して石木ダムは非常に必要なダムと認識しております。

【麻生委員】長崎市は多くのダムを持っています。佐世保市は、河川の表流水を使っているという状況ですね。大変不安定な状況だということがわかりました。

あと1点お尋ねしたいんですけど、「賛成、反対、中立の立場」と言われているけど、今まで何回となく私たちが聞いている中では、住民の皆さんにも、賛成の皆さんにも説明をしてご理解をいただいたという話をされています。

賛成の方たち、元住民、川原地区におられた皆さんの中で、何名の方が賛成されて、この土地を協力されたのか。川棚町全体の、石木ダムの対象とした。また、何割の方が反対で今、残っていらっしゃるのか。

私は、そういう過程においては、必要性、課題、皆さんに協力していただくための思い、それは十分に尽くされていると思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

【浦瀬河川課企画監】石木ダムに関連します地

権者数は、家屋数で全体で67戸でございます。そのうち、現段階で54戸の方に賛成をいただいて、土地をお譲りいただいております。今反対されている方は13戸でございます。地権者でいきますと、全体で121世帯、そのうち16世帯が、まだ同意をいただけていない状況でございます。土地の面積につきましても、8割以上の面積につきまして同意をいただいている状況でございます。

【麻生委員】わかりました。

石木ダムの問題については、もう40年来ですね。多くの課題があって、中村知事の時に解決をとという思いがあって、強制執行になったことについては心痛むと私自身も思っております。理解をしていただいて、県民、市民がいさかいを起こすことなく、皆さんが同じ地域で安心な生活を送っていただく、これが私たちが願っているところだと思っております。

ただ、残念ながら、意見の違い、思いの違いがあるかもしれませんが、お互い、同じ土地を持ちながら、苦渋の選択で理解をし手放した方も多くおられるんじゃないかと思えます。

水道事業は、大事な基礎のインフラと思っています。道路もそうかもしれませんが、水自体は、市民生活の中で一番のベースになる、市民が安心して生活できる、そういう基準だと私は思っているところです。ですので、水道事業について私自身も意見を言い、南部広域水道事業のことについてもいろいろ言わせていただきました。

今後、市民生活をきちっと守って、県北の皆さんが安心して生活をしてもらう。佐世保の、中核市になりましたこの皆さんが、交流人口も含めて多くなっていく状況の中で、きちっと生活してもらうには大事な事業ではないかと思っ

ておりますので、今回の請願については意に添わないんじゃないかと私は思っておりますので、参考意見を聞かせていただきました。ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はありませんでしょうか。

【友田委員】先ほど、ダムの必要性について、わからない市民、県民が多いというふうに感じられて、この請願が提出されたということでありました。

担当部に聞きたいんですけども、これまでに、この必要性について県民にわかるように、どんな対応をしてきたのか、これまでの経過を改めてお聞きしたいと思います。

【川内河川課長】これまでどのような説明等をしてきたかというお尋ねだったと思います。

県といたしましては、これまで長年にわたり、石木ダム事業につきまして、その必要性や事業計画について繰り返し説明してまいりました。最近10年間におきましても、石木ダムを含む川棚川水系河川整備計画策定や、石木ダム環境影響評価審査、また、ダム検証や事業認定等の手続の中におきまして、それに関わる意見交換会や説明会を実施してまいりました。

具体的には、11回開催された河川整備計画検討委員会の中で、平成18年10月に、川棚川水系川づくり意見交換会を2回実施しております。また、環境影響評価の中で、平成19年7月に、長崎県環境影響評価条例に基づく準備説明会を実施しております。

民主党政権時に始まりましたダム検証の手続におきましては、平成23年2月から1カ月間、パブリックコメントを実施し、その後、それに対する県の意見も公表しております。

平成23年3月には、ダム検証における意見交

換会と関係住民説明会を実施しております。この意見交換会では、石木ダム反対派の学識経験者も入り、6時間もの長い時間、意見交換を実施したところでございます。

前後しますが、平成20年7月には、川棚町民に対する事業計画説明会を実施しております。また、平成21年8月には、佐世保市と川棚町において、石木ダムに関する説明会を3回実施しております。

事業認定の手続におきましては、平成21年10月と11月に、土地収用法に基づく事前説明会を川棚町で2回開催しております。また、平成25年3月に事業認定手続の一つでございます公聴会が開かれ、賛成、反対の立場からの口述がなされ、平成21年12月の事業認定申請函書の縦覧期間中に出されました意見書190通についても、併せて事業認定庁において審査された上で、平成25年9月に事業認定告示がなされております。

長崎県公共事業評価監視委員会の事業再評価におきましては、平成19年度、平成23年度、平成27年度に公開の場で審議され、おのこの事業継続の結果を得ているところでございます。

このように、これまで延べ2,000人以上の住民の方への数多くの説明会や意見交換会等を実施しているところでございます。

また、地権者の皆様を含む事業に反対されている団体の方々に対しましては、平成25年9月の事業認定告示後においても、平成26年6月から8月にかけて、公開質問状に対する説明会等を3回、地元の川原公民館で実施しております。その後も、専門的な事項の質問を含む公開質問状に対しましては文書で回答しておりますし、現在も続いております数多くの情報公開請求につきましても、逐次対応しているところでございます。

このように県といたしましては、事業に対する説明会や意見交換会などを、これまでも十分実施してきていると考えております。

【吉田土木部次長】ただいまの河川課長の説明に、**いくつか**補足をさせていただきます。

まず、県民の皆様に対しましては、全世帯広報誌、県のホームページなどの媒体を活用しながら、ダム目的、効果、事業の必要性等についてできる限りわかりやすく解説を加えるなど、オープンな形で事業の広報に努めているところでございます。

また、反対の立場の方々には「ゼロベースで検討と説明を」と言われておりますけれども、既に多くの皆様のご協力をいただくなど長年にわたる経過があり、白紙に戻しての話し合いには応じられないとお答えをしてきたところでございます。

そうした中、現在は先方が、国を相手に事業認定**取消訴訟**を起こされておりますので、既に事業の検証の場が法廷に移っているというふうにご考えているところでございます。

また、この間、昨年に関東・東北豪雨、それから今年の北海道・東北豪雨に例を引くまでもなく、本県におきましては、先ほど麻生委員ご指摘のとおり、梅雨時には長崎市で長崎大水害に匹敵をします1時間雨量136ミリ、雲仙市では雲仙市の6月の観測史上最高雨量となる3時間203ミリを記録するなど、石木ダムで想定している大雨、これも3時間203ミリでございますが、**それが記録**されております。

川棚川の抜本的な治水対策、そして佐世保市の慢性的な水源不足解消の2つの目的を持っている本事業は、県民の安全と安心を確保するため、ぜひとも必要な事業であり、去る11月30日には、石木ダム建設促進川棚町民の会の総意と

して、「町民が洪水や濁水等の災害に再び襲われることがないように、一日も早い石木ダムの完成に尽力いただきたい」とする知事宛ての要望書をいただいたところであります。

地域住民の皆様の安全の確保は、行政として最も重要な責務であり、工事の進捗に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【中島(浩)委員長】ほかに。（「一言よろしいですか」と呼ぶ者あり）

すみません。却下します。

ほかに、質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

【大場副委員長】本請願において、不採択の立場で討論を行わせていただきます。

この請願の趣旨はしっかりと受け止めさせていただきますが、先ほど私も聞いておりました中で、県も、ダム検証等においては幾度となく説明会を開催してきた経緯、そして国も、事業認定を行うに当たり公聴会を開催し、それぞれ賛成、反対の両方の意見を聞く会を設けられております。また、本県議会においても、事業に関する説明を求め、繰り返し議論をしてきた経緯がございます。

このように、石木ダム建設事業については、説明や議論が尽くされた上で現在に至っている経緯があり、もはや、この請願にあるような段階にはないと考えます。

さらに、先ほど説明がありましたが、事業に反対する方々が国を相手に起こされた事業認定取消し訴訟が進行中でもあることから、より慎

重に取り扱うべきものだと考え、当請願は不採択にすべきものだと考えます。

【中島(浩)委員長】ほかに、討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

第8号請願に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第8号請願「国に対し、石木ダムについて賛成、中立、反対の立場での公開議論を求める請願」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

（起立者なし）

【中島(浩)委員長】起立なし。

よって、第8号請願は不採択とすべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。

本委員会を代表しまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時13分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

本定例会で審査いたしました内容、結果について、12月19日月曜日の予算決算委員会における環境生活分科会長報告、及び12月21日水曜日の本会議における環境生活委員長報告の内容について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切

り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 2時14分 休憩

午後 2時15分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び環境生活委員長報告については、先ほどのとおり報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時16分 再開

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】それでは、正副委員長にご一任を願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席をお願いしております。

任期中最後の委員会となると思っておりますので、環境生活委員会の閉会に当たり、委員長として一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。

委員長を仰せつかりまして今日まで、大場副委員長をはじめ、委員の皆様方や理事者の皆様方のご協力を得ながら、委員長としての重責を果たすことができたのではないかとと思ひており

ます。

この場を借りて、心からお礼を申し上げます。

県民生活部におかれましては、県民の皆様の暮らしと安全を守る施策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

環境部におかれましては、あらゆる環境の変化に対応できる取組を行っていただきたいと思います。

土木部におかれましては、先ほどの石木ダムもあり、いろんな面で大変な事業を抱えていらっしゃる状況でございますけれども、これも計画的に事業が図られますことを心からお願いしておきます。

交通局におかれましては、経営健全化を進め、よりよい、地域に密着した役割を果たしていただきたいと思います。

最後になりますが、委員並びに理事者の皆様方には、健康に十分留意されまして、さらなるご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げまして、私からの閉会のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

次に、理事者を代表しまして、環境部長にご挨拶をお願いしたいと思います。

【太田環境部長】環境生活委員会の閉会に当たりまして、理事者を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

中島(浩)委員長、大場副委員長をはじめ、委員の皆様方には、委員会におけるご審議をはじめ、県内外への現地調査などにおいて、環境生活全般にわたる重要課題につきまして終始熱心にご議論いただくとともに、さまざまな観点から貴重なご意見等をいただきましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

いただきましたご指導、ご提言につきましては、今後の施策の中に反映してまいりたいと考

えております。

私ども4部局におきましては、県民の生活を守ることを最優先に、長崎県総合計画チャレンジ2020並びに各部局の個別計画に基づきまして、さまざまな取組を行っております。今後とも、本県が目指す将来像に向かって、県民の皆様様の安全・安心で快適な暮らしにつながる取組を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも、環境生活分野における県政の推進に対しまして、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様には、お体に十分留意され、ますますのご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【中島(浩)委員長】これもちまして、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

-----  
午後 2時20分 閉会  
-----

# 環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年12月13日

環境生活委員会委員長 中島 浩介

議長 田中 愛国 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 4 1 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 4 2 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 4 7 号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 1 5 1 号	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 5 6 号	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 1 5 7 号	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 1 5 8 号	訴えの提起について	原案可決
第 1 5 9 号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決

計 8 件（原案可決 8 件）

### 2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 8 号	石木ダムについて、賛成、中立、反対の立場での公開議論を求める請願	不採択

計 1 件（不採択 1 件）

# 配 付 資 料

委員 長 中 島 浩 介

副 委 員 長 大 場 博 文

署 名 委 員 山 田 朋 子

署 名 委 員 麻 生 隆

---

書 記 田 坂 雅 子

書 記 益 永 誠 二

速 記 (有)長崎速記センター

# 配 付 資 料

平成28年11月経済対策補正予算

予算決算委員会 環境生活分科会  
関係議案説明資料

環 境 部  
土 木 部

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第135号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分  
であります。

今回の補正予算は、「未来への投資を実現する経済対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算については、

国庫支出金 4億4,295万6千円の増

計 4億4,295万6千円の増

歳出予算については、

環境保全費 4億4,671万2千円の増

計 4億4,671万2千円の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(海岸環境保全対策推進事業について)

海岸漂着ごみ対策について、国の経済対策を活用し、回収・処理事業等を実施するための経費として、

4億4,671万2千円

を計上いたしております。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

土 木 部

土木部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第135号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、「未来への投資を実現する経済対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

分 担 金 及 び 負 担 金	6億9,131万2千円の増
国 庫 支 出 金	62億7,447万4千円の増
諸 収 入	1億1,320万8千円の増
合 計	70億7,899万4千円の増

歳出予算は、

道 路 橋 り よ う 費	51億5,834万1千円の増
河 川 海 岸 費	39億2,229万9千円の増
港 湾 空 港 費	13億7,902万8千円の増
都 市 計 画 費	23億9,532万3千円の増
住 宅 費	5億4,410万 円の増
合 計	133億9,909万1千円の増

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1,054億3,564万2千円

となります。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(重要幹線街路費)

公共事業 23億6,050万 円の増

(道路新設改良費)

公共事業 29億3,962万3千円の増

(国道幹道事業負担金)

公共事業 6億6,280万 円の増

(道路災害防除費)

公共事業 4億8,614万1千円の増

(港湾改修費)

公共事業 8億3,212万8千円の増

(国道幹道事業負担金)

公共事業 4億6,290万 円の増

(総合流域防災費)

公共事業 11億6,040万 円の増

(広域河川改修費)

公共事業 4億2,950万 円の増

(火山砂防費)

公共事業 3億6,855万 円の増

(地すべり対策費)

公共事業 4億4,830万 円の増

(急傾斜地崩壊対策費)

公共事業 5億5,965万 円の増

(公営住宅建設費)

公共事業 5億4,410万 円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回の補正予算について、年度内に適切な工期が確保できないことから、

道路橋りょう費	7億6,516万8千円
河川海岸費	9億5,008万5千円
港湾空港費	7億2,000万円
都市計画費	2億1,661万9千円
合計	26億5,187万2千円

について、繰越明許費を増額しようとするものであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成28年11月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

県民生活部  
環境部  
土木部  
交通局

県民生活部

今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

#### (女性の活躍推進について)

県内企業等における女性職員の管理職登用を促進するため、ながさき女性活躍推進会議と連携し、去る10月19日から31日に長崎地区、佐世保地区、諫早地区において「働く女性のためのコーチング研修」を実施し、また、10月26日から12月7日にかけて、長崎地区において「女性のためのミドルマネジメント講座」を実施しております。

今後は、年明けに佐世保地区において「女性のためのミドルマネジメント講座」を実施する予定としており、県内企業等の女性リーダー・管理職候補となる人材の育成を支援することにより、女性職員の管理職登用を推進してまいります。

#### (人権尊重の社会づくりの推進について)

毎年、11月11日から12月10日までを「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」と定め、様々な人権課題について県民の理解を深めていただくことを目的として、集中的な啓発活動を行っております。

本年度は、県内各地のバスや電車の車内広告媒体を活用した広報に加え、強調月間期間中を含む10月23日から11月20日までの間の「Jリーグ加盟「V・フアーレ長崎」主催の地元開催4試合において、競技場内の大型ビジョンによる人権メッセージの放映や、最終試合においては、観客5,509人のもと、監督や選手自らが発信する人権尊重宣言、人権啓発ブースの出展などを行いました。

なお、これらの取組に先立ち、「V・フアーレ長崎」と連携・協力した一連の啓発活動として、障害を持つアスリートによる講演会、障害者スポーツ体験教室及び外国人観客へのエスコート体験を通して国際的な人権意識の向上を図る取組を行いました。

た。

これからも引き続き、温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発を推進してまいります。

#### (「長崎県人権教育・啓発基本計画」の改訂について)

県では、人権教育・啓発の取組と人権施策の方向性を示す「長崎県人権教育・啓発基本計画」を平成18年3月に策定し、平成24年2月の第一次改訂を経て、人権施策を全庁的に推進してまいりました。この度、第一次改訂から約5ヵ年が経過し、この間の人権問題に関する社会環境の変化などに対応するため、各分野の方々の意見聴取や関係部局等と調整・協議を行い、第二次改訂に向けた検討を進めております。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントの実施など県民の皆様のご意見を伺いながら本年度中に改訂し、人権教育・啓発の推進に努めてまいります。

#### (犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について)

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例では、10月11日から20日までを「犯罪のない安全・安心まちづくり推進月間」と定めており、各種啓発に取り組みました。

主な取組として、防犯に対する県民の意識を高め、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地に広げていくことを目的に、平成18年度から実施している「県内一斉防犯パトロール」については、本年度は防犯ボランティア団体や自治会のほか学校関係者など10,504人に参加していただいたところであります。

また、推進旬間初日の10月11日には、県警や県防犯協会などとの共催により、平成28年地域安全・暴力追放運動「安全・安心まちづくり」長崎県大会を長崎市において開催しました。防犯ボランティアの活動者など約700人参加のもと、地域安全・暴力追放運動などに取り組む多くの人々や関係機関との連携を密にしながら、「み

んなでつくろう安心の街」を合い言葉に、一層努力することを宣言いたしました。

今後とも、県民と一体となった取組を推進し、安全で安心な暮らしの実現に努めてまいります。

(「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」の策定について)

平成23年3月に策定した「新長崎県犯罪被害者等支援計画」については、国の犯罪被害者等基本計画の見直しや犯罪被害者等を取り巻く状況の変化などに対応するため、関係機関・団体が構成される「長崎県被害者支援連絡協議会」の意見聴取や関係部局等と調整・協議を行い、「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」の策定に向けた検討を進めております。

今後、県議会をはじめ、パブリックコメントの実施など県民の皆様のご意見を伺いながら本年度中に策定し、犯罪被害者等の支援の総合的・体系的な推進に努めてまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。県民生活部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、12件の事業群評価調査により、39件の個別事業の評価を実施いたしました。そのうち26件の事業について、平成29年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしました。

今後、県議会におけるご論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

(施策評価の実施について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実施いたしました。今回の施策評価は、「長崎県総合計画」が平成27年度をもって終了したことに伴い、計画に掲げる46の施策及び3つの政策横断プロジェクトについて、取組や数値目標の達成状況等の評価を行い、新たな施策の企画立案や事業の見直し等に活用するため実施したものです。県民生活部におきましては、総合計画に掲げる10の政策のうち、主に「政策2 一人ひとりをきめ細かく支える」、「政策3 人を育てる、人を活かす」に取り組んでおり、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち、安全・安心な消費生活の実現につきましては、住民により身近な市町の消費生活相談体制の整備や、若者から高齢者まで対象に応じた各種消費生活支援講座の開催などに取り組み、県民の利便性向上や消費者トラブルの未然防止を図ってまいりました。

今後の対応方針としては、本年3月に策定しました「第3次長崎県消費者基本計画」に基づき、市町や関係機関と連携した学校や地域における消費者教育のさらなる充実や、直接的な注意喚起の実施による高齢者等の被害防止策の強化など、安全・安心な消費生活の実現に向け取り組んでまいります。

なお、所管する数値目標のうち、今後も引き続き推進する必要があるものについては、「長崎県総合計画チャレンジ2020」などにおいて目標設定しており、今後も適切に進捗管理を行ってまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業のさらなる改善等に繋げるため、KPI(重要業績評価指標)の達成状況や取組内容等を踏まえ、平成27年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

県民生活部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、「女性の活躍を促進する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、女性の就労支援につきましては、女性就労相談窓口「ウーマンズジョブ・ほっとステーション」において、結婚・育児・介護などのライフステージに応じた就労相談、セミナーを実施した結果、相談件数1,539件、託児室利用者数401人など多くの方が利用しており、就職者数は414人となっております。

今後の方向性としては、きめ細かな就労サポートの充実を図るとともに、県内各地域における巡回相談の継続実施により、引き続き女性の就労支援に取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

環 境 部

今回、環境部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(地球温暖化対策について)

国においては、2030年までに2013年比で26%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしており、地方自治体及び事業者等と一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくこととされています。

本県でも、平成25年に策定した長崎県地球温暖化対策実行計画に基づき、県民、事業者、行政等が協働・連携しながら県民総ぐるみでの温暖化対策に取り組んでおり、今年10月には、事業者を対象としたエコドライブ講習会を開催し、安全運転管理者等への経済的な運転技術講習を行うとともに、来る12月14日から20日までを「県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク」として、県民を対象にマイカー自粛などの取り組みを展開することとしております。

また、県民らが事業者として省エネ、節電等に取り組むための新たな県庁エコオプイストランの策定を国の方針に沿った形で進めており、今後も県関係機関等での取り組みを進めてまいります。

(諫早湾干拓調整池の環境保全対策について)

諫早湾干拓調整池中央干陸地のヨシ原の利活用や適正な維持管理のため、今年度、有識者のご意見も参考にしながら調査・検討を進めており、動植物への影響等に配慮したヨシの適正管理方策や中央干陸地を活用した水質浄化手法などを、関係機関等へ提案していくこととしております。

また、地域の方々に干拓調整池等を親しんでいただくことが重要であることから、県央振興局において環境学習の場の提供や民間団体の環境保全に対する取り組みへの参加を行ったところとです。

諫早湾干拓調整池の水質保全対策については、「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、生活排水や工場等からの排水対策、畑地からの表土流失防止などの面源対策等、各種施策を実施しているところですが、去る9月30日に「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全・創造推進会議幹事会」を開催し、九州農政局から参加いただき、調整池の水質保全対策の推進と次期行動計画策定の準備を進めることについて確認できたところであり、今後、事業主体である九州農政局とともに、早期に次期行動計画の策定を進めていくこととしております。

(島原半島窒素負荷低減対策について)

島原半島については、県内の他の地域と比べ、地下水にかかる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が高い傾向にあり、平成18年度から島原半島窒素負荷低減計画に基づき、飲用水の安全対策や窒素負荷低減対策を実施しております。

地下水の水質については、定期モニタリング調査を実施している17地点における硝酸性窒素等の平均濃度は全体的に減少傾向を示し、また、追跡調査を実施している72地点の調査では、浅井戸の環境基準超過地点数は改善傾向にあるものの、一部の深井戸では超過地点数が増加するなどの傾向にあります。

今後は、これまでの取り組みに加え、国や大学等の支援を受けながら、地下水中の硝酸性窒素等の濃度が増加している地域を中心に、実態把握や監視、立入調査等を通じて、適正施肥や家畜糞尿の適正処理の推進などに取り組んでまいります。

(新たな長崎県汚水処理構想の策定について)

下水道や浄化槽などの汚水処理施設の早期整備及び将来を見据えた効率的な維持管理を図るための指針として、各市町が策定した整備計画をもとに、新たな長崎県汚水処理構想の策定作業を進めております。

今回の汚水処理構想においては、今後10年程度を目処に汚水処理施設の整備が概ね完了するよう、平成27年度末における本県の汚水処理人口普及率78.8%を、平成38年度には90.2%を目指すために、将来の人口動向や社会情勢を踏まえた下水道や浄化槽等の整備区域の見直しを行うことにより、汚水処理施設の早期普及を図ろうとするものです。

本構想の着実な推進を図るためには、県民、市町及び県がそれぞれの役割を認識し、お互いに連携・協力して取り組む必要があります。今後、パブリックコメントを通して、県民の皆様のご意見を伺うとともに、県議会のご意見をお聞きしながら、今年度中に本構想を策定することとしております。

#### (ゴミゼロながさきの推進について)

本県では、ゴミのない資源循環型の長崎県（ゴミゼロながさき）の実現を目指し、ゴミゼロ意識の確立や廃棄物の発生抑制対策等を推進しております。去る10月29日には、佐世保市において、環境にやさしい長崎県の実現を図るため、「長崎県美しいふるさと推進大会」を開催し、県内各地域の保健環境連合会など県民約450人の参加をいただき、環境教育に関する講演や環境活動団体の事例発表などを通じて、環境保全や美化活動に関する意識の向上に努めたところです。

また、廃棄物の発生・排出抑制の取り組みとして、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスの削減やリサイクルを促進するため、今年度より、九州各県と連携して、外食、小売業界を対象とした「九州食べきり協力店」の登録募集の取り組みを開始しました。

今後とも、県民、事業者、行政などが連携したゴミゼロ県民運動を積極的に推進し、循環型社会の形成に取り組んでまいります。

#### (第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について)

野生鳥獣の適正な保護管理を計画的に実施するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境省が定める基本指針に則して、平成29年度から平成33年度までの5ヵ年間で第12次鳥獣保護管理事業計画を今年度末までに策定することとしております。

本計画におきましては、計画期間中の鳥獣保護区や特別保護地区等の指定及び更新の計画のほか、鳥獣の捕獲等の許可基準や特定鳥獣保護管理計画の作成方針、狩猟の適正管理等に係る方針等を定めることとしております。

策定にあたりましては、市町及び関係団体並びに県民のご意見を踏まえるとともに、県環境審議会鳥獣部会においてご審議をいただく予定であります。

#### (生物多様性保全の推進について)

本県の豊かな生物多様性の保全のため、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、カブトガニなど本県に生息する希少な野生動物植物で、愛好者等の捕獲採取により生息数が著しく減少するおそれのある60種について、希少野生動物植物種保存地域を指定し、捕獲採取を規制しているところろです。

今年度は、新たにキリシママエビネなど植物や貝類など31種について、県下全域又は一部地域を保存地域に指定するとともに、キバナノセッコクなど既指定5種の指定地域を拡大し捕獲採取等を規制いたします。また一方で、指定後に広く生息生育が確認されるなど、捕獲採取による絶滅のおそれがないニシヤモリなど既指定18種を解除したいと考えております。今後、市町及び住民のご意見を踏まえ、3月末を目途に指定する予定です。

#### (島原半島ジオパークの活用推進について)

世界ジオパークは、昨年11月にユネスコの正式プログラム化が決定し、「ユネス

「世界ジオパーク」と名称が変更されました。本県の島原半島ジオパークも、これまで以上に認知度・発信力が向上し、地域の持続的な活性化への寄与が期待されているところ です。

本県としても、これまで以上にジオパークを活用し、島原半島の地域振興を推進するため、今年度から世界ジオパーク活性化事業として、来年2月上旬に東京都の有楽町駅前広場において関係道府県と連携したPRイベントを実施するとともに、旅行業者を対象にモニターツアーを実施し、ジオツアーの内容強化及び魅力的な商品化を推進してまいります。

#### (事務事業及び公共事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価、公共事業にかかる新規事業の事前評価を実施いたしました。環境関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、9件の事業群評価調査により、45件の評価を実施いたしました。そのうち20件の事業について、平成29年度に向けて、「拡充」「改善」「縮小」のいずれかの見直しを検討しております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組みてまいります。

#### (施策評価の実施について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実施いたしました。今回の施策評価は、「長崎県総合計画」が平成27年度をもって終了したことに伴い、計画に掲げる46の施策及び3つの政策横断プロジェクトについて、取り組みや数値目標の達成状況等の評価を行い、新たな施策の企画立案や事業の見直し等に活用するため実施したものです。

環境部におきましては、総合計画に掲げる10の政策のうち、主に「政策9 安全・安心で快適な地域をつくる」に取り組みしており、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち、大村湾の水質改善につきましては、下水道の整備や工場排水など流域から流入する汚濁物質の抑制対策を継続して実施したほか、二枚貝等の生息場を確保するための浅場造成などに取り組みしており、大村湾の水質改善が概ね図られています。なお、所管する数値目標のうち、今後も引き続き推進する必要があるものについては、長崎県総合計画チャレンジ2020や個別計画等において目標設定しており、今後適切な進捗管理を行ってまいります。

#### (地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の達成状況や取組内容等を踏まえ、平成27年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行いました。

環境部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「地域の特色を活かした地域活性化策を推進する」に取り組みしており、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

具体的には、島原半島の豊かな自然・里山を巡る九州自然歩道のルートマップを新たに作成し、トレッキング利用の促進を図るなど、島原地域における環境資源の活用に取り組みしました。

今後の方向性と致しましては、県外イベントの開催等によるPR、ジオツアーの内容強化と商品化を促進するなど、更なる環境資源の活用に向けて取り組んでいくこととしてまいります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。  
よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

士 木 部

土木関係の議案及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第147号議案 長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第151号議案 長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

第156号議案 契約の締結の一部変更について

第157号議案 契約の締結の一部変更について

第158号議案 訴えの提起について

第159号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第147号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、知事の権限に属する事務の一部を市町において処理することに関して、都市計画法に基づく建築の許可等に関する事務、および河川法に基づく工事などの用に供する不動産に係る登記の嘱托に関する事務について、平成29年度から新たに小値賀町に移譲することに伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、第151号議案「長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」については、オフイスビルの整備に伴い県営出島駐車場を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第156号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成25年11月定例会で可決された一般県道諫早外森状線道路改良工事（(仮称)4号トンネル）に

ついて、補助工法の追加、並びに物価の変動等により、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

次に、第157号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成27年2月定例会で可決された一般国道384号道路改良工事（(仮称)三日ノ浦トンネル）について、支保構造等の変更、並びに物価の変動等により、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

次に、第158号議案「訴えの提起について」は、県営住宅において、入居名義人死亡後に不正入居を続けている者に対し、県営住宅の明渡し及び家賃相当損害金等の支払いを求めて訴えを提起しようとするものであります。

次に、第159号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、長崎県長崎市在住の個人が、一般県道昭和馬町線（長崎県長崎市三原2丁目）において、大雨の影響により、道路の法面が崩れ、家屋の損傷を受けた事案について、和解し、損害賠償の額を決定しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

平成28年に発生した県の管理環状による事故の和解及び損害賠償の額の決定12件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、窺みによるものが1件、側溝蓋の不具合によるものが2件、落石によるものが3件、照明灯の引込柱の倒壊によるものが1件、県営住宅における引込盤内ブレーカー端子の不具合によるものが5件となっております。

各事故の相手方へ支払った賠償金は合計で1,187,463円です。

(契約の締結の一部変更について)

平成27年6月定例県議会にて可決された一般国道251号橋梁整備工事(3号橋上部工)について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させて頂いたものであります。内容は、通信管路の追加、並びに物価の変動等により、請負代金額を658,806; 480円から7,669,080円増額し、666,475,560円に変更したものでございます。

(訴えの提起について)

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いについて、訴えの提起1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させて頂いたものであります。訴えの提起については、度重なる支払い督促や催促にも応じない滞納者について、裁判手続きにより建物の明渡しや滞納家賃の支払いを求めらるるものであります。

(公共用地の取得状況について)

平成28年9月1日から10月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、佐世保市における河川改修事業2件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(幹線道路の整備について)

県では、西九州自動車道や島原道路、西彼杵道路など、地域振興等を支える規格の高い道路の重点的な整備とともに、安全・安心や快適な暮らしの実現の観点から生活に密着した道路整備を計画的に進めております。

このうち、西九州自動車道については、今年20日に、松浦佐々道路の着工式が県選出の国会議員をはじめ、国土交通省や県議会議員、市・町議会議員並びに多くの地元の皆様方の参加により、盛大に開催されたところであります。事業化3年目という異例の早さで工事に着手されたことは、国土交通省の皆様が全力で整備に取り組みられた成果であり、今後の整備促進を図っていくうえでの大きな弾みになるものと考えております。県としましては、整備のスピードを緩めることなく引き続き工事に着手していくため、今後も、関係市町とともに、用地取得の支援や地元調整に積極的に取り組んでまいります。

また、島原道路については、未着手区間である島原市有明町から雲仙市瑞穂町間において、環境影響評価の手続きに伴う地元説明会を開催するなど、新規事業化に向けた準備を進めているところであり、西彼杵道路についても、10月6日にトンネル工事に着手するなど、整備を着実に進めております。

このほか、対馬市で整備を進めておりました国道382号の大地バイパス<sup>4</sup>では、大地2号トンネルが9月に貫通するなど、離島においても、鋭意整備を進めているところであります。

今後とも、産業の振興や地域の活性化並びに安全・安心の確保を図るべく、効率的で効果的な道路ネットワークの整備に積極的に取り組んでまいります。

(石木ダムの推進について)

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の水源不足解消のために必要不可欠な事業であり、土地収用手続きを進める一方、ダム建設に伴う付帯事業を進めているところであります。

その工事は、既に事業にご協力いただいた地権者の方々から県が任意で取得した土地で行うものであり、昨年3月、長崎地方裁判所佐世保支部において、現場への通行

を妨害した方々の一部に対し、通行妨害行為を禁止する仮処分の決定がなされました。しかしながら、昨年5月の工事再開以降も、仮処分を受けた方以外の方々を中心に妨害が行われ、工事車両等の通行ができない状況となっております。こうした現状を打開して工事を進めていくため、去る10月28日、妨害者19名について、通行妨害を禁止する仮処分を長崎地方裁判所佐世保支部に申し立てたところであります。

本年8月末に大きな被害をもたらした北海道・東北豪雨ばかりでなく、本県においても、6月には長崎市で長崎大水害に匹敵する雨量を記録したほか、雲仙市や新上五島町など、各地で記録的な雨量が観測されております。

いつでも起こり得る災害に備え、地域にお住まいの皆様の安全・安心な暮らしを確保するためにも、ダムは早期に完成させなければならず、今後とも、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に最大限努力してまいります。

(九州新幹線西九州ルート建設推進について)

九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)については、現在、本県内の全工事延長の約9割が発注済であり、11月には東彼杵町において彼杵川橋りょう工事が開始されるなど、工事が本格化してきております。また、トンネルや高架橋など23の工事のうち、すでに4工区が竣工しております。

また、用地取得につきましては、現時点で約9割が契約済でございます。今後とも、さらなる事業進捗が図られるよう、関係機関、地元市・町と連携を密にして取り組んでまいります。

(事務事業及び公共事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価、公共事業にかかると新規事業の事前評価を実施いたしました。土木部関係分については、お

配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、22件の事業群評価調査により、78件の評価を実施いたしました。そのうち16件の事業について、平成29年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討しております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

(施策評価の実施について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実施いたしました。今回の施策評価は、「長崎県総合計画」が平成27年度をもって終了したことに伴い、計画に掲げる46の施策及び3つの政策横断プロジェクトについて、取組や数値目標の達成状況等の評価を行い、新たな施策の企画立案や事業の見直し等に活用するため実施したものです。

土木部におきましては、総合計画に掲げる10の政策のうち、主に「政策7 アジアと世界の活力を呼び込む」や「政策10 地域づくりを支えるネットワークをつくる」に取り組んでおり、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち、都市の競争力を高めるまちづくりにつきましては、浦上-長崎間のJR高架の整備に取り組んだ結果、35%の整備率となっております。

今後の対応方針としては、九州新幹線西九州ルートの開業を見据えながら、長崎市中央・臨海部の都市再生や長崎駅周辺の交通結節点の機能強化など都市の競争力向上に取り組むため、予算の確保や関係部局と情報共有や意見交換を行いながら長崎駅周辺の整備を推進していくこととしております。

なお、所管する数値目標のうち、今後も引き続き推進する必要があるものについては、長崎県総合計画チャレンジ2020や個別計画等において目標設定しており、今後とも適切に進捗管理を行ってまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI(重要業績評価指標)の達成状況や取組内容等を踏まえ、平成27年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

土木部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「地域を創り、支え合うインフラ・サービスを活性化する」や「既存ストックのマネージメントを強化する」に取り組みしており、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「既存ストックのマネージメントを強化する」につきましては、長崎県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋梁に対して対策を実施した結果、累計で162橋の補修が完了しました。

今後の方向性と致しましては、適正な予算確保を行い、定期点検を行うとともに、早期に従来の事後保全的な修繕から予防保全的な補修への転換を図り、長寿命化及びトータルコストの削減に向けて取り組んでまいります。

(長崎県住宅供給公社について)

諫早西部団地第2工区(西-1地区)の商業用地につきましては、7月22日から10月4日まで公募し、11月1日に入札を行いました。

入札の結果、9億5,220万円でイオンタウン株式会社が入札し、11月7日に契約を行いました。

今後、事業者において開発許可等の法令手続きの他、土地の造成計画、商業施設の設計等を進めてもらうため、施設の営業開始までには少なくとも2年程度の期間は要すると思われれます。

この商業用地の契約により、公社は9億円余りの収入を得ることができ、またイオングループの進出が決まったことにより、分譲中の住宅用地販売にも弾みがつくものと考えております。

(長崎県住生活基本計画の取定について)

住生活基本法に基づき、豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備、及び住居サービスネットワークの構築に向けた施策の充実を図るために、国による全国計画の見直しを本年3月に閣議決定され、各都道府県においても全国計画に即して、現計画の改定作業を行っているところです。

本県では、平成24年3月に策定した長崎県住生活基本計画に基づき住生活施策を展開してまいりましたが、その後の社会情勢等の変化、関係部局等の意見、11月9日に開催した住生活政策懇談会のご意見を踏まえて見直しを行い、新たな住生活基本計画の素案を作成しました。この素案については、今後パブリックコメントを実施するとともに、県議会からのご意見を踏まえ、また、国土交通省と協議のうえで、改定案を作成することとしております。

(海砂採取取量確認方法の見直し等について)

本年3月の福岡高裁判決を不服として、第2審被告が最高裁に上告しております。海砂採取許可取消等請求事件については、このほど最高裁の上告棄却が決定し、県の勝訴が確定いたしました。

今後このようなことを招くことがないよう、本年4月から、海砂採取量の新たな確認方法の導入に向けて試行を行っておりますが、業界団体との協議も整い、来年1月から新たな確認方法を本格実施することとしております。

新たな確認方法は、これまで帳簿上のみに限られていた採取量確認を見直し、実際に計測して作成した数量計算書と全景写真2枚の提出を海砂採取業者に求めることにより、より厳格な確認方法に改めようとするものであります。

今後とも、海砂の適正採取の保持に努めてまいります。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

交 通 局

交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第141号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分

第142号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分であります。

第141号議案「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分については、雇用保険法の改正により、求職活動費の内容が見直されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第142号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分については、10月7日に行われた原人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、扶養手当について、企業職（一）表9級の職員は、平成32年以降、子以外の扶養親族に係る手当は不受給とするよう見直しを行うため、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

（小集団活動総決起大会について）

利用者の安全・安心とサービス向上を目的として取り組んでいる小集団活動について、これからの活動をより効果的に推進していくため、平成29年2月に小集団活動総決起大会の開催を予定しております。

総決起大会では、各チームのこれまでの活動報告や、無事故を達成したチームの

表彰を行い、次年度へ向けた新たな目標を発表し、職員一丸となって更なる事故防止に対する意識の向上を図ることをしております。

今後とも「安全」「確実」「快適」「親切」をモットーに輸送品質の向上に努めてまいります。

（車いす介護コンテストについて）

乗務員の車いす取扱いの習熟によるサービス向上を図るため、車いす介護コンテストを実施しており、去る11月16日に第14回目となるコンテストを開催いたしました。

今年度は長崎地区で開催し、長崎市身体障害者福祉協会に競技の審査を引き受けていただくとともに、競技終了後の意見交換会では、長崎市内における車いすでのバス利用についてご意見をいただくなど、ご協力をいただいたところで、

今後とも地域に密着し、利用者の意見を直接お伺いできる取組を行うことで、サービス向上を目指してまいります。

（貸切バスツアーについて）

県営バスでは、毎年1月から3月にかけて、一泊二日の貸切バスツアーを長崎県管バス観光株式会社とタイアップして実施しております。

今年度は、本年4月に発生した熊本地震により被災された熊本県内や、観光客の減少等の影響を受けた島原半島地域への支援を目的として、天草・熊本の一泊二日のツアーを企画したところであります。

コース内容については、初日に南高原市の酒蔵に立ち寄り、その後島鉄フェリーにて天草方面へ向かい、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である崎津教会堂等を見学後、天草温泉での宿泊となります。

二日目は、天草観光後、修復工事中の熊本城を見学し、有明フェリーを利用して

長崎に戻るツアーとなっております。

ひとりでも多くの方に参加いただければ、職員一丸となって、集客活動に取り組んでまいりたいと考えております。

(営業・広報活動について)

営業・広報活動については、地域との連携を目的に、子どもを対象とした取組のひとつとして、本年8月から11月にかけて長崎市、諫早市、大村市で開催された様々なお祭りやイベントに参加いたしました。

イベントには、路線バスを展示し、運転席で運転士の帽子を被っての記念撮影や、バスに関するクイズ、ペーパークラフト製作、ぬり絵など子ども向けの催しを実施し、たくさんのお客さんや親子連れで賑い、バスと親しんでいただきました。

特に、諫早市で開催された「諫早さんしゃいまつり」においては、小長井町のフルーツバス停をモチーフにしたフルーツレンジャーも参加し、子どもたちの注目を集めておりました。

また、11月には、ローカル線にスポットを当てて地域の魅力を紹介する「県営バスdeおでかけMAP」を製作、配布いたしました。

現在、これからシーズンを迎える牡蠣小屋にスポットを当てた小長井地域版を配布しておりますが、今後も地域のローカル線を中心にシリーズ化し、バスの利用促進と地域の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

また、観光客等の利便性向上を図るため、長崎ターミナルの高速バス予約センターや、福岡行き九州号が発着するホームなどに、今年度中に四か国語表記のデジタルサインを設置することとしております。

引き続き、営業・広報活動や利用者の利便性向上に向けた取組を通して、県営バスの利用促進を図ってまいります。

(地域創生人材育成事業を活用した乗務員の確保について)

本県では、地域における人手不足分野の人材確保・育成対策の強化を目的として、今年度運輸業を含む4分野を選定し、今後3年間、国の競争資金を活用した採用や研修に取り組む地域人材育成事業を実施することとしております。

バス業界においては、県から委託を受けた長崎県バス協会が主体となり、希望する県内バス事業者に対して支援が行われることとなっており、県営バスにおいても今年度本事業を活用した人材確保の取組を実施することといたしました。

具体的には、既に本事業を活用した採用試験を12月8日に実施しておりますが、この試験の合格者については、採用後自動車学校等で大型二種免許を取得させ、その後必要な研修を行ったうえで運転士として配属することとしており、その際の大型二種免許の取得に要する費用及び給与の一部について、本事業において支援が行われることとなっております。

今後とも、既存の採用制度と併せて本事業を有効に活用し、必要な運転士の確保に努めてまいります。

(免許返納者バス社会実験について)

高齢社会へ向けた取組のひとつとして、本年6月1日から社会実験を行っている「免許返納者バス制度」について、去る11月8日に大村市、15日に諫早市で協議を実施いたしました。

協議会には、両市の自治体、警察、自治会、老人クラブ、婦人会及び交通安全協会等の各委員が出席し、これまでの利用状況に関する意見や制度に対する感想、今後の進め方等について意見を交わしました。

また、最近、他県で発生している高齢者が関係する交通事故の影響により、県内においても運転免許証の自主返納者が増加しているとの報告があり、自主返納者に対する支援制度の重要性はさらに高まるものと考えております。

今後は、両協議会で出された今回の意見等を参考に、制度の利便性や効果等について検証を深め、来年度の本格実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。

(不祥事に伴う職員の処分について)

去る10月19日、営業運行中に携帯電話の画面を見た乗務員に対し、懲戒処分を行いました。

この事案は、本年7月8日、当該乗務員が長崎市内における営業運行の際、信号停車中や走行時に携帯電話（スマートフォン）の画面を見る行為を複数回行っていたものであり、お客様からの情報に基づき、ドライブレコーダーの映像を確認し発覚したものであります。

輸送の安全性の確保については、バス事業者にとって事業運営の根幹であり、これまでも職員一丸となって取り組んできたところではありますが、このようなことが起きたことは大変遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として県民の皆様へ深くお詫び申し上げます。

乗務中の携帯電話の取り扱いには、事故につながりかねない危険な行為であり、事案発覚後直ちに、全乗務員に対し、運行中の携帯電話の使用禁止についてあらためて周知徹底を図るとともに、乗務員の私用携帯電話について、乗務中は必ずセカンドバッグ等に収納するよう関係規程を改正したところであります。

交通局としましては、輸送の安全性を確保すべきバス事業者として、今回の事案を深く反省し、職員一人ひとりの安全運行への自覚を高め、再発防止と信頼回復に全力で努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成28年11月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追加1)

県民生活部  
環境部  
土木部

県民生活部

【環境生活委員会関係議案説明資料 県民生活部5頁の10行目の次に、次のとおり挿入する。】

(平成29年度の重点施策)

平成29年度予算編成に向けて「長崎県重点戦略(案)」を策定いたしました。

これは、来年度が2年目となる長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成29年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に示したものであります。このうち、県民生活部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

平成29年度は、県民の皆様が豊かで安心して暮らせる社会の実現を目指し、次の施策を重点的に取り組みます。

1. 「生きがいを持って活躍できる社会をつくる」ため、企業における女性の活躍を推進するための意識改革から具体的な取組までの支援を強化するとともに、女性の就業促進に向け、継続就業等のための若者の意識啓発やウーマンズジョブほっとステーションにおける再就職支援、伴走型の起業支援に取り組みます。また、意欲のあるNPO法人に対し、中間支援組織による組織診断や改善計画策定等の支援に取り組むほか、ボランティア団体と協力した地域猫活動や犬猫の譲渡活動に取り組みます。

2. 「快適で安全・安心な暮らしをつくる」ため、HACCP導入型基準の義務化を見据え、業種毎のHACCP導入講習会の開催や積極的なプロモーションを実施することにより、HACCP導入の拡大に取り組みます。また、消費者被害の利益擁護を図るため、「適格消費者団体」への認定を目指すNPO法人への支援や、高齢者をターゲットにした悪質な電話勧誘販売による消費者被害の防止に取り組むほか、高齢者交通安全意識の高揚を図り、交通事故のないまちづくりの推進に取り組みます。

なお、平成29年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

環 境 部

【環境生活委員会関係議案説明資料（環境部）6頁の23行目の次に、次のとおり挿入する。】

（平成29年度の重点施策）

平成29年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、来年度が2年目となる長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に告示したものであります。このうち、環境部におきましては、未来につながる環境にやさしい長崎県を目指して、豊かな自然環境を活かした地域づくりなどを推進したいと考えております。

主な新規事業として、島原半島の国立公園やジオパークなど豊かな自然環境を活かした先進的な地域づくりを推進するための「島原半島満喫プロジェクト推進事業費」、資源循環型社会の構築と廃棄物活用による地域づくりを推進するための「エコ&ヘルシーながさ推進事業費」及び「長崎県汚泥処理構想策定事業費」、県有施設への再生可能エネルギー等の導入を促進するための「県有施設CO2排出削減モデル事業費」などをあげております。

なお、平成29年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行っております。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

土 木 部

成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

【環境生活委員会関係議案説明資料（土木部）3頁15行目の次に、次のとおり挿入する。】

（平成29年度の重点施策）

平成29年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、来年度が2年目となる長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成29年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に示したものであります。このうち、土木部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としては、生活・産業基盤の整備や、安全・安心な生活を確保するため、4つの柱として、

1. 活力ある地域づくりを支える交通ネットワークの形成と個性あるまちづくりの推進
2. 激甚化・多様化する自然災害から県民の命と暮らしを守るための事前防災・減災対策の推進
3. インフラの老朽化による事故及びサービスの低下を防ぐための戦略的な維持管理・

更新の推進とインフラの有効活用

4. 建設業における人材の確保・育成に向けた取組を挙げております。

主要事業につきましては、引き続き、新幹線整備事業や島原道路整備事業等の整備を促進するとともに、新規事業として、長崎港松が枝埠頭の2パース化の実現に向け、背後地の土地利用について検討を行う「松が枝地区再開発構想検討事業」等を予定しております。

なお、平成29年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行つたところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編

